

令和元年

三川町議会会議録

第6回議会定例会

令和元年12月3日 開会

令和元年12月6日 閉会

三川町議会事務局

令和元年

第6回 三川町議会定例会会議録

令和元年12月3日 開会

令和元年12月6日 閉会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 12月3日(火) 会議録第1号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・山形県町村議会議員研修会の報告	4
・三川町議会議員行政視察研修の報告	5
・荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告	5
・除雪車による物損事故について	6
議第73号 令和元年度三川町一般会計補正予算(第4号)	7
議第74号 令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	7
議第75号 令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号)	7
議第76号 令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)	7
請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願	22
一般質問 1名	22

第 2 日 12月4日(水) 休 会

<請願審査委員会 開催>

第 3 日 12月5日(木) 会議録第2号

一般質問 5名	39
請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)	
請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願	106

議第77号	三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	110
議第78号	三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について	112
議第79号	三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	117
議第80号	三川町子育て交流施設の設置及び管理に関する条例の設定について	117
議第81号	三川町農村環境改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の設定について	123
議第82号	三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	125
議第83号	三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員の選任について	126
選挙第1号	三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について	128
意見書第2号	次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について	12

令和元年6回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年12月3日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	鈴木拓也 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 12月3日(火) 午前9時30分開会

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・山形県町村議会議員研修会の報告・三川町議会議員行政視察研修の報告・荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告・除雪車による物損事故について |
| 日程第 4 | 議第73号 令和元年度三川町一般会計補正予算(第4号) |
| 日程第 5 | 議第74号 令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 6 | 議第75号 令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 | 議第76号 令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 8 | 請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願 |
| 日程第 9 | 一般質問 1名 |

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから令和元年第6回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番 鈴木淳士議員、
8番 成田光雄議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果につ
いて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る11月28日に議会運営委員会を開
催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、令和元年度各会計補正予算4件、条例設定及び条例改正
6件、人事案件1件、以上11件があり、このほかに諸般報告4件、請願1件、一般質問6
名、選挙1件であります。

本定例会にあたり、石川副町長並びに鈴木総務課長補佐の出席を求め内容等の説明を聞
き、本定例会の会期を本日3日から6日までの4日間と決定をみたものであります。なお、
参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告4件を行った後、令和元年度の各会計補正予算4件が一括
上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の
趣旨説明のあと所管の委員会に付託となります。次に、一般質問ですが、今議会では一般質
問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に1名の議員が行い、これで散会となりま
す。

第2日目の4日は、本会議は休会となり請願審査委員会が開催されます。

第3日目の5日は、午前9時30分から本会議を開き、通告順に5名の議員が一般質問
を行います。次に、追加議事日程として請願審査委員会報告が予定されており、これで本会
議は散会となります。

第4日目の最終日6日は、午前9時30分に本会議を開き、条例の設定・改正6件が上
程され、質疑、討論、採決となります。次に、人事案件1件が上程され、質疑、採決となり
ます。その次に、選挙1件が上程され、採決となります。なお、請願採択の場合は、追加議
事日程として意見書提出1件が予定されております。

これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位からは活発なる質疑、町当局からは明快かつ分か
りやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう特段のご協力をお
願しいたしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は
本日から12月6日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありま

せんか。

(異議なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月6日までの4日間に決定しました。

○議長(小林茂吉議員) 日程第3、「諸般報告」を行います。

初めに議員派遣の報告であります。山形県町村議会議員研修会、三川町議会議員行政視察研修、庄内地方町村議会議長会議員後期研修会について、派遣議員からその報告を求めます。

6番 芳賀修一議員。

○6番(芳賀修一議員) 諸般報告を行います。

最初に、

山形県町村議会議員研修会の報告

1. 目的

激動する内外情勢に伴い、自治体運営においても幾多の時代的要請が提起されている。町村議員の識見を広め、これからの議会活動の円滑化に資するとともに議会機能の高揚を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和元年10月16日(水)

3. 参加者 議員7名

4. 研修地 山形市「山形国際交流プラザ」

5. 研修内容 「議員なり手不足と住民参画を考える」

講師 明治大学政治経済学部教授

牛山久仁彦氏

「どうなる日本の政治と経済」

講師 政治評論家

有馬晴海氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和元年12月3日

三川町議会

議員 芳賀修一 ㊟

次に、

三川町議会議員行政視察研修の報告

1. 目 的

本町議会議員は、国内の先進市町村の行政の取り組みとその効果を学ぶことにより、議会議員としての識見を深めるとともに議会活動の活性化と円滑な運営に資するため行政視察を実施した。

2. 研修日程 令和元年10月23日（水）～25日（金）

3. 参加者 議員9名

4. 研修地 埼玉県滑川町
埼玉県吉見町

5. 研修内容 滑川町
・子育て支援策（給食費無償化及び子ども医療費無料化等）について
吉見町
・介護予防、日常生活支援総合事業（地域通貨等）について

以上のおり研修したので報告いたします。

令和元年12月3日

三川町議会

議員 芳賀修一 ㊟

次に、

荘内地方町村議会議長会議員後期研修会の報告

1. 目 的

地域の自主性及び自立性を高めるため、住民自治によるまちづくりのあり方に対する地方議会議員の役割と議会活動の重要性を再認識し、地域主権確立に向けた取り組みと議員の資質向上を図ることを目的に参加した。

2. 研修日程 令和元年11月8日（金）

3. 参加者 議員7名

4. 研修地 遊佐町 鳥海温泉「遊楽里」

5. 研修内容 「庄内地域の創生に向けて」

講師 山形県庄内総合支庁長 沼澤好徳氏

以上のとおり研修したので報告いたします。

令和元年12月3日

三川町議会

議員 芳賀修一 ㊟

○議長（小林茂吉議員） 次に、町当局により「除雪車による物損事故」について、報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 除雪車による物損事故について、ご報告申し上げます。

本町におきましては、冬期間における安全な住民生活と円滑な地域経済活動の確保を図るため、通勤、通学等に必要な交通の確保に努め、除雪体制に万全を期しているところでありますが、昨年の冬において、町有除雪車による物損事故が発生したものであります。

その概要につきましては、平成30年12月9日、午前4時頃、横山地内の町道蛾眉ニュータウン2号線において、町有除雪車が作業中、道路と隣接している個人の土間コンクリートに損傷を与えたものであります。

本件は、除雪車側の過失により損害を与えたものであり、その復旧に必要な損害賠償額の43万2,000円を支払うことで合意いたしましたものであります。

今後とも作業員研修の充実とともに、担当区域の事前点検など安全な運行管理に万全を期してまいる所存であることを申し添えまして、諸般報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、「諸般報告」を終わります。

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第4から日程第7まで、以上4件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第73号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第4号）」、日程第5、議第74号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第6、議第75号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、日程第7、議第76号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」、以上4件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第73号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第4号）」、議第74号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議第75号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、及び議第76号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第73号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第4号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億270万5,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を6億1,500万3,000円といたすものであります。

まず歳出であります。職員の給料、手当、及び共済費にかかる人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであります。

次に、人件費以外の主なものを申し上げますと、2款総務費については、一般管理費における需用費の追加補正、電子計算費における委託料等の追加補正、戸籍住民基本台帳費における備品購入費の追加補正、及び基幹統計調査費における報酬等の追加補正であり、3款民生費については、社会福祉総務費における補助金等の追加補正、老人福祉費における扶助費の追加補正、障害者福祉費における扶助費の追加補正、福祉医療費における扶助費の追加補正、児童福祉総務費における扶助費の追加補正、及び保育園費における委託料等の追加補正をいたすものであります。

4款衛生費については、塵埃処理費における委託料の追加補正、6款農林水産業費については、農政対策費における償還金の追加補正、及び農村環境改善センター費における需用費の追加補正であり、8款土木費については、道路維持費における工事請負費の追加補正、橋梁維持費における委託料の追加補正、下水道費における繰出金の追加補正、及び住宅管理費における工事請負費等の追加補正をいたすものであります。

9款消防費については、常備消防費における委託料の追加補正であり、10款教育費に

については、小学校費の学校管理費における需用費等の追加補正、教育振興費における需用費の追加補正、中学校費の学校管理費における需用費の追加補正、幼稚園費における工事請負費の追加補正、体育施設費における需用費の追加補正、及び学校給食費における備品購入費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い12款分担金及び負担金、14款国庫支出金、15款県支出金、18款繰入金、20款諸収入、及び21款町債にそれぞれ所要額を計上いたしましたものであります。なお、第2表繰越明許費については、土木費における橋梁長寿命化対策事業について、令和2年度に明許繰越を行うものであります。また、第3表債務負担行為補正については、子育て交流施設整備事業の備品費等で、3,880万円を限度額として追加補正いたすものであります。さらに、第4表地方債補正については、事業費の補正により、起債限度額を8億4,720万円に増額補正いたすものであります。

続きまして、議第74号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,206万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を7億1,504万6,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、一般管理費における電算処理委託料の追加補正、2款保険給付費については、一般被保険者の療養給付費、及び高額療養費の増による追加補正、8款諸支出金については、平成30年度の普通交付金の精算による返還金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い1款国民健康保険税、3款県支出金、7款諸収入、及び8款国庫支出金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第75号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を8億8,717万9,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。1款総務費については、計画委員会費における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査にかかる役務費、及び委託料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い7款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第76号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億3,967万2,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。職員の給料、手当、及び共済費に係る人件費について精査をいたし、各款にわたり所要の補正をいたすものであり、2款事業費については、生活排水処理基本構想の改定にかかる委託料を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い4款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、議第73号から議第76号まで、一括でご説明申し上げましたが、細部につきましては、それぞれ審議の過程で所管の課長等よりご説明申し上げますので、よろしくご審議

くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 私の方から数点ほど質問いたします。

議案書の10ページにあります、3款民生費の子育て支援事業出産祝金の増額の要因について説明をお願いします。

次に、その下段にあります保育園費の人件費が減額補正してありますが、この要因について説明をお願いします。

次に、11ページの下段にあります廃棄物処理事業、廃棄物処理業務委託料が増額となっておりますが、この要因について説明をお願いしたいと思います。

もう1点ですが、13ページにあります8款土木費の橋梁長寿命化対策事業、この事業についての説明をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました子育て支援事業の出産祝金に关しましての増額の理由でございますけれども、こちらについては当初見込んでいた出生数よりも、第2子の出生数の増加が多かったことが要因でございます、その不足分の230万円を補正として計上したものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 10ページの保育園費における人件費の減に対するご質問でございます。これにつきましては、人事異動に伴うものと当初予算で見えていなかった部分と、一番大きいのは育児休業がございまして、その育児休業分で減額になったものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ご質問にあります衛生費の内容でございますが、これにつきましては平成19年に鶴岡市と一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する協定を結んでございます。この中身としましては、前年度の精算分、この部分の金額については当該年度に追加し補正するものとなっております。今回、調査結果精算がまとまりまして補正をいたすものでございます。補正の内容としましては、ごみ焼却施設等が処理原価の単価が若干低くなり搬入量が多くなったところでございます。また、各種において単価及びそういった部分の精査を見直した結果、122万3,030円の増となったところでございます。

もう1点、橋梁長寿命化に関するご質問でございますが、こちらにつきましては、法定点検ということで国が定めまして5年に1度ずつ橋梁の点検をすることが義務付けられております。今回県におきまして予算内容の調整をいたしまして当該予算の部分において、本町において点検費について交付金の算定がなされたところです。こういった部分を踏まえまして予算額を拡大しようということで、今回、橋梁分73橋の点検業務委託料として2,500万円を計上したところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 初めの子育て支援業務の出産祝金の件であります、当初見込みよ

りも第2子が多かったというような答弁でありました。当初見込みは実際何名ぐらいの出生数を見込んでいたのか。また、少子化と言われる中で本町の合計特殊出生率、近年の傾向等もしお分かりになればお聞きしたいと思います。

保育園費であります、保育士の育児休業等があったということでありました。未満児等の受け入れ希望が多くクラスが多くなっているといったこととお聞きしております。正職員の方々が担任を担うと、非正規の方々との責務の区別を付けていくんだというような以前説明があったかと思いますが、正職員の方が休業した場合のそういった担任といった担いはどのように行っていたのかお聞きできればと思います。

廃棄物の件であります、施設補修点検、また老朽化といったこともあろうかと思いますが、搬入量が増加しているというようなことでありました。鶴岡市への業務委託ということで、鶴岡市また三川町のごみが一緒に混ざっているということでありましたが、その割合としてはどのくらいになっているのか。また、その増加量といったもの、前年と比べて実際に増えているのかどうかといったことをもしお調べになっていければお聞きしたいと思います。

最後の橋梁の長寿命化であります、確認になりますが、町内のすべての橋の点検が行われるのかどうかといった部分を確認できればと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 出産祝い金に関しまして今回の補正の要因となりました第2子の出生について、その当初の見込みといたしましては、当初16名で見込んでいたところですが、転入された妊婦の方の出産等もありまして、今のところ26名ということで今年度は見込んでいます。

それから、合計特殊出生率につきましては、平成29年度の中での推移としまして2.04の合計特殊出生率となっております。全国また県内の合計特殊出生率よりは本町の方が高いというのが現在の状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 保育園における職員が出産した際の対応というようなご質問でありました。ご質問があったとお見かわ保育園おきましては、各クラスの担任については正職員をあてるというような対応を取っているところであります。しかしながら、その正職員が出産等で長期に休んだ場合、そういった場合につきましてはやむを得ず非常勤の職員から担任として対応していただきながら、かつ、その担任をしていただいた非常勤については担任手当というものを支給しながら対応を行っているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 一般廃棄物の処理量等の関係でございますが、詳細な資料は手元ございませんけれども、今現在分かる範囲で申し上げますと、ごみ焼却につきましては微増という形です。概ね搬入量も昨年度と変わらず行っております。t数でいきますと、委託については予定としましては、1,491.750 tに対しまして1,501.22 tとわずかに微増しているところですが、ものとしてはほぼ微増等になっておりますが、一部減っているところもございます。不燃中間等におきましては若干下がっている状況となっております。

す。数値等、細かなものは持ち合わせておりませんのでご了承願いたいと思います。割合ですが、これも概ねしか今資料分からないものですから、7%前後の状況になっているところと思います。内容としては以上です。

また、橋の点検でございますが、これにつきましては橋という部分について定義がございます。この定義に適った橋梁、これについては町内全部の点検という形を取っておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 私の方からは一般会計補正予算の12ページ、多面的機能支払交付金事業ということで返還が生じております。こちらの詳細の説明をお願いします。

また、その下にあります農村環境改善センター費ということで光熱水費の補正が組まれております。こちらの説明をお願いします。

続きまして14ページになります。常備消防事務委託料ということで、こちらが今年増額の補正になっているなということで、こちらの補正の説明をお願いします。

また、教育費の中にあります小学校管理費ということで、光熱水費こちらでも大幅な増額になっていると見て取れますが、こちらの要因の説明をお願いします。また、下段にあります、同じように体育館施設費ということで、こちらでも光熱水費が増額ということで、増額要因の説明をお願いしたいと思います。

続いて、国民健康保険特別会計であります。

歳出の最後の4ページにあります。療養諸費ということで一般被保険者療養給付費であったり、その下段の一般被保険者高額療養費というものが大幅に増額になっていると思いますけれども、こちらの増額の要因をお願いいたします。

続いて、下水道事業特別会計であります。

まず初めに、歳入の方で一般会計繰入金ということで、昨年は起債をしていたかなと思います。繰入金にした要因の説明をお願いします。

また、次のページ、歳出であります。下水道管理ということで人件費の増額の要因をお願いいたします。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の多面的機能支払交付金事業のうち過年度山形県多面的機能支払交付金の返還金の内容でございますが、これにつきましては平成30年度についてであります。町内で23組織がこの事業に取り組んでおります。そのうちの17組織において計画された事業を行わないということで、その分の事業費についての返還になってございます。歳入については100%、各組織から町の方に歳入なりますが、支出については交付金の財源内訳である国50%及び県25%、計75%が町から県の方に支出されるというような内容になっております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤農村環境改善センター所長。

○説明員（佐藤 亮農村環境改善センター所長） それでは、ご質問がありました農村環境改善センター及び小学校管理費、それから体育施設等に係る光熱水費の増額補正の理由について

ご答弁申し上げます。

各節の内容につきまして、光熱水費というふうに挙がっておりますが、主には電気料になります。各施設につきまして近年電気料の増加傾向がありまして、そういったことから3月までの支払い見込みを立てたうえで不足額を計上したものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 14ページの常備消防事務委託料の増額の要因でございますけれども、これにつきましては前年度の決算を鶴岡市消防本部の経費において行っているわけでございます。これまで、昨年、一昨年については当初予算の枠内で収めることができたわけでございますが、今回その増額に至った理由といたしましては、一つは人件費の増額がございます。平成30年度の欠員3名充足するというところで、そうした分の見合いの対象経費が増えましたので、町の負担分も増えたということでございます。もう1点が基準財政需要割の増嵩ということで、当初平成29年度ベースの7.92%で負担割合を算定しておりましたが、平成30年度ベースでは7.95%と、財政基準需要割が高まったことから、この分の負担金が増となったことから、今回その精算という形で補正するものでございます。

最後の下水道特別会計の人件費でございますけれども、これについては人事異動に伴いまして、当初主事クラスで想定していたものが係長クラスをこの対象にしたことで、こういった増額が必要になったものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 国民健康保険特別会計の保険給付費の大幅増要因でございます。これにつきましては、件数的には全体的にわずかながらの増でございますけれども、この費用額につきまして全体的に10%以上の伸びが出ております。その中でも特に前期高齢者の部分、65歳から74歳までになるわけですが、こちらの方の金額が大幅に伸びているところでございます。また、一般分、就学から64歳までにつきましても伸びているということで、全体的な伸びでございます。そういったところから高額な療養の状況も確認してみましたが、そちらの方は特に、若干は伸びてございますが、特段これといった伸びというところではなく、全体的に療養給付費が伸びてきているというところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 下水道の繰入金の説明については総務課長それでよろしいですか。では、加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 下水道に係る繰入金、また起債がないというご質問でございましたが、今回の事業におきましては66万円という少額な事業でございます。こういった部分から起債充当ではなく一般という形で、その費用については繰り入れをしたものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 多面的機能支払交付金、17組織が事業を執行しなかったことによる返還だという説明でありました。当局としての対応、17組織が事業を執行しなかったときの対応、どのような対応を取られたのかということをお聞きしたいと思いますし、今年度から一本化ということで組織を大きくして、町一本化で取り組んでいるようで

ありますけれども、そちらの方に関しても当局側の関与といいますか指導等、返還が起きるようなことがないような指導をされているのかどうか。その辺を1点お伺いしたいと思います。

光熱水費に関しましては、ほとんどが電気料金の値上げということでありました。散々補正の際にも聞いておりますけれども、当初予算を編成する時点でその辺は判断できなかったのかどうかということも1点。また、小学校に関しましての増額というのがかなり大きいと見て取れます。こちらの方、中学校では上がっておりませんが、今後は使用しないと思いますがエアコン等の影響はどの程度あったのかどうか。この辺をお伺いしたいと思います。

健康保険の方でありますけれども、高額療養者はさほど伸びていないというようなお話でありましたが、前年の12月補正と比べると随分高額療養費といったものが増額しているなと見て取れるわけですが、総額的にはそんなに伸びていないということで、突発的にこういった事象が、高額療養が必要になる方がこの時期に増えるという見込みなのかどうか。この辺を計上したという理由をもう一度お願いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 多面的機能支払交付金に係る事業でございますが、それぞれの組織において実施の状況、体制が異なっております。その中で計画にされた事業費が交付されておるわけでございますが、そういった事情からなかなか計画どおりいかないという部分も発生はしております。なるべくその事業が適正に効果的に執行できるようにという形で、町としてもその事務体制について助言したりしておるところでございますが、残念ながら5年スパンの中で、平成30年度についてはこれまでの未実施事業の積み重ねの中で2,000万円を超える事業費が返納になったということでございますので、今後につきましては、改めてその事業執行、いわゆる新しい執行体制、執行組織もできましたので、それを踏まえながら配分なり交付金については効率的に効果的に使われるよう、改めて町としても関与していきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました光熱水費の件であります。当初予算の予算計上にあたりまして、町全体で行財政改革ということで歳出部門の経費節減という部分で、そういった観点で予算編成をしております。担当課としても極力そういった部分の支出を抑制するというようなことで、抑えた形での要求をしていたわけですが、実際各現場の方におきましてはデマンドシステムというシステムを導入しながら、一定量を使いますと警報を鳴らしながら支出抑制を図るようなシステムを導入しているわけですが、なかなか歳出抑制までには繋がらないというような実情になっており、やむを得ず今回補正予算計上したものであります。

それから、各学校現場におきまして今年度から普通教室にエアコンを導入したわけでありまして。今年と昨年の資料が手元にあるのですが、7月、8月、9月、この3ヵ月間、3校合計で平成30年度、毎月80万円前後の支出がありました。それと今年を比べてみますと若

干増額はなっているものの、2万円から4万円の範囲での各月の増額ということで、エアコンの導入による大きな電気料増というところまではいかなかったというふうに分析しております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 給付費の関係でございます。まず高額療養費につきましては10月の支払いが終わった段階で、昨年度と比べまして740万円ほどすでに増額となっております。これにつきましては、先程超高額の療養についてはさほど変わらないということで申し上げましたが、この部分につきましては100万円以上の費用額の発生のお話でございます。その以下の部分で高額に該当している方が多いというふうに捉えてございます。特に7月ですと、昨年度は400万円だったのですが今年度につきましては860万円と大幅に増加となっております。

そういったことから今後もこのような傾向があるであろうということで、予想しての追加補正ではございますが、あまりにも補正によりまして残額が生じることのないように、ある程度固めの数字での追加ということで、場合によっては3月に追加もさせていただく可能性はあるのかなというふうに見ております。

○議長（小林茂吉議員） 質疑はございませんか。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 11ページと15ページ、関連ありますけれども、保育園と幼稚園の工事、62万1,000円ずつ、当然併設しておりますので二つに分かれますけれども、この工事内容の説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました工事費であります。今回保育園費、幼稚園費に計上しました工事費の中身としましては給食調理室関係の工事であります。給食調理室にあります回転釜及び冷凍庫等、年数経過による老朽化及び故障が続いているということから、今回二つの設備を改修する工事を設けているものでありまして、その経費を1/2ずつ、それぞれの款項目に計上したものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 私から最初に一般会計の歳入の部分、7ページになります。今回財源として繰入金ということで基金を三つほどとりくずして、4,500万円ほどの基金のとりくずしということですが、まずその財政調整基金3,700万円ほど大きくとりくずしています。この財源しかなかったのかなというふうな見方をしていますが、この繰り入れをした場合の各基金の残高、今分かる範囲内で、見込みということになるんだと思いますけれども、財政調整基金、ふるさと基金、教育施設整備基金、それぞれの残高の見込みの説明を求めます。

次に、先程も同僚議員からありました12ページ、農林水産業費の農政対策費であります。多面的機能支払交付金の町長説明は償還金とありましたが返還金だと思うのですが、この財源的には各組織からの余った5年間の、予算の分の余った残金を雑入で入れております。諸収入という形で雑入で入れておりますが、書き方、これ何回も同じ、前回もその前も、書き

方の問題だと思いますが、2,000万円ほどの雑入がありましたと。一方返還の方は、これ町の部分を除いて書いてあると。1,500万円というのは国と県に対する返還、町にも書き方としては返還されると。町の方では農政対策費の三角で受けるというような書き方を私はすべきかなと思ったのですが、システムの関係でこういう書き方になるのかなと思うのですが、内容としてはそちらの方が正しいのかなと思います。その辺の見解を伺いたい。

それから、細かい話になるのですが、2,004万4,000円の内訳として国が50%、県25%、町が25%ということで、単純に割れば町が501万1,000円と、端数の関係でこうなるのか。国・県がその数字そのものであれば1,503万3,000円ということになるのですけれども、2,000円の違い。これは端数の処理分ということでもいいのか。国・県補助金が端数分を切り捨てるわけで、その分町が負担するということになのかと思いますけれども、その端数の処理によってこの数字が微妙に違ったのか。その確認を伺いたい。

それから、先程同僚議員からもありましたけれども、5年分の残った部分が2,000万円ということで、17組織という説明ありましたが、金額として大きい組織はどのぐらいなのか。上位という言い方はおかしいですけれども、大きい方から五つぐらい教えてもらえればありがたいと思います。また、その残った部分の主な要因というものをどのように捉えているのか。原因がどうだったのか、その辺の説明をお願いします。

次に13ページ、土木費の住宅管理費、移住定住促進事業補助金280万円、これは財源としてふるさと基金からの繰り入れが充てられているように理解しますが、この事業に関して県の補助金というものは絡まなかったのか、なかったのか。この説明をお願いします。

次の14ページ、今回の財政調整基金のとりくずしの中で大きなもの、人件費もそうですけれども、目に付くのは教育費の小学校管理費の工事請負費454万円、これは教育施設の基金からでありますし、あとその下の小学校教育振興費の消耗品費で440万円と、あるいはその上の小学校管理費の備品購入費125万円、これも大きくなっていますが、この時期においてこういった備品購入、消耗品というものを計上しなければならないのはなぜなのか。当初予算で対応できなかったのか、その辺の内容も含めて説明をお願いします。

最後に、介護保険事業の関係です。

介護保険特別会計の4ページ、計画委員会費ということで計上されました。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料、これは今後の介護保険の計画づくりのための調査なのかなと思いますけれども、その内容と、当初計画においてこれは計画されていなかったのか。

今の時点でなぜこのように計画されるのか。その辺を伺いたいと思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 7ページの歳入、基金の繰入金の関係でございます。三つの基金について繰り入れを行ったものでございますけれども、ふるさと基金につきましては先程議員の質問にもありましたとおり、移住定住促進事業についてこれに充てるため、当初予算においても同様に充てておりますので、これを対象としたものでございます。教育施設整備基金につきましても、議員の質問にもありましたとおり小学校の管理費において、工事費の方に充当したものでございます。財政調整基金については不足分の基金の繰り入れでござい

ます。

その後の現在の見込みといたしましては、財政調整基金については4億6,400万円、ふるさと基金につきましては、年度末の見込みでございますけれども6億100万円ほど、教育施設整備基金については1億3,200万円ほどを見込んでおられるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 多面的機能支払交付金事業に関連する三つの質問がございました。

1点目につきましては、交付金の返還金について歳入歳出での予算計上の置き方についてどうなのかということでしたが、今回これまでにないほどの2,000万円を超える金額になってございます。当初予算ではその受け皿として、いわゆる返還金が発生するだろうということで3,000円の計上をしておったところですが、今申し上げたとおり2,000万円という状況が発生しております。それを受けて歳出については、これは今回補正でお願いしているとおりの項目での歳出ということで、これについてはそういう整理の仕方、歳入歳出の項目に計上したということでご理解をいただきたいと思っております。

それから2点目でございます。事業を執行できなかったところの中で大きいところはどこなのかというような内容でございました。これについてはそれぞれ組織の事情もございまして特定した組織の名称については差し控えさせていただきたいと思っておりますが、その要因としましては、いわゆる長寿命化というようなメニューがございまして、こちらについては簡易な砂利敷きとかではなくてアスファルト舗装ですとか、いわゆる工事というような次の段階になってございますので、その難しさもあり全額計画どおり執行できなかったというのも一つあるかと思っております。

もう1点につきましては、歳入と歳出の端数の部分でございました。これについては円単位での歳入歳出が実際には計上になってございますが、これについて千円単位での端数処理と、それから歳入につきましては1,000円ほどその事業費から差し引いた額、歳出については1,000円を付けるというような操作の結果として、そういったものが出てきているものと捉えております。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 土木費、住宅管理費の中におきます移住定住促進事業の財源の関係でございます。この部分で交付金について該当しないのかというご質問でございますが、交付金事業であるため規定額がございまして、全体事業費に掛けるいくらという形ですべて来るものではなく、当初配分された額になっておりますので、この額について移動はなかったということで計上していないところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問がありました小学校管理費におけます工事請負費、備品購入費、それから小学校振興費におけます消耗品費等の内容についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、小学校管理費におけます工事請負費につきましては、東郷小学校におきまし

て、来年度、令和2年度、特別支援学級が新たに増設される見込みであります。そういったことから東郷小学校におきまして空いている場所を特別支援教室として改修するための費用を盛り込んでいるものであります。また、この工事費には横山小学校におけます音響設備の改修をしなければならない。卒業式を控えておりますので、その卒業式に間に合うよう体育館の音響を改修したいというようなことでの計上であります。

続きまして、備品費であります。東郷小学校におきまして、来年度に児童数がまた若干増えます。またさらには、先程申し上げたように特別支援学級の児童も増えるということで、この児童の増に伴う机、椅子を整備しなければならないというようなことから購入費用を見たものであります。

さらには、消耗品費については、令和2年度から教科書の改定がありまして、その教科書を年度始めから使用できるように、今回補正で年度内での納入を目指しての購入をするというようなことから盛ったものであり、いずれにおきましても令和2年度当初から使用、必要となるものであり、当初予算ではなくて今回補正予算で対応するというようなことで要求したものであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問ございました介護保険特別会計の中の歳出、計画委員会費でございます介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料についてのご質問でしたが、こちらの業務委託料の内容につきましては、第8期の高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画の策定に向けての前段でのニーズ調査という内容でございます。要介護状態になる前の高齢者の方々のリスクですとか、社会参加状況等を把握するというようなことで、地域の中での診断を行って、その調査を行った結果を基に新たな計画を策定するというものでございます。

また、当初予算の段階でこの調査業務ができなかったのかということでございますが、こちらにつきましては第7期、現在の計画そのものが平成30年度から令和2年度までの計画ということで、当初の見込みではこういったニーズ調査そのものについても来年度、令和2年度に策定をし、令和3年度から3年間の第8期の計画を策定するというような計画でいたるところでございましたが、今回国の方からの指示等ございまして、国の方から示された基本チェックリストを基に今回のニーズ調査を策定するようということになりましたことで、この度の補正の方で計上させていただいたものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 当初予算からの計上という最初の質問の中でいろいろ出しましたけれども、できる限り当初予算での計上というものが基本であることは間違いのないと思いますので、その辺は重々理解しているかと思っておりますけれども、例えば教育費の関係、児童数の増加などについては、これは当然移住の部分はあるわけでございますけれども、ある程度増加する見込みというのは掴んでいるはずなわけですので、こういった金額、大幅なという言い方が適切かどうか分かりませんが、増加については少し疑問が生じるところでありますので、できるだけ計画的な当初予算の計上、やむを得ない場合の補正予算といったスタン

スで向かうべきかなと思ったところです。

それで、基金に関してですけれども、財政調整基金に関して、当初でも1億5,000万円ほど繰り入れるということで、基金の残高からすれば割と大きな動きだったわけですが、今回もまた3,700万円ほどの繰り入れ。財政調整基金は財政運営のうえで調整弁としての役割があるので、当然年内の中での動きというのはあって然るべきであります。今回のように人件費、あるいはその他の部分で予算が、いつもの年ですと町税の増というものが絡んで来ていたのかなと思います。今回はなかった。あるいは、前年の繰越金も使い果たしているといった中で、これ一本に頼らざるを得ないという部分に関しては、町の財政運営としては少しきつくなってきているのかなという印象があるんですけれども、当局の方ではそういった町の財政運営に関して、現時点の実態、人件費がこれから上がっていくという見込みのある中でどういった見解をお持ちなのか、ぜひ伺いたいと思います。

それから、農政対策費の関係で、長寿命化の難しい部分という説明において、各組織で実行できなかったと理解しましたが、その前もいろんなお話をしていましたが、各組織での事業、これは各組織の独立性、自律性を尊重する部分はあるわけですが、各組織での事業運営に関して、町と各組織の1対1の検討とか、そういったものが今までなされてきたわけですが、足りない部分というのは私は各組織の横の連携といいますか、情報交換の場がないということだと思います。長寿命化に関して積極的にやられている組織も当然ありますし、そこから学ぶべき部分もあるのかなと思います。そういった情報の共有といいますか、それが今までなされてこなかったがゆえに、こういった長寿命化の事業がせっかくありながら実行できなかった部分は私は多いのかなと思います。

その辺、多面的機能支払交付金事業の第2期の事業は今年から始まっていますが、事務の部分は一本化になったと。ところで事業実施の部分は各組織であるといった、事業実施に関しては今までと同じような体制で進んでいるわけですので、この辺を見直して、一本化ではありませんが、横の連携、情報交換を密にしながら、町としてこの事業に対応していくといった姿勢が必要なのかなと私は思うのですが、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 初めに当初予算の計上、基本的なものであって、補正予算についてはやむを得ずというのは議員のおっしゃるとおりだと考えております。

2点目の財政調整基金の関係でございますけれども、先程繰越金を使い果たして基金をとりくずしたというような質問内容ございましたけれども、平成29年度まではこの12月議会の補正予算についての財源を繰越金使ったわけでございますけれども、平成30年度からその財政運営の方法を変えまして、9月議会において決算の段階で繰越金をすべて財政調整基金の方に積み立てをして使うという方法を取っております。今年度も同様に9月補正において6,200万円の繰越金分を財政調整基金に積み立ていたしましたので、その積立分として今回、言えば3,700万円をとりくずしたということでございます。なお、これ以降の補正においてもまだ3,000万円ほど繰越金が財政調整基金の方に積んでありますので、それを使っていくというのが今現在の財政運営でございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 多面的機能支払交付金事業に関わるご質問でございました。ご質問あったとおり各組織が自立性を持って計画を立て実行するうえで、なかなか長寿命化等、難しい部分もあり、今回のように返還が生じるという状況がございます。その点につきましては、先程申し上げたとおり効率的に適正に有効に執行できるように町も関わっていくというようなことで考えておりますが、具体的にご質問にあったとおりの横の連絡、情報共有という部分については、今後具体的に設置してそういった取り組みで進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 手短に質問したいと思います。

最初に9ページの農林業センサス調査費ということで、これ12万5,000円で金額的には少ないですけれども、5年に1回の農林業センサスが行われるということだと思っております、この中で調査員報酬が6万円と計上されていますけれども、この辺の予算について、これ当然5年に1回ですので、最初から実施されるのは分かっていたと思うのですが、この辺は追加の分なのかどうかということと、中身についてお伺いしたいと思います。

それから、13ページの道路維持費の関係と、同じような関係になりますが、下水道の方の事業の中の4ページですが、工事費等がありますけれども、この中身というよりは下水道事業そのものと道路維持の関係で、実は震災の関係でいろいろ補修がかかったということがありまして、この予算等の中にも含まれているかと思っておりますけれども、特に地震対応の関係で道路の補修と下水道の管理についてどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 9ページの農林業センサス調査費の調査員報酬の補正の内容でございますけれども、これにつきましては、当初予算段階におきましては単価等、5年前の調査費における単価を基本に当初予算の方に計上したわけでありまして、今般国の方から内示、決定がありまして、新たなそういった追加項目はございませんけれども、各種単価等の引き上げ等がございましたので、それを反映した内容となっております。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 13ページ、道路維持費の方の道路維持補修工事の関連でございます。これに伴って下水道の部分の見解についてのご質問かと思っております。一応今回の地震により地盤が激しく揺らされ、なお、その中にあります土、水等が変動いたしたところとは否めないところでございます。この部分についてですが、今回本町内におきましても土口地内は特に陥没が激しく、その部分については下水道工事箇所への集中的な部分もございました。こういった部分については見ておるところですが、その要因が特定できないという観点がございます、本町においては道路維持の方で行っているところでございます。

この要因が特定できないと申しますのは、一旦規定どおり下水管を埋めまして道路法に基づく第24条の施工工事を行っております。それで引き受けた後、数年経ってだいぶ経って

おります。この段階で地震が発生し、その周辺がある程度陥没したことがございます。こういった部分においては密度の関係があるだろうと、地質の状態も関係してくるだろうということで、やはり特定要因は掴めないということから道路の維持補修で行っているものです。

また、下水道事業の方に盛りました特別会計の方ですが、今回はこういったこともございまして、業務委託費のみの計上としているところです。これにつきましては、特定環境保全関係でございますが、現在の下水道計画、県で行っております生活排水施設整備基本構想、これの改定がございますので、それに基づいて事前に調査をするために計上いたしましたものでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初の農林業センサスの関係ですけれども、これ当初予算についてはっきり把握していなかったものですから、申し訳ございませんが調査員の報酬について、これ追加も含めまして1人いくらぐらいになっているのか。それから、統計調査員については、結構なり手が少ないというようなことが前にあったと思いますけれども、その辺の状況についてお伺いしたいと思います。

それから、道路補修と下水道の関係でございますが、確か前回の補正のときには調査というふうな項目もお伺いしたいような気がするのですけれども、どうやら地盤沈下している状況は下水の工事の下の方と言いましょか、空洞になっているのではないかというふうな地域住民の指摘がありまして、その辺については掘ってみなければ分からないということはあると思うのですが、その辺の調査をするべきではないかということをお願いしたいと思います。また、下水管そのものについてですが、今のところ破裂しているとかそういうことはないと思うんですけれども、ただやはり傾斜が変わっているというふうなことが考えられると思うのですけれども、その辺の意味では管路の点検が必要ではないかと思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 補正後の単価見込みとしましては、35名のうち指導員と調査員という区分に分かれますけれども、指導員については3名分を見込んでおりまして、客体によってそれぞれ変わるんですが、うちの方で平均を見込んでおりますけれども、指導員につきましては2万円ほど、それから調査員32名分については、これも平均すれば3万3,000円ほどになるのではないかと見込んでいるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 下水道における調査の関係でございます。当初地震があった場合、本町においても下水道状況がどうなっているのかということで調査はしております。一時的に職員が自らマンホールを開けて高さの確認、内状の形状の確認を行っております。また、疑わしき部分につきましては、カメラ等を入れまして単管ずつ確認をしながら、その結果、下水道管には影響がなかったという状況が得られています。こういったことも踏まえて今回道路事業の方に盛り込んでおるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 失礼しました。なり手不足といった課題については、本町のみならず全国的な課題とされております。そういったことで本町におきましては、それぞれ任期ごとに、毎年町内会を通じてそうした統計調査員の推薦等をいただいて現在の数を確保しているところでございます。また、全国的な課題の中では、特に最近はインターネット調査ということで統計調査員のそういった負担を軽減するといったような取り組みも現在進められているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから採決します。各会計補正予算4件を一括して審議いたしましたが、採決は区分して行います。

最初に、議第73号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第4号）」の件を採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第73号「令和元年度三川町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第74号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第74号「令和元年度三川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第75号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第75号「令和元年度三川町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第76号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第76号「令和元年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第8、請願第2号「次期食料・農業・農村基本計画に関する請願」の件を議題とします。

本件について紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） ただいま上程されています請願第2号「次期食料・農業・農村基本計画に関する請願」について、理由を述べます。

現在、政府において中長期の農政の指針となる食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が行われております。食料の自給率目標の達成などの食料安全保障確立するための将来像の具現化、食の安全・安心に関わる環境整備などの消費者の信頼、理解拡大に向けた政策の強化、家族農業、中小規模農家の継承に係る支援強化など、多様な農業経営が維持発展できる政策の確立などを国産農畜産物安定供給のための生産基盤強化と地域政策の強化、国・県・町の連携、実行体制の構築と次期基本計画の実践に向けた政策推進など、食料安全保障に資する基本政策の確立に向けて、政府に対して意見書の提出を求めるものであります。

議員諸兄の理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で請願の趣旨説明を終わります。

○議長（小林茂吉議員） ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、明日中に審査を終えるよう期限を付けることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は明日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時54分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前11時15分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第9、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は、日程の都合上1名の議員が一般質問を行い、残る5名の議員については、第3日目に行うこととします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含め、質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者も、答弁者も、明快簡潔にその要点を得るよう、特にご留意を願います。

5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

<p>1. 町の災害対策について</p>	<p>1. 昨年度、新たに作成された洪水ハザードマップや三川町地域防災計画の町民への周知状況について伺います。</p> <p>2. 昨年の避難所開設にあたり、鍵の管理や町民の誘導を含む対応に問題は無かったか伺います。</p> <p>3. 災害発生後、復旧ボランティア等の受け入れ態勢について伺います。</p> <p>4. 内水排除のための水門や樋門、樋管の管理の方法、稼働の要領について伺います。</p>
<p>2. 町の農業政策について</p>	<p>1. 農業所得の減少など農家を取り巻く状況は厳しさを増していますが、この現状を町としてどうとらえているか伺います。</p> <p>2. 農産物の販売力強化に向けた支援策について伺います。</p>
<p>3. 町の安全・安心対策について</p>	<p>1. 本町でも通学路周辺で不審者ではないかと疑われる情報が流れ、町民に不安感がでてきていることから、犯罪の抑止や町民の安心につなげるため、通学路や公園への防犯カメラ設置に対する町の考え方について伺います。</p>

令和元年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、町の災害対策について伺います。

昨年度、新たに作成された洪水ハザードマップや三川町地域防災計画の町民への周知徹底について伺います。

次に、昨年の避難所開設にあたり、鍵の管理や町民の誘導を含む対応に問題はなかったのか伺います。

次に災害発生後、復旧ボランティア等の受け入れ態勢について伺います。

最後に内水排除のため水門や樋門、樋管の管理の方法、稼働の要領について伺います。

続きまして、町の農業政策について伺います。

農業所得の減少など農家を取り巻く状況は厳しさを増していますが、この現状を町としてどう捉えているか伺います。

農産物の販売力強化に向けた支援策について伺います。

最後の質問は町の安全・安心対策について伺います。

本町でも通学路周辺で不審者ではないかと疑われる情報が流れ、町民に不安感がでてきていることから、犯罪の抑止や町民の安心に繋げるため、通学路や公園への防犯カメラ設置に対す

る町の考えについて伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

初めに、質問事項1の災害対策に関するご質問ですが、1点目の地域防災計画等の周知状況につきましては、昨年度、町内会ごとに計画見直しの方針に関する説明会を開催し、地域の実情を把握しながら、実効性のある計画として策定したものであり、洪水ハザードマップは、町内全世帯と事業所に配布しているところであります。

本年度は、町内会の自主防災訓練に対し、具体的な避難を想定した訓練の実施を呼び掛け、その計画段階から職員が参画するとともに、終了後には、防災講話という形で、防災計画に定める災害時の対応等について、説明・周知を行っているところであります。

2点目の避難所開設に関するご質問ですが、去年は藤島川・京田川の増水により、平成以降では初めて避難所を開設し、避難者の受け入れも行ったところであります。

こうした避難所の開設は、災害対応の初動体制時においては、施設の所管課を中心に組織する対策局が担当することとしておりますが、昨年8月5日から6日にかけて発生した大雨による増水時には、避難準備情報を発令するために、午前4時過ぎから担当職員が押切小学校の施設を開錠し、避難者への対応を行ったところであります。

当日は、さらに土口の一部地域に避難勧告を発令したことにより、避難者が増えるとともに、気温も上昇してきたことから、社会福祉センターへの避難所変更となり、避難者にとって移動負担が生じたことは、大きな課題として捉えているところであります。

3点目のボランティア等の受け入れ態勢に関するご質問ですが、各地域で発生した洪水被害等においても、被災者に対する救援活動においては重要な役割を担っているところであり、万が一、本町において自然災害により被災した場合においても、その支援に期待するところは大きいものであります。

災害時のボランティアは、専門知識を必要としない自主的な活動を行う一般ボランティアと、要請に基づき関係機関から派遣される専門ボランティアに区分されますが、一般ボランティアについては町災害対策本部の健康福祉部が窓口となり、その対応にあたることとしております。

また、専門ボランティアについては、庄内保健所との連携も重要であることから、本年度は全職員を対象とした研修会を開催し、災害時における保健所との連携スキームについて研修しているところであります。

次に、4点目の樋門や樋管の管理方法、稼働に関するご質問ですが、樋門、樋管については、河川施設であることから、その操作は、当該河川の河川管理者において操作要領が定められているところであります。

本町の中央を流れる一級河川赤川、及び赤川の支流である大山川下流部については、国土交通省が河川管理者となっており、その操作については、各樋門、樋管の監視基準となる河川の水位により、操作員に河川管理者から直接、操作が依頼され、操作要領により樋門等が開閉されているところであります。

また、県管理河川における各樋門、樋管についても、国と同様に監視基準となる河川水位に基づき、指定された操作員により施設の開閉が実施されているところであります。

質問事項2の町の農業政策について、1点目の農業所得に関するご質問であります。本町の農業は米づくりを中心に、園芸作物等を組み合わせた営農形態が主体になっておりますが、米の生産調整や生産される農産物の価格低迷などが農業所得の低減に繋がっており、農家経済のみならず町の基幹産業としての農業の停滞は、地域経済に対しても少なからず影響を及ぼしているものと認識いたしているところであります。

こうしたことから、町といたしましては農業の持続的な発展を支える事業として、「瑞穂の郷づくり事業」や「農産所得拡大支援事業」などを実施しているところであります。

次に、2点目の農産物の販売力の強化に関するご質問であります。生産された農産物の価値を高めて販売していく取り組みは販売力の強化に繋がるものであり、農家の経営上、非常に重要なことと考えているところであります。町で生産される農産物の多くはJAによる系統出荷であることから、農産物のブランド化により高付加価値販売が図られており、一方、生産者から消費者への直接販売も多く行われるようになってきている中、町においては「田からもの」逸品開発支援事業などによる農産物の高付加価値化や商品化に対する支援とともに、ふるさと応援寄附金に対する返礼品として位置付けるなど、新たな直販市場として農業者に提供しているところであり、今後とも農業者等に対し、販売力強化に繋がる支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、質問事項3の安全・安心対策について、通学路や公園への防犯カメラ設置に関するご質問であります。本町におきましては、まずは町公共施設への設置を進めているものであり、学校施設においては不審者侵入対策として設置し、いろり火の里や役場庁舎においては、主に駐車場を監視する防犯カメラとして設置しているところであり、来年度においては、現在建設を進めている「子育て交流施設」への防犯カメラの設置を計画しております。

議員のご質問にもありましたように、防犯カメラは犯罪の抑止や、事件の早期解決に役立つものであることから、必要に応じ公園等への設置拡大を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それでは再質問させていただきます。

まず初めに洪水ハザードマップや三川町地域防災計画の町民への周知ということで、ただいま町長の答弁では全戸には配布してその後自主防災会の訓練、また、それが終わってから講話ということでいろいろ周知を果たしているというふうなことであります。

まず初めにお聞きしたいのは今年度、今12月現在まで、町内でどのぐらいの自主防災会が行われ、それで講話は毎回行っているか、今までの実績をまず初めにお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 自主防災訓練につきましては、10町内会で実施をしております。そのすべてが講話かと申されますと、その講話の回数は手元に資料はございませんけれ

ども、半分ぐらいでは依頼がありましたので5回、それにプラスしてそれ以外の老人クラブでの要請があつてそこに出向いての説明、あるいはそれ以外でも単独で防災講話という形で行っておりますので、すみません実数は手元にはございませんが、その程度の回数を行っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 昨年、作る段階ではやはりいろいろ町内の意見を聞くというふうな観点からではあるかと思えますけれども、ほとんどすべての町内会に新たに作る洪水ハザードマップ、どういうものがあるか、地元の問題点なんかも取り入れるという意味でいろいろ回ったというふうに認識しております。それで、地域防災計画もそうでありますけれども、一旦作れば町内に全戸配布して終わる。終わるといふか、それなりの努力で講話して徹底はしているんですけども、こういうハザードマップや防災計画は作るのが目的ではなくて、やはりできてから町民へ分かっていただく、防災計画を理解してもらふということが一番の重要な点ではないかなと思えますけれども、この点講話も含めて町内把握していないということは、今後計画されているのか、この辺もっと周知徹底については少し足りないような気がするんですけども、町の見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 平成30年度に作成いたしましたして、平成31年度に配布をしたわけでございます。その内容について今、周知不足だという指摘もございましたけれども、そういった点は我々も感じておりますので、来年度、令和2年度において、この防災計画の要約したものと申しますか、町民が必要とする部分をリーフレットのような形で作成、配布をしたいと今検討しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） リーフレットということで分かりやすく説明するというふうな答弁でありましたけれども、リーフレットはリーフレットで確かに効果はあるかと思えますけれども、私は町当局がこういうもので三川の防災はこうだよというふうなことで各町内会、また各組織へ出向いて行って、いろいろ説明して理解をもらうというのが今回の洪水ハザードマップ、また防災計画の最後の、最後というか一番、そこまでがこの計画だと私は思いますけれども、その辺出向いて、なかなか皆さん配って見てくださいますといつてもなかなか見ない人が多いと私も感じております。そういう意味ではやはり今回のこの事業というのは出向いて懇切丁寧にできる限り説明に伺う、そして町民の理解を問う、理解をしてもらうということが目的というふうに思いますが、出向いての説明、また講話、そういうものの計画はこれからどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今年度も防災講話機会を捉えて行っているわけでございます。さらに今ご指摘があったように周知不足の点につきましては、リーフレットを作成することによって分かりやすいものを資料として用意をして説明をしていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） これから、分かりやすく説明していただくということですので、期待していききたいというふうに思います。

次の避難所開設にあたりまして鍵の管理ということで、昨年東郷地区で尾花町内会の方が自主避難ということで東郷小学校の体育館の方に行ったら鍵が開いていないと。まだ誘導の段階でもパトカーが来てすぐに乗れというふうなことで、パトカーが来ただけで町民はおろおろして、すぐ乗れと言われてもやはり鍵もかけなければいけないということで、慌てて自分の車で行ったと、そして行った先は鍵が開いていない、いろいろごたごたして開いたけれども、中にはござも敷いていなくて寒かったと、水もなかったと。そして最終的にはここでは風邪をひいてしまうので、日中だったということに記憶していますが、歯医者予約したので歯医者に私避難するからというふうな形で、歯医者に避難したという経緯がございました。本町のそういう場合の鍵の管理について、昨年9月に同僚議員から同じような質問をされたように思いますけれどもその後鍵の管理はどうなっているのか、改善されているのかどうか、町の見解をお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 昨年8月16日にありました大雨による増水に伴う対応についてのご質問でございましたけれども、確かに尾花町内会の1世帯に対しまして避難をしてはどうかということ呼びかけをいたしました。パトカー、呼びかけについては駐在所からも協力をいただいたところがございますけれども、この話については伝聞の部分が多くて、町内会長会議でも同じ話が出て、「聞いた話だけれども」というような言い方をされてしまったのですが、私どもとしては非常に困惑している部分がございます、本人はそのようにおっしゃっている部分はありますが、実際はこの時間的には12時25分には災害対策の連絡本部的な形から、東郷小学校への自主避難者がでるかもしれないということで連絡をいたしまして、基本的にはその避難所となる学校については施設管理課が担当をしています。教育課でございまして、そちらで鍵を持っておりますので、そちらで鍵を開けるという形で対応いたしました。そして職員も待っていたところがございます。本人が行った際には、その中を見て誰もいないと、施設のにもなにもない、だとすればここにいないで医療機関の方に行くという話がありましたので、そうですかということで、実質的には避難所の開設もしておりませんし、自主避難者の受け入れとしてその対応を行ったところがございます。

基本的には指定避難所という形で先の、前のハザードマップにおいては東郷小学校を指定していたところがございますが、現在のハザードマップでは具体的にどこということでは指定しておりません。と申しますのも、やはり全国各地の増水状況を見ますと、あらかじめ指定した場所、そこがすべてではないというところをまずは理解していただく必要があるのだと思っております。この期間においても、実は尾花町内会の公民館を最初をお願いしようとしたところがございます。町内会長からもよしとはなったところがございますが、本人が消防団も控えていたものですから、ここはという話がありまして、ではということで施設を開く準備をしたところがございます。この内容につきましては鍵の管理、現在先程申し上げましたとおり、施設の担当課が担当しておりますので、遅滞なく開けられるような体制づく

りについては努めているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 遅滞なくということでありましたけれども、昨年場合は多少ごたごたがあつてなかなか開かなかつたと。小学校の体育館はやはり教育関係者、教育委員会が鍵を持っているということでありました。緊急避難ということであればまだその時の避難、避難所も避難場所とかいろいろあつて、なかなか町民にも理解しにくいということで、ごたごたが起きているのかなというふうに思っております。

避難所としては体育館。その鍵は教育委員会が持っている。東郷小学校には公民館機能として畳の部屋があそこにはあるわけですがけれども、そこを緊急避難所とはその時指定しないで、敢えて寒い体育館で何もないところを選んだというのは何かその時の状況というのは、今から昨年話ですみませんけれども、その辺何かあったのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） この増水がありましたのが先程申し上げましたとおり8月16日でございます。寒いというお話がありましたが、基本的にはそのような状況ではなかったと。逆に暑いというような状況はあるのかもしれませんが、そういった意味では開放施設としての東郷小学校には集会室が確かにございます。ただ最初に教育委員会の方では鍵をそれぞれ持っておりますけれども、体育館というような表現をさせていただきましたが、内容によってはその畳の部屋も十分に使えるものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） どうして使わなかったのかなというところで思います。畳のある公民館の方は教育施設なのでしょうか、町のものとしてそこも含めて鍵はどこで保管しているのか。防災計画の方には地元近隣住民が鍵を保管するというふうなことで載っているようでもありますけれども、その辺の対応はどうなっているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 東郷小学校につきましては町の教育施設という位置付けになっており、先程総務課長が申し上げたように集会室の一室を地域へ開放しているというものであります。また、その鍵につきましては先程から総務課長が申し上げているとおり基本的には教育委員会及び学校が管理しているというものであり、こういったご質問があったような災害時について、特に日中以外の部分につきましては教育委員会が避難所を開設するための鍵の開け締めを行うというようなことで対応しているところであります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 町の防災計画、また避難計画の方に載っていますけれども、町民と自主的な避難というところを見ますと、いろいろ載っています。町の支援措置ということで避難所予定施設はあらかじめ鍵を近隣町民に保管してもらうなど町民が自主的に避難してきた場合、直ちに収容できるようにしておくというふうなことが載っております。また、別の場所でもありますけれども、学校を避難所として指定する場合には事前に教育委員会等関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るというふうな防災計画になっております。

この中で、鍵をあらかじめ近隣町民に保管してもらうなどと、直ちに開けるようになっておりますけれども、今その場所が事案でいろいろ違うということでもありますので、どこの場所になるか分かりませんが、仮に町の施設の体育館また東郷であればその公民館であった場合、どこが鍵を持っているか、この辺は把握されているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 防災計画におきまして、今議員がおっしゃられたとおり、避難所予定施設についてそういった方法も考えられるということで、などと入れておりますけれども、基本的に学校施設の場合は警備保障への連絡も必要になってまいりますので、近隣の町民に鍵を預けるというのはなかなか難しい。過去にはそういった例がございました。例えば今も一般開放の中では町民体育館の方に鍵を預けておまして、それを借り出して使用するというような方法をとっておりますので、それも含めた近隣というような形になろうかと思えます。

鍵の所在についてはそれぞれ所管課が確認をしておりますし、その必要に応じて町としても災害危機管理係の方から連絡をするような方法をとっております。ただ、たぶん昨年混乱した一因には避難者、その避難をされた方が学校の教頭先生の方に連絡をとったのでございます。ただ避難所開設については学校ではなく教育課が担当しておりますので、そういった面では先程連携という話がありましたことも含めて今後とも体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 鍵、いろいろあったということで、町民がなかなかそこら辺も理解していなくて、教頭先生に行ったり、どっちに行けばいいのだということでだいぶ混乱したというふうな状況であります。これを機会にやはりいつでも開けられるような体制をもう少し考えていただければというふうに思っております。

次の復旧ボランティアということであります。今、答弁で少し聞きあましたかもしれませんが。一般のボランティアは健康福祉課で専門のボランティアはどこでやるのか、もう一度この辺、ボランティアの受け入れ体制をもう一度お願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 先程町長の答弁の中にありました、一般ボランティアと専門ボランティアの受け入れの件でございますけれども、基本的に最近でも宮城県の増水対応でボランティアが集まって来るわけでございますけれども、基本的に資格とか知識を必要としないものについては一般ボランティアとして町の健康福祉部が社会福祉協議会と連携をしながら受け入れるような形になります。

専門ボランティアにつきましては、いわゆる医療従事者あるいは国境を越えたボランティア、そういったものに対しては特に医療の面がございますので、保健所との連携が必要になるということで、私どもも、実際のそういった知識を持ったあるいは資格を持った方々を受け入れる際につきましては保健所との連携が必要になりますので、その際にどういった内容が必要なのかを全職員に対しまして研修会を行って、実際その連携のための知識を得る研修

を行ったという先程の答弁でございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 専門的なところはやはり専門的な分野で伺うということで、私が一番危惧しているところは一般のボランティア、いざ災害が起きますと、復興で後片付け、これは大変な労力であります。これにボランティアの手を借りなければいけないというのは現実だと思いますけれども、かなりの量のボランティアが来たりした場合、そのスムーズな配置なりそういうものがなければ、やはり戸惑って人ばかりいて、全然作業が進まない、効率が悪いということがありますけれども、この辺健康福祉部の方でどういう、そこが健康福祉部の方でやると、社会福祉協議会を中心にかもしませんが。

今、社会福祉協議会の方には職員2、3名くらいで、30人40人急に来られた場合にはどうするのか、この辺職員のスキルとして対応できるのか、何か考えがあるのかお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 災害時の一般ボランティアにつきまして、やはりマスコミを見ていると多数の方がいらして、非常に混乱しているさまを見ているところでございます。実際町の防災計画においても災害ボランティア受け入れ体制整備計画を定めておりまして、一般ボランティアと専門ボランティアについてどのような内容の活動をしていただくのかということは計画を定めているわけではありますが、実際にその受け付けとなるとやはり混乱を招くのは想定しているところでございます。

今回、社会福祉協議会の職員が宮城県丸森町の方の災害ボランティアセンターの方に応援という形で出てまいりました。その応援しました職員から話を聞いても、やはり想像以上に大変だという話がありました。こういった実体験を基に、今後本町が万が一そのような事態になった場合に備えた計画を作ろうということで今話をしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 社会福祉協議会の方で丸森町の方に応援に行ったということで、これは大変有意義なことでありまして、やはり現場を見たか見ていないかというのはいざ災害が起きたときに全然対応が違うのかなと思います。

そこで、町長の考えをお聞きしたいのでありますけれども、そういうボランティア関係はいいですが、町の職員としてもやはり今年の台風19号は本町にはそう被害がなく、大変良かったということではありますけれども、本町が災害ないから良かったというだけではなく、やはりいろんな意味で他町村、近隣ではいざ被害があったとき全部に被害が起きていますので、県外かどこかその辺、姉妹都市ではないですけれども、やはり協力都市みたいなので応援のできる町との関係を作り、またそこで本町の方から応援に行ったり行って現実に災害の対応の仕方を見たり、そして本町が災害に遭った場合、そっちの方から応援を貰うようなそういう姉妹都市みたいな関係のまちづくりというものはこれから考えていってもいいのではないかなというふうに思いますけれども、町長の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 全国でも災害による行政間の支援・協力ということは実際に対応が行われているところでありまして、今回の台風19号による被災地においてもやはり災害対応、復旧・復興という部分についての支援ということに対しましては、総務大臣から依頼が全国の市町村に来ているところでもあります。

こうした中で本町が今までもいろいろと友好町村という繋がりがあったわけですが、現状の中においてはそのような姉妹提携はしていないという状況です。しかしながらいざそういう災害に遭った場合ということからすると、基本的にはやはりその都道府県でできるだけ支援体制を確立するということが基本だということでもありますので、そういった点についてはやはりまず県が主体となりそれから全国の自治体に協力要請をしていくというような形になるかとそのように思っております。まず総務省からそのような依頼を受けても、本町でのこの体制の中においては先程総務課長の答弁のとおり、昨年においては戸沢村にボランティア等のいろんな支援ということで、社会福祉協議会の職員が協力をしているということで、今年も丸森町の方に災害ボランティアということでの派遣をしているところでもあります。

町野議員が言われるようにそういった県外、あるいはそういう繋がりが必要なのではないかとこの部分については、これからいろいろと議会も視察研修等が行われているわけでありまして、私もそういう面においては他の県の市町村長との繋がりもありますので、今後検討をしてみたいとこのように思うところでもあります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） この間行政視察に行った埼玉県滑川町の町長も本町の阿部町長とは大変親しくしているという話でありましたので、近隣でも災害が起きましたので、その辺町長の顔を使いまして、ぜひ職員もそういう場所に派遣をして、また応援をもらうような関係ができたらいいなというふうに思っております。

続きまして、時間がだんだんなくなりました。内排水のための樋門は河川管理者が行っているということでありましたけれども、内水と外水の差を見ながらマニュアルにとって閉めたり開けたりするというふうなことになるかと思っております。それで、先の台風19号で川崎市武蔵小杉の方で起きました洪水が樋管の操作が遅れたがために洪水に見舞われたというふうなことが報じられております。

これが本町の場合は管理者に任せておいていいのか、本町としてのどこの樋門が、水位が上がっているとかいうことで町は関与していないのか、まずそこをお聞きします。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 本町の中に流れます河川施設の管理についてのご質問でございます。こちらの方の樋門、樋管等の操作につきましては河川法により管理者が行い、もしくは指定された者に行わせるという形になってございます。

本町関連の河川ですが、基本的には河川の水位が上昇する基準がございまして、観測する基準からその水位に達したときはその水門に出向き、監視をするということになっております。この監視が遅れば、先の報道のようなことになるかと思われませんが、基本的にはこの

要領に従って、そこに出向き確認をしておられると思います。それで、その内容につきましては一管理者もしくはその施設管理等から河川管理者へ報告になるということで認識しております。

また、町の方の対応ですが、町につきましても一応町の方で対応としましてですが、国から管理を移管されている施設等がございます。この段階で河川のパトロール等を行いながら状況を見て、もし見当たらないとかそういった部分につきましては当該の管理施設者の方へご連絡等差し上げている状況です。ただ、何せ夜になる場合がございますので、見逃し等もございますが、ある程度きちんと見て対応しているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 管理されているということでありました。ものによっては本当に夜でありますし、この間の武蔵小杉の場合は川が増水してきたのに市の担当者の話としては対応が間に合わなかったというふうなことを述べられていたと思います。やはりいざそういうふうな危険になった場合、逐一報告をもらうのか、町が定期的に管理者に任せただけでなく、消防組織とかいろんな自治会にお願いしたりするのか分かりませんが、町としてもその辺状況を把握するべきかと思えます。

それと、その武蔵小杉の場合は大きな市でありましたけれども、手動でゲートの上げ下げをしていたというふうなところで、一生懸命閉めたけれども何かものが挟まったか何かでそれ以上閉まらなかったというふうなところでありました。本町に設置してありますゲート、樋門、樋管、ほとんどが手動であります。その辺も電動にするように町としても働きかけ、また水位も逐一自動で管理できるような装置をお願いするようにした方がいいのではないかなと思いますけれども、その辺電動化と水位の管理を自動にする件を町の見解をお願いしたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 水門の管理に関する施設改善というお話でございますが、やはり河川管理者がでございますので、町としてはまずお願いをしていくこととなろうかと思えます。また、データの送信と申しますか、監視カメラとかこういったものはございますが、河川等については基本的には目視管理と、やはり見なければ分からないという部分がございますので、それも合わせてお願いしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 目視管理ということでありました。国土交通省で行っている部分については監視小屋みたいにもきちんと立派なところもあるように思われます。その辺も整備も含めてお願いしていくべきかと思えます。

続きまして、町の農業政策について伺います。本町を取り巻く農業としてはやはり米を中心ということで私も思います。これだけの面積の田んぼがあれば野菜や花、いろいろあるわけでありましてけれども、他の県に行くともっと雄大な畑なんかを目にすると、とてもこれでは三川町の農業としてはこういう人たちには、普通にやっていたら太刀打ちできないなというふうなことを感じております。そこで、この辺は町と私の考えが同じでありますけれど

も、農業の米を中心に販売していくという力、販売力の方でありますけれども、現在それに対しては瑞穂の郷づくり事業とか農産所得拡大支援事業とかありますけれども、この辺で十分な支援が可能なのか、私としてはその辺事業を見ますと、生産、作る方に特化した事業がほとんどで、あまり販売力に力を入れているというふうには思えないんですけれども、この辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の農業収入の減少に繋がることにつきまして、いわゆる販売力の強化を進めていくという部分が必要であるということでもございました。それが十分かということでありましたが、一例でございます。町長の答弁でも申し上げたとおり、ふるさと応援寄附金についての返礼品というのも一つの市場として捉えております。その金額が30年度の実績を見れば2億円を超えている状況になっております。農業者、商業者いろんな方が自分の生産品をパッケージデザイン含めて商品化して、寄附者から選んでいただいて、自分の責任で出すといったような流れになります。その中で30人近い方が今現在登録をされておりますし、先程申し上げたとおり総額としては2億円を超える状況になっております。5年前まではございませんでした。それで新たにそういった位置付けをした市場の中で、生産者、農業者、商業者が取り組んでいるということに対して、先程申し上げた町としては「田からもの」逸品開発事業等で商品化に対する支援をしながらさらに販売力アップに繋がる取り組みとして応援をしているというところでございます。

これは継続して行って、積み重ねた結果として、生産者のものが商品化になって販売力強化に繋がりがながら収入に繋がっていくという流れになろうかと思っておりますので、一気にそういった好結果に繋がるというものではなく、今現在、先程申し上げたとおり積み重ねた結果としてあるんだろうと捉えております。したがって、今現在の取り組みについてはこれでいいんだという形ではございませんが、それでも今現在でき得る町としての支援になっているものと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ふるさと応援寄附金の返礼品として2億円、ものすごい金額だなというふうに思います。これにつきましてはふるさと応援ということで税金の免除等が少し安くなるというふうな大変すばらしいプレミアムがついての販売かなというふうに思っております。この返礼品で米を出して、その後ふるさと応援寄附金が続く限りあり得ないとは思いますが、それを突破口にして定期的に米消費に繋がっているというふうな事例というのはあるのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 町の主産である米にそういった取り組みは繋がっていくかといったようなご質問かと思いますが、先程言ったとおりふるさと応援寄附金というのは一つの例でございます。そのうえで、ここで扱う品目の中で主が米になっています。個別具体的に言えば、ある農業組織、会社がライスパックという形で、加工品として出すものがふるさと応援寄附金の返礼品のうちの6割ぐらいは占めております。

ただ、その6割のライスパックがどのお米かということですが、そのもののさらに6割ぐらいが三川の方が生産したお米を使っております。ですので、ある程度系統出荷という中心的な流れ以外にも新たなものとして捉えておりますので、いろんな制度的にこれから変わることがあろうとも、実際にそういった商品を自らの責任で出すというような流れをつかんでおりますので、それは生きていくだろうというふうに捉えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） ふるさと応援寄附金というプレミアムが付いているからそれだけのものがあると。私が思うのは、もしこの制度がなくなったらどれだけの消費者が付いてくるのかなというところで、大変私の取り越し苦労かもしれませんが、そんなふうに思っております。

農家を支援するものにはがんばる農家支援事業ということがありますけれども、この中で商品を都会に行って一生懸命宣伝して売ったけれども、同じ事業に対して3年以上はこの事業が使えないと、他の事業はそういう商品販売に対する取り組みというような内容になかったので、販売農家支援に事業を使われているということでありましたけれども、この辺3年で成果が出せなければ打ち切りにするという経緯、目的みたいなこの辺はどうなのか、またその3年で打ち切った場合の効果はどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまのご質問にあった、これも例ですが、がんばる農家支援事業で確かにいろんな形での交流事業を応援しています。具体的にはこの交流事業を行ううえでの旅費等を応援するといった内容になっておりましたが、ご指摘のとおり過年、そういった相談がある中で旅費があるのでこの交流事業を継続するんだということでもございました。確かにそういう一面もございますが、旅費がなければこの交流事業はできないんだというような言い方にもできます。

ですので、町としてはその交流事業自体は大切なものであって、いろんなものに好影響を与えるものだと捉えてはおりますが、旅費ありきという形ではなくて、ある程度交流事業として3年間やればその実績に積み重ねたうえで新たな行動をすればまた応援できるでしょうという形で4年目になったところもございます。ですので、漫然と旅費を支出していくので、していくという形では町としては捉えていないところでございます。積み重ねでプラスアルファになれば、結果継続しての支援になるということでもございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私が聞いたところも3年で打ち切られたというふうなことであります。やはり物事、3年ですぐに勝負がつけば楽なんでありませうけれども、やはり継続して少し長い目で浸透させていくというふうなPRの仕方も当然あろうかと思っております。その辺運用について大きな懐で運用していったほしいなというふうに思っております。

また、昨今農林水産省のホームページを見ておきますと、米の海外輸出を応援しているというふうなことであります。私自身も今年10月でしたか、一応香港の方に日本の米を輸出している会社があるということで、その視察に行こうとしましたが、香港の事情がああ

いう事情でありましたので、行けなかった。本来であればここでいろいろそのときの状況をご報告したかったのでありますけれども、できないということでもあります。そういう意味で国も輸出に対して応援しております。過去10年間で10倍に伸びた場所もありますけれども、その辺海外輸出に対しての町の応援という考えはないのか、当局の考えを聞きます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今お話にあった輸出米については、実はご存知のとおり町内で農業経営をやっております「榎まいすたあ」が中心になって先頭を切って輸出米市場の開拓に向かわれております。具体的に輸出米自体をどのように集めているかといいますと、町内の農業者についてもお米の等級があって、実際の生産量を確保しながら、品質も確保しながら、要件を満たしながら、中国の方への加工用米としての輸出という形で動いております。

一方、将来的にはその拡大ということを考えておられるようで、町内に実は別の農業者が輸出米専用の乾燥調整施設、今現在はまだ専用になっておらないようですが、将来的には専用の施設を建設・設置しております。併せて、この地域の中で輸出用米が生産調整の中心の一つになるというふうに見ております。これに対して町としては生産調整の交付金等いろんな部分で絡みながらまた輸出米を選択する農業者に対してもお話をするという機会を持ちながら、でき得る内容の中で輸出米の推進を図ってまいりたいと考えています。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 現在輸出されている企業を中心に町内の米も集めて輸出しているということでありました。その中で中国ということでありましたけれども、中国はなかなか輸出のハードルが高いようでありました。香港の方は同じ中国1国2制度ということで、若干違うのかもしれませんが、乾燥まではするんですけれども、玄米を持って行って、向こうに工場を建ててそこで精米してそっちで製品にすると、そして売っているというふうなことで、農林水産省の資料を見ても米の輸出先トップが香港であります。その次がシンガポール。そういうふういろいろやろうと思えばできるということで、一つの業者に頼むものもなく、いろんな方法があるよということで町も農業団体、農家の方にいろいろPRして、なかなか農家の人というのは作ることは精一杯でありますけれども、売ることにしてはなかなか腰が重いというところがあります。その辺は町が少し音頭をとって、腰を上げて、こういうのを輸出するといよいよというふうなところでいろいろ農家を応援して行ってほしいなと思っております。

最後でありますけれども、防犯カメラ。これから公共施設だけでなくいろいろ検討していくというふうな答弁でありました。通学路、全部やるというのは本当に至難の業でありますけれども、この防犯カメラが通学路の要所、要所があればある程度車を捉えることができるということで、犯罪そのものをもし直接カメラが捉えなくても、その時間帯そこを通った車が判明すれば、その車のナンバーをもとにその車の持ち主やドライバーにその辺通ったけれどもこっちの方で何かなかったかなというふうなところでまたいろいろ安全に繋がるのかなど。また、最近の本町の公用車もほとんどドライブレコーダーを設置しているようであり

ますけれども、個人的にもだいぶ普及しているのかなというふうに思われます。そういう場合やはり要所につけた防犯カメラをもとに、その時間帯に通った車の情報をもとに犯人の検挙というふうな例もあるようでありました。一番は去年の渋谷のハロウィンで、トラックを逆さまにしたような件も、やはり要所、要所通ったところで犯人検挙に繋がったようなところがあります。費用もかかりますので、少ない予算の中ではありますけれども、町民の安心・安全のためにできることからそういう防犯カメラの設置に努めていただければなということをし添えまして、質問を終了させていただきます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で本日の日程はすべて終了しました。
これをもって散会とします。

（午後 0時16分）

令和元年第6回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年12月5日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
鈴木拓也 書記		

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日 12月5日(木) 午前9時30分開議

 日程第 1 一般質問 5名

 日程第 2 請願審査委員会報告(産業建設厚生常任委員会)
 請願第2号 次期食料・農業・農村基本計画に関する請願

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり、追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

通告順に従い、最初に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

- | | |
|------------------------|---|
| <p>1. 介護予防事業について</p> | <p>1. 三川町介護保険事業計画に基づく様々な介護予防教室への参加者は増加傾向にあるものの、計画より少なく推移しているように見えます。対象者や支援を必要とする人が増加する中で、現在の参加状況と参加者の増加に向けた取り組みを伺います。</p> <p>2. 介護予防事業において、健康な状態と要介護の間の虚弱状態とされる「フレイル」の予防啓発に取り組んでいますが、フレイル予防について今後の方針を伺います。</p> <p>3. 政府は、介護予防などに関し、成果を上げた自治体へ関連する交付金を手厚く配分する方針を示していますが、本町の事業に対する評価や来年度予算における影響を伺います。</p> <p>4. 新たな介護予防事業として、地域包括支援センターと社会福祉協議会などの関係機関が連携し、住民が主体となって支援する住民参加型の取り組みが重要になると考えます。所見を伺います。</p> |
| <p>2. 商工業振興支援策について</p> | <p>1. 消費税率引き上げに伴い、国や県より商工業者に対し様々な支援策が講じられていますが、町内事業者の支援策の利用状況、また、現時点での引き上げによる影響について伺います。</p> <p>2. 三川町プレミアム付商品券発行に関し、販売状況と使用傾向、購入者の声をどのように捉えているのか。また、来年度</p> |

以降の事業継続について伺います。

3. みかわ産業団地について、開発予定区域は全て埋まり今後の事業進展が見えない状況です。現在の状況と今後の展望を伺います。

4. 中小企業経営者の平均年齢が上がるなど、事業継承に関する問題が出てきています。本町においても、次世代の経営者育成に関する総合的な支援策を講ずる必要があると考えます。所見を伺います。

令和元年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に、介護予防事業について。

三川町介護保険事業計画に基づく様々な介護予防教室への参加者は増加傾向にあるものの、計画より少なく推移しているように見えます。対象者や支援を必要とする人が増加する中で、現在の参加状況と参加者の増加に向けた取り組みを伺います。

介護予防事業において、健康な状態と要介護の間の虚弱状態とされる「フレイル」の予防啓発に取り組んでいますが、フレイル予防について今後の方針を伺います。

政府は、介護予防などに関し、成果を上げた自治体へ関連する交付金を手厚く配分する方針を示していますが、本町の事業に対する評価や来年度予算における影響を伺います。

新たな介護予防事業として、地域包括支援センターと社会福祉協議会などの関係機関が連携し、住民が主体となって支援する住民参加型の取り組みが重要になると考えます。所見を伺います。

二つ目に、商工業振興支援策について。

消費税率引き上げに伴い、国や県より商工業者に対し様々な支援策が講じられていますが、町内事業者の支援策の利用状況、また、現時点での引き上げによる影響について伺います。

三川町プレミアム付商品券発行に関し、販売状況と使用傾向、購入者の声をどのように捉えているのか。また、来年度以降の事業継続について伺います。

みかわ産業団地について、開発予定区域はすべて埋まり今後の事業進展が見えない状況です。現在の状況と今後の展望を伺います。

中小企業経営者の平均年齢が上がるなど、事業継承に関する問題が出てきています。本町においても、次世代の経営者育成に関する総合的な支援策を講ずる必要があると考えます。所見を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の介護予防事業について、1点目の三川町介護保険事業計画に基づく介護予防教室に関するご質問ですが、介護保険法第117条に基づき、町は介護保険事業に係る

保険給付の円滑な実施に向けて事業計画を策定しているところであります。その中において、平成29年度より「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まり、その一環として、介護予防に繋がる運動習慣の定着化や年代に応じた筋力トレーニングなどを内容とする介護予防教室を開催しているところであります。

この介護予防教室については、その実施を社会福祉協議会に委託しているところでありますが、教室において設定している各内容に応じた数値目標を定め、年度ごと位置付けられた達成度を点検・評価しているところであります。その参加状況については、おおよそ期待する参加者数に到達しているものと考えているところであり、引き続き、社会情勢の変化や、高齢者のニーズに柔軟に対応しながら、介護予防教室等を円滑に実施してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のフレイル予防についてのご質問であります。このフレイルは、人間が年齢を重ねるにつれ、筋力や精神力など心身の活力が低下し、体の働きが弱くなっていく状態であり、その予防については、自分の心と体の衰えに早期に気づき、前向きに捉えて行動することが重要であると言われております。町民が生涯にわたり長く健康でいられるよう、フレイルに関する予防啓発を図るとともに、地域包括支援センターを中心に、引き続き、これらの介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の介護予防に係る国の来年度予算に関するご質問であります。国が介護予防や自立支援に対する自治体への交付金を大幅に拡充することがマスコミ等により報道されているところであります。しかしながら、いまだ国、及び県からの通知等がなく、来年度予算への影響については、町としても把握できていないところであり、今後とも、国の動向に注視しながら、適切な対応を図ってまいりたいと考えているところであります。

4点目の介護予防事業に関する住民参加型の取り組みについてのご質問であります。今後、認知症高齢者や単身世帯で支援を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、地域住民による介護予防事業の実施や生活支援体制の整備が、今後、より一層必要性を増してくるものと認識いたしているところであります。現在、町では、地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携を図り、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりの構築に向けて、町内会を指定してのモデル事業を実施しているところであります。今後、地域を支える人材の発掘と新たな担い手の養成に取り組み、住民参加型の介護予防体制の確立と拡充を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の商工業振興支援策について、1点目の消費税率引き上げの影響に関するご質問であります。中小企業・小規模事業者に対する国の軽減税率対策といたしましては、複数税率対応レジに対する支援などが中心になっており、本町におきましては、レジへの対応やキャッシュレス支払いでのポイント還元に対応する機器等の導入が進められているところであります。

2点目のプレミアム付商品券発行に関するご質問であります。本年度は消費税率の引き上げを契機とした消費の喚起と町の商工業の活性化を目的に、プレミアム付き商品券の発行を支援しているところであります。商品券については短期間で完売となり、商店等での利用

も活発に行われていることや、利用者・加盟店舗の双方から高い評価をいただいていることから、プレミアム付商品券発行事業については、目的に沿って実施されているものと判断しているところであります。また、来年度以降の実施については商工会と協議してまいりたいと考えているところであります。

3点目のみかわ産業団地に関するご質問であります。競争力に優れた企業の誘致は、税収面だけでなく雇用面でも大きな効果を上げることが期待され、特に若い世代の町外流出に歯止めをかけるための雇用の受け皿として、今後とも積極的に推進していく必要があると考えているところであります。

このようなことを踏まえ、本町といたしましては、新たな企業進出に対応できるよう、みかわ産業団地の拡張を目指しており、本年度においては、農用地との土地利用調整を図るための各関係機関、関係者等との協議を進め、今後の土地利用に係る新たな実施計画の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えています。

4点目の中小企業経営者の事業継承に関するご質問であります。これまでも中小企業、特に小規模事業者の様々な事情により事業継承がなされない事案が散見されており、地域経済活動の低迷にも繋がることであることから憂慮しているところであります。

しかしながら、事業継承につきましては、経営者の高齢化の他、様々な要因を踏まえて事業者が判断しているものであることから、1件でも多く事業継承がなされるよう、次世代経営者の育成や起業支援等について、出羽商工会などの関係機関による専門的な経営・金融相談や研修機会が充実されるよう、町といたしましても引き続き支援してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） それでは、介護予防事業について再質問させていただきます。

まず初めに現状ということでもありますけれども、日本の100歳以上の人口が厚生労働省の9月の発表で7万1,238人となる予定であると。49年連続で過去最高を更新し、7万人をご答弁申し上げます突破するのは初めてというようなことでありました。100歳以上の高齢者というのは今から56年前の1963年には全国で153人だったそうです。また21年前になりますけれども、1998年には1万人を突破し、そこから右肩上がりに伸びてきて7万人を突破したという現状であるそうです。現在7万人を突破した、その約88%が女性ということでありました。昨年データにおいては人口10万人当たりの100歳以上の人数が最も多いのは島根県ということで、10万人当たり101人と。その中において山形県では59.7人ということで、全国30位ということでありました。本県においてもまだまだ医療、介護体制、介護提供体制の充実が必要となるということだと思います。

その中において、本町においては健康寿命の延伸や地域社会への参加を促す環境整備を進めるとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、種々の施策が展開されております。介護保険事業計画における介護予防事業の一環で行っている、楽しく貯筋塾や元気教室、筋力トレーニング教室などに関しては計画にある数値まで参加者を伸ば

せないでいるというふうに見込まれます。町長答弁においては期待する参加者が集まってきているというような認識でありましたけれども、2025年時点での目標数値がやはり現在と同等になっており、介護予防を必要とする年代が増加すると計画には示してあるにも関わらず、参加者の現状と相関関係が見えない状態に見えます。その手立てとしての当局の対応というのがまだまだ見えてきていないかなというふうに思われます。その計画と現段階での参加者、その相関関係の整理をどう捉えるのか、またその要因、そちらから再質問させていただきます。

○議 長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 佐久間議員から今ご質問ございましたことにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

本町の介護予防に関しまして、いろいろと事業を実施しているところでございますが、その中で第7期の介護保健事業計画に基づきまして、本町では一般介護予防事業といたしまして、先程申されました楽しく貯筋塾ですとかふれあい広場、元気教室といった様々な介護予防についての教室等を開催し、予防啓発に努めているという現在の状況でございます。

その中で参加の状況につきまして、今現在の達成状況の件について、本町といたしまして見ている部分では、平成30年度の実績についての達成度を見ますと、目標としている数値からすればほぼ90%以上を達成しているものというふうに見込んでいるところでございます。ふれあい広場につきましては100%を超えているという参加状況でございますが、おおよそ町として計画している目標については到達しているのではないかなというふうに認識をしております。ただ、一部元気教室などは86%程度の参加状況にとどまっているという状況もございますので、今後こういった参加の少ない部分については一層の啓発を図りながら町民の皆さんにお知らせをしながら参加を促していきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 90%を超える参加率ということで、当局はまずまずの見込みで推移しているというような見解でありましたが、この事業計画の数値の設定の仕方においては今後予想される2025年度に向けての数値が現在と変わらない数字で推移しているということで、今後増えるであろうそういった必要な方々が見込まれるにも関わらず、同等程度のニーズを見込んでいるというのがどういった見解をもっているかというところをお伺いしたかったわけでありましてけれども、様々な事業展開をする中で参加を募っていききたいというような答弁でありました。

新たなフレーズとしてはここ最近フレイル予防というのが頻繁に出てきているなというふうにも思われます。先月の三川広報においてもフレイル予防に関して予防啓発をしております。今の介護保険事業の中における事業展開で十分網羅する内容、フレイル予防というのは新たに出てきた文言ではありますけれども、こういった計画にのっとったことを推進すれば自ずと予防できるというふうにも思われますが、フレイル予防に関しては厚生労働省において栄養素まで言及しております。1日のタンパク質の摂取量を体重1kg辺り1g以上の摂取

が望ましいというふうな具体的な数値まで示しているわけでありましてけれども、本町のフレイル予防に関して今後どのような方向で展開していくのか、そういった食事等の推奨と言いますか、タンパク質の摂取に関する推奨まで踏み込んでいくのかどうか、その辺を1点お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまフレイル予防についてのご質問でございましたが、フレイルという言葉につきましては平成26年に日本老年学会より提唱されました言葉でありまして、最近はその介護予防の中ではフレイルという言葉がよく使われるようになってまいりました。年齢を重ねるごとに人間は筋力ですとか精神力などが低下をいたしまして、虚弱な状態になってしまう、介護状態になる前とその健康な状態の中間のところをフレイルというふうに一般的には言っているところでございますが、先の三川広報11月15日号の方でお知らせをいたしましたフレイルでございますが、これからそういったフレイル予防に取り組むにあたりまして一つはフレイル予防の3か条といたしまして、一つが栄養、それから体力、社会参加というような3か条がございます。

議員もおっしゃられましたとおり栄養をとるとということが非常にこのフレイル予防、介護状態にならないための予防には非常に大きな影響があるというふうに言われておりまして、タンパク質の摂取も含めまして、いろいろ食べるということ、食べるにはやはり歯の健康などもございますのでそういった部分から若い世代のときからの対応が必要になってくるのかなというふうに思います。

あとはやはり体力ということでの適度な運動を行うということ、筋力を保つということ、そして社会参加といたしましては家に閉じこもらずにどんどん社会生活の中に入っていった様々サロンでありますとか、老人クラブの活動でありますとかございますので、そういったものに積極的に出ていくということがフレイルにならないための大きなポイントになってくるのかなというふうに思っているところでございます。

町といたしましては今申し上げたとおり、若いうちからの健康づくりへの意識を持つということをまずは一つのポイントとして上げておりますし、またはそのフレイルという状態に自分が今なっているということに気づかなければならないということがあります。またそういったための早期の対策が必要になってくるということで、今年度「自立体力検定」というものを新しく実施をいたしました。これは日常生活の中で自分の体力がどの年齢の程度にあるのかということを知るためのものでもあるんですが、一つはフレイルに対しての予防として、自分は今そういった体力が自分の年齢相当よりも落ちているんだとか、どの程度にあるのかなということを確認するための検定でございます。こういったものを実施しながらフレイル状態にならないために日常生活の中で栄養をとるであるとか、体力づくりをするとか、そういった部分に取り組むように町といたしましても啓発をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 食事であったりまた運動、社会参加というものが相まみえてフレ

イル予防に繋がるというようなお話ではありますけれども、その中での食事に関して、町としてはタンパク質の摂取等に言及するような事業というところまで踏み込むのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。この事業計画においては栄養改善事業というのがありますけれども、なかなかこの事業効果といいますか事業が展開されないというようなことが課題として挙がっておりました。そういった点で食事等の啓発まで踏み込むのかどうかその点をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 具体的に食事の詳細まで踏み込むかと言われると、まだその辺については未検討な部分もあるのでありますが、このフレイル予防に関しましては国の今回の方針といたしまして、介護予防という今までの取り組みと、健康づくりという部分を一体的に進めていこうという流れがございます。通常健康検診等の中で行われている項目に、フレイル検診というものを新たに加えて、その項目を増やした中で自分が今どういう状態であるのかというものを検診の中で分かってくるわけですが、75歳以上の高齢者の方々を対象にいたしましてのフレイル検診。基本的には問診となるかというふうに思います。その中で医師または保健師等がサポートをしながら食事等についての状況を把握したり、日常生活等がどのようになっているかというものを把握したり、その中でフレイルになっている、なっていないの判断の一つの目安となるフレイル検診を実施しながら食事等も含めた中で対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 様々な介護予防事業が展開される中において、先程町長答弁にもありましたけれども、新たに市町村へ手厚く交付すると様々な事業に基づいて、65項目の評価指標に基づいた評価を行い、市町村に傾斜配分するような交付金が考えられているようでありませう。

こちらは保険者機能強化推進交付金と思われませうが、現在の国の予算が200億円から大体400億円程度に倍増するであろうというような話がありました。こちらに関しまして本町の予算書を見ておりましたが、文言としては明確にこの文言が出てくるのかどうか、また予算額としてはどのぐらいの金額が入っているのか、これは2018年度から行っているということでありませうので、既存の予算書に入っているはずだと思われませうが、少しこの辺の数値等が分かればお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問ございました、保険者機能強化推進交付金についてのご質問でございますが、こちらについては介護予防、それから自立支援に対しての各市町村が取り組むその内容に応じて、財政的なインセンティブを付けた形での交付金を配分するというような内容のものでございます。

平成30年度の本町の交付金の額につきましては、82万1,000円の額が本町の方に収入として入ってきております。令和元年度、今年度につきましては当初の段階での交付金の算定方法がはっきりしていない部分がございます、当初予算の中では計上することができな

かったという状況でございます。

先頃、11月の末に県の方に現在交付申請をしている状況で、まだ交付決定は来ていませんが、前年度と同様の額程度の配分がなされるのではないかというふうに見込んでいますところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） こちらの交付金に関しましては介護予防事業のインセンティブに応じた交付金だということで、本町の県内における位置付け、どの程度の位置にいるのかも分かればお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 県内での本町のその金額がどの程度の位置にあるかというのは、すみませんがこちらの中で資料を持ち合わせていないのではっきりとは分からないんですが、これにつきましては各市町村が介護保険事業に取り組む評価指標というものがございまして、それに応じた交付金の選定でございますので、本町の県内の順位とかどのぐらいの程度の位置にあるのかは、すみませんが分からないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 様々な介護事業が展開される中において先日行われた認知症にここカフェにお邪魔したわけでありましてけれども、その中においては口腔環境、口の中の環境の改善から食欲の増加、また体力の維持向上とそれらが一体となって健康を維持し、さらに社会参加することにより認知症予防に繋がるといったような講話をしつつ、参加者の青春時代を回顧させるような紙芝居であったり、歌や踊りといったもので会場を盛り上げつつ、普段の生活で健康維持に気をつけていることなどを話し合い、会場全体で共有して、自然と楽しく健康寿命であったり、健康寿命の増進の楽しさなどを学ぶことができました。

そのような経験を通じて感じたことは、いかにそこに参加者を増やすかと、また参加する交通手段にも問題や限界があるなというふうに思いました。そのためにはやはりこの活動を各町内会単位で開催できるようにならないかというふうに感じたわけでありまして。それにはにこにこメイトのさらなる育成、事務局体制の確立、何より町民の介護予防事業への関心を高め、参加を促す取り組みが重要と考えます。各町内会への事業展開を考えると、今後空き家の活用等も視野に入ってくるのではないかと思います。これらのにこにこメイトの育成、事務局体制の確立、空き家利用などに関し、当局の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問ございました、にこにこメイトの育成並びに事務局体制、または拠点となる空き家等の活用というようなご質問だったかと思えます。にこにこメイトにつきましては本町の介護予防について、その啓発・予防等に関して寸劇を行ったり紙芝居を行ったり、介護者される方とまた介護をする介護人の方々なども含めて社会福祉センターにお集まりいただいた中での活動を展開していただいているところでございます。非常に活動・取り組みについても好評でございまして、多くの方々からその活動が認知されていると思っております。

その中でにこにこメイトの育成という部分でございますが、これからの社会の中ではこういった介護予防の啓発というものが本町1点で行うばかりではなくて、各町内会の方にそういった活動が行われていくのが望ましいという議員のご意見でございましたけれども、私もそのように感じております。やはり地域社会の方にどんどん入って行って、町内会単位でありますとか地区単位でありますとか、そういった規模の中で介護予防ができていくのが望ましいのかなと。移動の手段などの問題もございまして、町内会であればそこに集まりやすい環境の中で、開催もできるということで、そういった活動がこれから展開されることが望ましいというふうには認識をしております。

その育成といたしましても、その中心となるのは確かににこにこメイトの皆さんのかなというふうに思いますが、現在8名の方で活動を展開しておりますけれども、そういったにこにこメイトの養成を受けた方々がその地域にどんどん人材として生まれてきて、そういった方々が地域の方で派生をして、活動を展開していくというようなことが非常に期待をされる場所です。また事務局といたしまして、そのにこにこメイトを事務局にというようなお話でございましたけれども、そういった当然地域の中でのにこにこメイトの地域版といえますか、町内会の方に出ていく方々を育てるための中心的な存在であってほしいと思っておりますし、それにつきましては町の方でもにこにこメイトさんと一緒になりましてそういった地域の中に、そういった方々が生まれるような取り組みを支援してまいりたいと思っております。

また、空き家を拠点にというようなお話でございますが、町内の方にはいろんな空き家がございますけれども、活動を行うにあたって、やはり介護のにこにこメイトさんが行っているようなカフェなどを開催するにはある程度の広さが必要になってまいりますし、事務所だけではなくてそういった活動ができるようなある一定のスペースの確保も必要なのかなというふうに思います。そうなってくると町の社会福祉センターでありますとか、そういった広い施設を使っただけの活動または町内会の方の公民館を使わせていただいている活動となってくるのかなというふうに思っておりますので、空き家そのものをにこにこメイトの皆さんが望んで事務所としてあるいは拠点といたしまして活用するかどうかにつきましては、今後の話し合いの中でいろいろ詰めていかなければというふうに思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 空き家の活用に関しては事務局を置くという話ではなく、各地区における空き家を今後そういった介護予防事業で活用を考えていくべきではないかというような趣旨でございます。やはり社会福祉センターまで出向くのが難しいといったような声が聞こえ、各町内会においても気軽に歩いて行ける距離でお茶飲みしたりいろんな介護予防の事業を受けたりというのがやはり今後必要なのではないかというふうな観点から空き家の利用ということでもあります。

交通の便、移動手段が困難だというような話が様々聞こえてくるわけでありまして、国土交通省が先月リリースした高齢者の移動手段を確保するための制度、事業モデルにおいては、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」という資料があ

りました。それによると、家事・身辺援助の提供が中心となるサービスの一環として、輸送サービスを提供し、運送の対価を求めない場合は道路運送法の許可・登録を要しない、いわゆる白ナンバーと見なされ、高齢者等の輸送サービスを実施することができるというふうにありました。先の行政視察においてもそういった制度を活用した事例があり、訪問型サービスBということで支え合いサービス事業というのが展開されておりました。

住民主体型による支援として高齢者や障害のある方、病気や出産などで一時的に支援が必要な人向けに、買い物代行、外出支援、部屋の掃除、屋外の作業、話し相手、見守り等様々な生活支援というものが展開されておりました。利用者は30分300円を支払うということでありましたけれども、そのサービスを提供する側は住民でありますけれども、住民は1時間当たり500円の地域通貨をいただくと。地域通貨というのは商工会が発行している商品券でありましたけれども、1時間当たりの差額100円は出るわけですが、そちらの100円は事務費として社会福祉協議会へあてがうというような内容でありました。またさらには要介護認定を受けている人には町からの半額助成があるというような制度を展開している中、規制が緩和されているという中で、運輸支局への相談を進めて、導入の可能性を検討すべきというふうに思いますが、その辺の見解を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問ございましたのは、移送に関してのご質問というふうなことで聞き取りさせていただきました。

まず移送に関して、こういった地域の中の移送に関しては基本的にはまずは公共機関、公共のバスですとかタクシーなどを利用するということが前提にあるわけなんですけど、それがどうしても叶わない交通の空白の地域でありますとか、福祉に特化した部分については、自家用の有償旅客運送というふうな部分、あとは今ご質問ございましたが、実費代程度をいただいで登録が不要な形での輸送というところで大きく三つに分かれているのかなと思います。

ご質問の道路運送法上によりまして、こちらの方でお話ございましたのは登録が不要である部分をうまく利用して、この地域の中での移送という手段ができないのかというようなご質問だと思いますが、基本的に登録が不要であるということで、実費代程度で、または市町村が全額公費負担をしておいて、輸送を行うということができないというわけではございませんけれども、それを行うにあたりましては、運転手の担い手の確保でありますとか、事故等の責任でありますとか、そういったものが問題となってくる部分でございます。または公共交通に対しての民間の圧迫という点もございまして。そういった部分を整理いたしまして、地域の中で先程申されましたが訪問型のサービスBという部分、それから移送に限定すればサービスDという部分がございますけれども、こういった部分が地域の中で確立していく部分というのは可能ではあるかなというふうに思います。ただこれを作っていくためにはそういった地域の中での支え合いを自分たちでそういった取り組みを行うというふうな団体が当然必要になってくるわけがございますし、先程申し上げました運転手等の確保であるとか、様々な責任等も生じて参りますのでそういったものを住民の皆さんが理解をして主体的に

行っていくことができるのかどうなのか、そういった部分から入ってくるのかなというふうに思っております。

本町といたしましてはこの移送というのは将来的にやはり通院ですとか買い物ですとか、そういった地域の高齢者の方々、また一人暮らしの老人の方々が地域の中で生活をしていくためにはどうしても必要となってくる、そういった部分についての移送というのは大きな問題になってくると捉えておりますので、来年度のこちらの方の生活支援体制整備事業という事業の中で新たにその移送手段に関しての研修会を実施しながらそれが地域の中で行っていくことが可能なかどうかそういった部分を検証していきたいというふうに思っております。

いろいろ全国の先進的に行っている団体の方では移送をやっているところがございます。視察された先もそのように行っておられたのかと思えますけれども、やはりその地域の中での事情もありますし、その地域性もあったり、なかなか同じような形態で進んでいくというふうには思えないところもございますので、やはり三川町は三川町に合った体系の中での地域の中の移送手段というものを今後確立していきたいなということでの、まずは入り口として勉強会を開催したいというふうに思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 入り口としての勉強会ということでありました。これからの方針に関わることなので町長にお伺いしたいというふうに思いますが、このような住民参加型の事業というのはさらなる協働のまちづくりを推進するとともにまさに自助・共助・公助で成り立つ事業だというふうに考えます。男性参加の可能性というのも広がり、この事業を提供する側は社会参加することによって自らの介護予防にも繋がりますし、意識を高めることができると思います。また、受ける側は身の回りの不自由さの軽減であったり、交通の便が良くなることにより、社会との繋がりを保つことで要介護状態の改善とはいかないまでも、現状維持に資す有効な事業だと私は考えます。免許返納のきっかけにもなりうるような事業ではないかと思えます。このような支え合い事業を中心とした新たな介護予防事業の構築についてはどのようにお考えになっているのか。

また6月議会でも私、介護予防事業に関しましては質問させていただきましたが、その中で答弁にありました有償ボランティアの運営や仕組み、導入の可能性というのは今後町民と一緒に考えて行くというようなことでした。今後どのように検討されていくのか、町長の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） この度の佐久間議員は介護予防というような視点でのご質問なわけでありまして、今世界的にも日本は平均寿命がトップ、そして健康寿命ということについても非常に伸びているというような状況であります。そうしますと、平均余命というこれからの高齢期における生活が、何年これから生きられるのだろうかという視点で介護予防というものを考えていかなければならないという時代に入っているのかなと、このように感じているところであります。こうした中においてやはり協働のまちづくりを進めてきたということからすれば、自助・共助、そして行政が今までの質問の中においてもやはり役割ということ

は町健康福祉課、または社会福祉協議会等での様々な事業を通して町民の健康維持増進を図ってきたところでございます。こうした中において私はこれからの長寿社会においてはやはり自立、町民の皆さんからやはり自分の健康ということは自分で考えていただきたいということもある面においては共生社会ということからしますと、それもメッセージとして発していかなければならないとこのように思うところであります。

議員もいろいろと他の先進事例等の視察を行って感じられたのではないかと思うところでありますが、やはりそういった支え合いの中においては地域の中でのリーダー、コーディネーターがやはりどこも大変、育成あるいはそういった方々の発掘というのが大きな課題であるというようなことで私も先月町内会長の皆さんと隣の秋田県の横手市に行ったときにおいてもそのような現状でありました。平成の大合併で周辺の町村の高齢化率が60%まで上がっているということから、まさしくこの介護予防の重要性というのが地域で支えなければならないんだというような現状が今の大きな課題だということでもありました。まさに限界集落を乗り越えて消滅集落というような表現も出ている状況の中でもありますので、そういった面も含め町としてしっかりとした町内会、あるいはそういう団体等におけるリーダーの育成によって、お互いがそこを支えていく時代でなければならないというようなことで、今後とも町としても十分な、先程の健康福祉課長の答弁にあったような勉強会等も含めて、町と社会福祉協議会が一緒になって取り組んでいく必要があるのではないかとこのように考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ新たな介護予防事業に関しましては行政のみならず住民参加型の事業を検討していただければというふうに思います。

続きまして商工業振興策に関しまして、まず1点目でありますけれども、町長答弁にありました支援策の利用状況ということで、軽減税率対応のレジの導入であったり、キャッシュレス決済のポイント還元に関する手数料、こちらの利用があったということであります。もう一つ、商工業振興資金に関しての支援もあったと思われませんが、そちらの打診等あったのかなのか。

また、プレミアム付商品券の話まで行きますけれども、こちらは増税の影響緩和対策としてあてがわれていたと記憶しておりますけれども、発行総額7,000万円ということは今回妥当であったのかどうか、また財源としてはふるさと基金が充てられておりますけれども、寄附金の多加による判断において、毎年判断するような事業だとやはり商工業者に関しても事業の計画が立てづらく、有効な事業が打ち出せないのではないかとこのように思います。中期的な視点を持ち、もう少し額を抑えた上でも3年程度の中期的事業にするべきだと思いますけれども、当局の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 1点目の消費税率の引き上げに伴う影響緩和策の一つとして国が示す支援事業、町長答弁の中では複数税率対応レジの導入、それからキャッシュレスによる還元、そういったものを挙げましたが、ご質問の中ではそれ以外にある商工業の振興

資金への対応ということでございました。そういったお話については、今現在具体的なものについては町としては受けておりませんが商工会の方でそういった対応をされているかもしれませんが、それについては確認を要するかと思います。あと、それに関連しながら町としてのプレミアム付商品券の発行事業を出羽商工会三川支所の事業として本年度も実施しておるところでございます。

平成20年度から結果として毎年度の情勢判断に基づいて29年度まで10ヵ年度連続で実施をしてきております。昨年度は実施しておりませんが、本年度は先程のとおり金額としては7,000万円プラス15%のプレミアムという形の中で今実施しておるところでございます。この実施につきましても消費の喚起および次期経済の活性化を目的にした事業になってございますが、毎年度実施するという判断はまず第1点としては、その年としての経済情勢の判断というのが一番大きいだろうと、そういったものの判断を抜きにして毎年実施するんだという考え方を持っていなかったところでございます。したがって、消費喚起だけでなく、町内の事業者のビジネス環境活性化という2点の目的は持っておりますが、やはり継続的にそういった理由を持たずに進めるのはいかがかという考え方と、逆にそれぞれの年の判断をいただいた方がより効果的な使い方になるだろうという判断から、毎年の判断によるところでございます。

それからそういった視点をもって町は実施をしておりますが、議員のご質問にあったとおり、例えばその事業所においても毎年度の継続的な事業計画の中で組み込まれるという状況があるとすればやはり金額を抑えてでも継続的にした方が事業所にとっては良いのではないかという意味合いかと思います。前段申し上げたとおり、町としては実施目的を明確にしておりますので、その方向の中で判断をしてみたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 実施目的が明確だということでありませけれども、7,000万規模の単位の金額になりますと、それが年々で変わってくるというのはそれ相応の影響がやはり出てくるのではないかと考えられるわけでありませ。利用者の声としてはやはりありがたいというような声がほとんどでありませけれども、やはり提供側といいますと商工業者側からするのであれば判断が、やはりやるのであればやってほしい、しっかり中期的な計画を立てられるような事業にしていきたいと、毎年あるかないのか分からないというような事業ではやはり、今後の事業計画が立てづらいというようなお話がありました。

また、大型商業施設にただ流れているだけではないかというような声があったり、やはり小規模事業者においても民事的な計画といいますか中期的な計画が立てられるような事業が必要ではないかというふうに思います。行政評価調書においては実施の有無も含めそのときどきの情勢を見ながら判断していくというふうにあります。その具体的な判断材料は何なのか、判断時期としてはいつなのかというところが具体的な指標等あれば説明いただきたいと、思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） プレミアム付き商品券の発行事業の金額でございますけれ

ども、実は当初は2,000万円それから7,000万円、6,000万、4,000万円、その年々で額が違ってございます。また、それに合わせてプレミアムの率でございますが、15%から20%という時期もございました。情勢として判断しながらその金額等決定しているわけでございますが、その判断基準という部分については財政的な面も含めて実施できる規模を判断しているところであって、具体的な指標的なものはもってございません。それから、大型店等に流れるといういろいろな視点がございまして、ですが、町内での事業所ということになりますと、大型店の中のいわゆるテナント店も含めて、純粹にもとから町内にあった事業所との仕分けの中では60%と40%、大型店の方での利用が6割であるという部分と、反対に町内事業所という捉え方の中では40%の方が利用されているということになります。

それから、実際にその券を購入する方ということもやはりその規模に関わってまいります。町内の方が例えば7,000万円の券をすべて購入するといったような状況はございません。町以外、鶴岡市その他隣接の市町村の方々から券を買っていただいて、町内の事業所で使ってもらおうという流れもございまして、その割合からすると町外がこれも6割、町内の方が4割、おおむねですがそういった形での利用状況が20年以降傾向としてあるようでございます。いろいろな部分を踏まえながら、最初のご質問に重ねて応えることにはなりますが、金額等についてもその指標はございませんけれども、そういった部分を判断しながら額を決定してまいったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 具体的な指標がないということで、こちらはやはり判断するには町長答弁にもありました商工会と協議という判断の中において、その協議の中において判断しているのかなというふうに捉えますが、やはり大きい金額ということになりますので、今後指標を設けてみてはいかがかというふうに思います。財政規模等も絡めるということで、具体的には数字を出すことは可能だと思いますので、そういった判断に基づいた説明をいただければ今後については思います。

みかわ産業団地について、移りますけれども、先程の町長答弁の中においては拡張を目指すというようなお話がありました。具体的な方針等、打診があるのかどうか、その辺をお願いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田浩企画調整課長） みかわ産業団地の拡張につきましては、定住人口の増加を目指し、若年層の雇用の拡大を進める上では非常に産業の立地、導入を促進する必要性は高いと思っております。具体的な企業ニーズに関しましては、昨年から今年にかけて、もし拡張するならば進出といいますか考えてみたいというところが複数社、うちの方にも問い合わせ等がございます。それは現在進出している企業も含めての話でございますけれども、そういったことで、拡張の規模につきましてもそういった企業のニーズを含みまして、今後検討をしていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 複数社から打診があるということで、今後どのように拡張される

のかといったところは情報等、いち早くいただければというふうに思いますけれども、そういった進出してきていただいている企業の今後のさらなる呼び込みの呼び水としての支援策といたしますか、そういったものとしてはやはり、長くいてもらうために今後社屋や工場等の増築であったり改築、建て替えに関しましても何らかの要件、例えばユニバーサルデザインに変更するであったりAIやICTの導入、または町内の小学校児童向けの会社見学の実施などの要件を満たせば、対象となる区域の固定資産税等を一定年度減免するなどの支援策というのが今後考えられないかどうか。いわゆる長くいていただくための支援策といたしますか、呼び込むための支援策ということで、そういったような企業のどのような機能を支援していくか、また地域の子どもたちの目が向くようその地域とのつながりができるよう、行政としてバックアップしていくべきではないかなと思いますけれども、その辺の見解はいかがでしょう。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田浩企画調整課長） 現在でも既存の工業団地、みかわ産業団地については町単独としまして、三川町企業立地促進条例に基づき、条例を満たした場合には固定資産税の一部対象部分を交付金として条例で交付しているところがございますし、それから現在考えておりますこの産業団地につきましては、新しい法律になります農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づいた産業団地の立地を目指したいと考えております。これについては国の方でも税制上の支援措置ということで、中小企業促進税制による特別償却等を受けられるといったような既存の国の制度もすでにあるところがございます。そういったことで、町単独、それから国のそういった支援措置等も含めて、この法律に基づいた産業団地を整備することによって、十分その立地した企業にとっては恩恵があるものと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 最後になりますが、中小企業者の後継者問題についてであります。こちらかなり深刻な問題でありまして、庄内管内のうち約4,000社が後継者不足のため廃業するであろうと経済産業省が出しております。4,000社というと約2万から3万人くらいが経営者不足による失業ということになりかねないということでありました。本町においても経営者を育成するような支援を今後展開していかなければならないということであり、企業の後継者問題は切実であり、雇用問題としても地方の社会経済を直撃するということでもあります。具体的な方策を練らなければ税収を失い、市町村は内部から消滅を迎えるかもしれないと厳しい表現になってしまいましたが、地域が一丸となって本気で解決策を見いださなければならぬということをお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時31分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議 長（小林茂吉議員） 次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

1. 高齢者の交通事故防止について	<p>1. 三川町の高齢者に対する自動車運転免許自主返納への呼びかけ状況と、返納者数について伺います。</p> <p>2. 高齢者の交通事故防止対策の取り組みと課題について伺います。</p> <p>3. 高齢ドライバーによる自動車のペダル踏み間違い事故が多発しています。事故を未然に防ぐため、安全運転支援装置の設置や、高齢運転者に推奨されているセーフティサポートカーへの乗り換えに対する補助制度を設けるべきと考えますが所見を伺います。</p>
2. 防災対策について	<p>1. 災害時における町内会の公民館の役割について考えを伺います。</p> <p>2. 一時避難場所として指定されているイオンとの協定内容について伺います。</p> <p>3. 現在建設されている「子育て交流施設」の避難所としての機能について伺います。</p>
3. 農業振興について	<p>1. 主食用米の消費量が減少しており、需給安定に向け今後の転作推進対策が求められています。農家戸数が減少し一経営体あたりの耕作面積が増大するなか、土地利用型作物への取り組み方について伺います。</p> <p>2. 農産物を加工、販売することにより付加価値の拡大を図る6次産業化の取り組みについて所見を伺います。</p>

令和元年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

初めに、高齢者の交通事故防止について。

三川町の高齢者に対する自動車運転免許自主返納への呼びかけ状況と、返納者数について伺います。

次に、高齢者の交通事故防止対策の取り組みと課題について伺います。

高齢ドライバーによる自動車のペダル踏み間違い事故が多発しています。事故を未然に防ぐため、安全運転支援装置の設置や、高齢運転者に推奨されているセーフティサポートカーへの乗り換えに対する補助制度を設けるべきと考えますが所見を伺います。

次に、防災対策についてであります。

災害時における町内会の公民館の役割について考えを伺います。

一時避難場所として指定されているイオンとの協定内容について伺います。

現在建設されている「子育て交流施設」の避難所としての機能について伺います。

三つ目に、農業振興について。

主食用米の消費量が減少しており、需給安定に向け今後の転作推進対策が求められています。農家戸数が減少し一経営体当たりの耕作面積が増大する中、土地利用型作物への取り組み方について伺います。

農産物を加工、販売することにより付加価値の拡大を図る6次産業化の取り組みについて所見を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

初めに、高齢者の交通事故防止について、1点目の運転免許証の自主返納に関するご質問であります。本町においては、平成30年度から高齢者等の運転免許証の自主返納を支援するため、「運転経歴証明書」の発行手数料相当額の給付や記念品の贈呈を行っているところであり、鶴岡警察署における町民の自主返納は、昨年4月から本年10月末までに47名となっております。

運転に不安を持つ高齢ドライバーとその家族の皆さまのためにも、引き続き警察関係機関、交通安全協会との連携のもとに、自主返納制度の周知に努めてまいります。

次に、2点目と3点目のご質問については、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

近年、高齢ドライバーによる事故が全国各地で発生する中、アクセルとブレーキペダルの踏み間違いと考えられる事故がクローズアップされており、国も2019年度の補正予算において、「安全運転サポート車」の普及に向けた助成制度の創設を検討しているとの報道もあります。

本町においても、新年度に向けた当初予算編成の中で、安全機能を後付けする装置の助成について検討していたところではありますが、国の補正予算が成立するようであれば、迅速に対応できるように準備を進めてまいるとともに、高齢者が被害者にも加害者にもならないための対策に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の防災対策について、1点目の町内会公民館の役割に関するご質問であります。改定前の防災計画では町内会公民館も指定避難場所に位置付けしておりましたが、浸水想定区域の見直しにより、多くの公民館において浸水する恐れが高まったことから、その指定を外したところであります。

しかしながら、町内会の自主防災訓練においては、公民館を住民の集合場所として指定している例や、災害対策備品を備蓄している施設でもあることから、自主避難の段階では町の指定避難所ではなく、一時避難場所として町内会公民館の使用も想定できるところでありま

す。

次に、2点目のイオンとの協定内容に関するご質問であります。イオン三川店とは、平成24年12月に、災害時における支援協力に関する協定を締結しており、食料品や衣料品、寝具類、暖冷房器具等の物資の供給と、避難場所として駐車場の提供について協定を交わしております。

次に、3点目の「子育て交流施設」の避難所機能に関するご質問であります。この「子育て交流施設」につきましては、現在建設中であることから、町の地域防災計画において、避難所としては、指定していないところであります。農村環境改善センター多目的ホールの代替施設でもあることから、完成後においては、避難所として指定することとしていたところでもあります。

このようなことから、設計段階から避難所としての活用の想定のもとに、敷地を高く盛土するとともに、施設内に防災倉庫を配置し、多目的ホールについては避難を想定して平面床としたところでもあります。

次に、質問事項3の農業振興について、1点目の今後の転作推進対策に関するご質問であります。米の消費量は年々減少していることから、本町農業の主産物である米については、需給安定を目的に生産調整が行われているところであり、米に代わる転作作物として大豆など土地利用型作物の生産が進められているところでもあります。一方で、近年は担い手農業者の経営面積の拡大が図られるなど、土地利用型作物における生産条件が変わってきており、こうした状況の変化に対応できる作業体系の整備や受託組織への委託など、状況に応じた取り組みが必要になっているものと捉えております。

2点目の農業の6次産業化の取り組みに関するご質問であります。農産物の付加価値を高め生産から販売まで一貫した農業経営の流れを「農業の6次産業化」として捉えているところでもあります。本町におきましても農産物の高付加価値化による商品化や、生み出された商品を販売する新たな市場の開拓などに取り組まれているところであり、今後とも専門的な機関等と連携しながら総合的に支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 縷々詳しく答弁いただきました。

近年の少子高齢化や人口減少、また核家族化、高齢者世帯の増加など、急激に社会環境が変化していくのに加えまして、近年の想定を上回る自然災害等発生するのが報道で見られる度に様々な不安を抱えながら生活をしている住民の方々がおられます。できるだけ安心して暮らせるような対策、計画を練っていただきまして、安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

初めに、高齢者の交通事故防止の件についてお伺いいたします。近年、高齢者の関係する交通事故が多発しております。高齢者の事故自体が増えているということでありまして、免許を保有する高齢者が増えていることによる事故件数の増加ということであり、事故発生率から見ると、やはり10代20代前半の青年の事故率の方が高いというようなこともありま

す。高齢者の免許更新が2017年より厳しくなりまして、70歳以上では高齢者講習として実技講習、また75歳以上では認知機能検査というものが義務付けられました。免許を有していても、運転する機会の少ない方、またペーパードライバーとされる方はこの検査、講習費用がかかるということで、この70歳に到達した時点で免許を返納すると。また、この認知機能検査においては約3%の方がこの検査で免許を失効するというようなデータもあります。今回、47名とする自主返納者の中にはやはりそういった方も含まれるわけで、すべての方が運転したいのにといい気持ちの中での返納ではなかったのかなと思います。

非常に75歳以上の方々、認知機能検査については不安を覚えながら検査に挑むというようなことがあります。いざ免許がなくなってしまうと、生活の足を失ってしまうということで、非常に不安を感じているということでありました。また、移動の際家族等の送迎が必要になることから、負担をかけないようにということで不安を感じているということでもあります。この運転免許返納者の代替えの交通手段の確保というものが課題になっているかと思いますが、本町においての代替え交通の整備について、どのようにお考えか、進捗状況等お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 免許返納者に関しての代替え交通という視点でのご質問でありましたけれども、現在行っております本町の取り組みとしましては、まずはデマンド型交通システムによるそういった運行、これについては免許返納者に限らず、年齢要件等あるいは免許を持たない方に対してそういった運行を行っているものでございます。さらには福祉関係で先程ご質問があったような中での、そういった特定の交通弱者対策。あるいは買い物送迎ということで民間事業者が行っているような部分もございます。

そういったことで、現行制度の中で支援できる内容について町としては多角的に取り組んでいるような状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） デマンド交通というお話がございました。免許返納者数に比べますと、デマンドタクシーの登録者数は思うように伸びていないような状況にあらうかと思えます。また、行政区域を越えての近隣市町村への移動ができないというようなことで、やはり移動手段の確保といったものには十分な整備は整っていないのかなと。また、こういった本町を含めました地方によりましては、公共交通網が整っていない部分もあることから、やはり免許の返納といったものは慎重に進めなければならないのかなと思うところであります。

ここからは高齢者になるべく長く安全に運転できるような環境を整えるべき、運転寿命ということですが、運転寿命を延ばすような取り組みをするべきではないかという考えからお聞きしたいと思います。運転寿命を延ばすということは、健康寿命を延ばすというようなことに関わってくるというようなことでありました。運転をやめた方は運転をしている方に比べますと、要介護のリスクまた認知症のリスクが高まってくるということで、筑波大学の調査によるものですが、運転を中止した高齢者は運転を継続した高齢者と比較し

て要介護状態となる危険性は8倍に上昇すると。また、運転していた高齢者は認知症のリスクが4割減少するというような検証結果があります。また、国立長寿医療研究センターというところの調査によりますと、トレーニングで、脳トレまた反射神経を養うようなトレーニングを行うことで、安全運転の技能が改善されるという情報もございます。

健康福祉の点でありますけれども、このような情報はないのか、また先程もフレイル予防というような活動が行われているというようなお話がありましたが、そういった活動の中で、運転寿命を延ばすような、自分で車を運転して会場に来るというような取り組みはないのかどうかお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 運転寿命の取り組みの中で健康寿命というような位置付けで認知症の方に運転をやめることによって認知症になりやすい、また運転をすることによっての認知症になる確立が低くなるというような研究の発表があったという内容でございましたけれども、基本的に介護予防とかフレイル予防といったものに対しまして、この運転というものとの関係性を考えますと、まずはそのフレイルそのものが生活機能の向上や運動機能の向上によって改善されるというのは確かに言われているところでございます。それについてのリハビリですとか、体操などをしながらそういった生活機能、運動機能を高めていって、フレイルにならないような取り組み、介護状態にならないような取り組みを行うというようなことでは言われているところでございます。

この交通安全と申しますか、交通事故等によりまして、この高齢者の方々が万が一事故を起こしたとかという場合に、こういった運動機能の向上とかリハビリといったものとの関係性を考えるとやはりまずは安全面を優先することが第一ではないのかなというふうに認識いたしておるところでございます。高齢者の保険事業とか介護予防の一体的な改革ということで、国の方でガイドラインを示されておりますけれども、その中にも具体的に運転機能、運転などを行うといったような文言は示されておられませんので、高齢者は確かにそういった運転寿命を延ばす上での取り組みといたしまして、様々な活動があるのかもしれませんが、こういったフレイルとか介護予防とはまた別に考えるべきものなのではないかと認識いたしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） やはり運転というものが、運転をして外に出るということは高齢者にとって活動範囲を広げるということで、運転できなくなると引きこもり等ということは懸念されることでありますので、少し情報等を聞いていただきまして対策をとっていただけるようにすればいいのかなと思います。

ペダルの踏み間違い防止装置、安全運転支援装置の取り付けには前向きな準備があるというようなことでありました。非常に喜ばしいことと感じます。高齢者の交通事故の原因がこういった誤操作、また判断ミスといったものだそうでございます。若者の事故原因がスピード違反であったり、今回厳罰化されました「ながら運転」といったものに比べますと、高齢者の事故を防止するには安全運転支援装置の取り付けが有効と言われております。

東京都では本年4月の池袋での高齢者に絡む事故を受けまして、6月から安全運転支援装置の取り付けに9割の助成を行っているということでありました。また、本県では舟形町が安全運転支援装置の取り付け、またセーフティサポートカーといわれる安全運転支援装置のついた車に乗り換えた場合も補助をしているというようなことでありました。舟形町の町長の話では、やはり公共交通も発達していないということで、地域の交通手段が確保できないためにそういった補助を行って足を確保するんだというような見解でありましたが、本町においてはもしその補助に対する基準等、今から想定しているものがあるかないか、どういった方に対しての補助を考えているのかどうかお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 高齢ドライバーによる自動車のペダル踏み間違いを防ぐための安全運転支援装置の件でございますけれども、これにつきましては本町においても当初予算要求の中でこういった支援制度を設けていく必要があるだろうということでいろいろ状況を確認しておりました。

その要求にあたって課題として上げられたのが現在安全運転サポートカーと呼ばれる、すでに車に装備されている、それを新車で購入する場合、これについてはあらかじめ装備されていますので、問題ないのでございますが、後付けする装置については様々なタイプがございまして、どれが有効なのかというような点での問題がございました。

そういった点をどのように支援していく方法があるのかということでは先程議員が紹介されました東京都の例がございました。東京都においては9割までの補助という非常に大きなものでありまして、最近では横須賀市が同じようにその補助を行っております。横須賀市の場合は最大で1万6,000円の補助ということで、かなり差があるなというふうには考えております。ただし、後付けのそういった装置の価格を見たときに、基本的には商業施設において取り付けをお願いするような形になろうかと思っておりますので、安いものであれば3万3,000円あるいは高いものであれば5万5,000円というような金額が出てまいりました。そうしたときに、この支援がどの程度できるのかということが一番の問題でございましたが、この度、令和元年度の国の補正予算において検討されている事項が、安全運転サポートカーを新車購入する際に65歳以上を対象に10万円を目処に助成する、あるいは軽自動車については7万円を目処、さらには販売済みの車に安全装置を後付けする場合についても対象とするというような新聞報道がございました。

こういった国が制度の構築を行っているものでございますので、基本的にはその補正予算に載るような形で本町もその対応ができればなど考えております。なお、町では国の制度の構築を待つ考えでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 高齢者の交通事故対策についてはこういったハード面、また限定免許といったことが現在検討されているようでございます。国を上げて事故防止対策というものに取り組んでいるのかなと思います。

もう1点であります。三川町の交通安全計画におきますと、高齢者が被害者にも加害者に

もならないように安全運転研修会や運転適性検査機を有効に活用した交通安全教育を推進するというような計画が載っております。この安全運転研修会、本町においての開催状況についてお伺いできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 第10次の三川町交通安全計画につきましては、令和2年度までの計画で現在進めております。この研修につきましてはまず一つは安全運転研修会を開くとしておりますが、これについては基本的には自動車教習所で開催されているものにつきまして参加をしているところでございます。昨年の例でいきますと、高齢者安全運転研修会を地区ごとに呼びかけをいたしまして、押切地区では15名、横山東郷地区の開催では17名が参加いたしまして、自動ブレーキ体験と座学を行っております。

さらには運転適性検査機を活用した交通安全教育ということでは山形県が推進しております、交通安全ゆとり号を使いまして、昨年も社会福祉センターにおいてそれぞれ参加をいただき、こういったゆとり号での体験をしているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 高齢者の免許更新であります。更新時は技能講習また認知機能検査等あるわけですけれども、いざ更新してしまいますと、3年間は運転できるわけでありませぬ。認知症等発症した場合、その3年の間に急激に進展してしまうというようなことも考えられますので、やはり毎年の定期的なそういった交通安全研修というものが必要になってこられるかと思っております。高齢者、高齢運転者が増加している中で参加者がやはり少ないのかなと思うわけですけれども、そういった参加者への取り組みというか、啓発または周知等今後どのようにお考えかお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） こうした高齢者への取り組みについては基本的には単位老人クラブ等を通しましてお願いしているところでございますが、度々そういった単位老人クラブがなくなっている、あるいは連合会の参加がなされていないというような現状と、この参加者数が結びついている現実があるんだとは考えております。ただ町の交通安全母の会等でも高齢者宅への訪問活動を毎年行っております。そういった面での活動とさらには本町においても交通安全専門指導員を配置しておるわけでございますので、そういった専門指導員が高齢者への呼びかけをもう少し強くしていく必要があるのかなとは考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 老人クラブ等組織が減少しているという中で、なかなか町内会単位でのそういった講習といったものは難しい時代になっているのかなと思います。そういった状況に合わせまして、様々な安全講習等を開催していただき、また安全運転支援装置等の設置に支援いただきまして高齢者の安全運転に努めるような取り組みをお願いしたいと思います。

順番が前後いたしますが、農業振興についてお伺いしたいと思います。

現在、三川町の農業状況、高齢化が進展しまして、リタイアする方が増えております。また、委託された農家の方も経営面積が増えておりまして、委託は限界、飽和状態に近づいているというようなことであります。水田が持つ多面的な機能を維持するために、耕作放棄地といったものを出す前に、土地利用型農業の早急な確立が必要かと考えます。三川町の地域水田農業ビジョンにおきまして、大豆・麦等土地利用作物について、転作作物としての生産から売れる土地利用型作物への計画生産販売に展開するといった計画、また品質と収量の向上を図るとしてあります。この計画について現在どのぐらい進展しているか、実行に対してどのような対策をとっておられるかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の土地利用型作物の生産状況等でございますが、手元にある資料の中では平成25年からのものになりますが、米の生産調整がまずベースになってございます。

年々転作率といいますか米の主食用米の生産の割合が減ってきて、その対面にある米以外の作物、いわゆる転作作物の割合が増えてきているという状況にある中で、その中心にあるのが、ご質問にあった土地利用型作物・大豆でございます。中心になる作物の中では面積的には180haほどを前後して推移をしておりますが、一方でそれに取り組む農業者の方についてはご指摘のとおり、一方では経営規模の拡大、水田の土地の利用集積が進みまして、10ha以上の規模を持つ農業者の方が直近で38名になってございます。その中には30haを超える方、また組織的に向かう方で60haを超える方もいらっしゃいますが、規模拡大がかなり進んでいる中で、最初に申し上げた生産調整を合わせると、土地利用型作物転作に向かう面積が大きくなっていると。また、その人たちにとっては規模拡大に伴っていわゆる作業的なもの、時間的なもの、いろんな面での難しさ、負担と言いますか難しさが出てきているということはお質問のとおりかと思っております。

ただ、米の生産調整が必要であるという判断の中では転作作物・大豆の振興というのは必要と判断しておりますので、その大豆をどのようにして本作化という形の中で数量および品質を確保しながら位置付けていくかということは大事なことかと思っております。これまでもその視点の中で水田畑地化ですとか、それから個別に輪作・ブロックローテーションですとか、そういった形の中で手立てをしながら、また農業者が判断されながら取り組んできているというふうに捉えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 米の消費量が毎年8万tから10万tずつ減少しているという中で、政府でも米以外の作物への転換を促す動きが強まっております。そうした中、これまでは本町の大豆栽培におきましても、水稻の作付けにふさわしくないところに大豆を栽培してきたという流れがありました。大豆栽培は180ha程と横ばいの面積で推移してきたというような答弁でありましたけれども、近年、見直す方も出てまいりまして、はえぬき・雪若丸といった新品種の前作としてブロックローテーション等輪作体系の一環として大豆に取り組む方が増えてきておるようであります。また、その栽培体系におきましても、慣行の栽培に加

えまして有機栽培、また化学肥料を一切使わないで栽培するといった作型も確立しているようであります。それでそうやって栽培された作物は特殊性があるものとして、販売流通されればいいわけでありますけれども、販売先、流通ルートがないということで、通常出荷されたというようなことも聞いております。

そこでですけれども、次の6次産業化への取り組みということでお伺いしますが、農林水産省が推奨しております、市町村における6次産業化、地産地消推進協議会の設置、また地方公共団体が事業実施主体となる地域ぐるみでの加工直売の推進への取り組みはできないか、そういった考えはないかという点で所見をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 土地利用型作物・大豆を例に今の作付け現状、作付けの状況をご説明した上で、それを踏まえて生産される大豆が品質を高める、また有機や減農薬等での生産という形で、言えば付加価値を高めるという方向も一つ出てきております。そういうことも含めて、6次産業化にこの大豆についても取り組んでいく必要があるのではないかと、またそれをやる上で国が提唱するように地方自治体である町が主導しながらやるというようなことが出てきておりますので、その考えはないかというようなお考えでございました。

一般的に、基本的に考えておりますのは、大豆については今までの取り組みを踏襲しながらやっていく必要があるだろうと思います。いろんな課題がございます。高品質化、高付加価値化の部分1点をとっても、ご質問にもありましたが、例えば受託組織で取り組むということでかなりの面積を受けておりますが、そうした際については転作・輪作というのがなかなかできない状況の中で2年3年4年とすると、その品質の低下、収量の減少というふうに繋がるという別の意味での課題も出てきておりますし、そういった課題が今現在の課題を踏まえながら今のやり方の中で大豆を振興していきたいとは考えております。

ただ、一方で大豆を使った加工品である例えば味噌ですとか醤油、一般的にはそういったことかと思えます。国産大豆が全国で、国が発表する中では二十数%しかないということで、将来的にも国産大豆は必要なんだというような数字かと思えます。しかしながら一方で経済的にその材料が使われるかということになるとまたこれは別の問題になってきますので、なかなか行政が関わりながらやるという部分については難しさがさらにあるのかなと思っています。国が推奨する大豆等についての6次産業化、これを町主導でというような考え方については今現在もっていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 町主導では考えておられないというようなお話でありました。今の制度であるからこそ、町主導でできるのではないかなと思ったところであります。先程来空き家対策、空き家の有効利用というようなお話もありますが、空き家を利用したそういった加工施設の増築、また地域おこし協力隊といった制度もございます。商品開発、また特産品開発に特化した地域おこし協力隊を採用し、空き家となった例えば古民家、土蔵などを利用した町政施設、また地域の農家の高齢者、女性の高齢者、加工のプロでありますので、そういった方々を雇用しまして、新しい特産品を開発する。またそれをふるさと応援寄附金の返

礼品として利用する。また加工された食品を給食等に使って食育、また地産地消、すべての一通りのルートが出来上がるのではないかと思いますし、やはり農家は生産についてはプロではありますが、加工販売といったものにはなかなか手を出せないのではないかと思います。

規模を目一杯大きくした農家が自ら加工や販売に手をかけるというのは難しいとは思いますが、農家は生産に専念し、加工をその方たちに任せるといった取り組みはできないか、高齢化または担い手不足と様々な問題に悩んでいる本町の農業であります。旧態依然とした状況に一石を投じるといった形でこういった試みに対してはどのようなお考えがありますか。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今町内で生産される大豆を中心にいろんな作物がございます。そういった作物について、いわゆる付加価値を高めるというのは具体的には加工なりをして、なおそれを、評価を受ける価値を高めて販売していくという流れがございますが、そうした中で、大豆以外について取り組みの事例と言いますか申し上げますと、キラリボシの油ですとか、菜花、加工と言いますか商品化という意味でそういったものもございまして、近年では米どころ庄内・三川という形の中でその米を使ったお酒ということでした。そのお酒については当初は町主導という形の中で取り組みをスタートしていますが、米を作る生産者ですとか、それを加工する醸造会社ですとか、いろんな形で広がりを見せておりますので、そういう意味では6次産業化という流れの中で出していくということについては、引き続き取り組みが必要かと思っておりますし、大事だろうと思っております。

ただ、それを具体的にどういった形で体制として組んでいくかということについてはまだまだ現在組んでいくというような状態にないと難しいところがあまりにも多すぎて、具体的な目標を定め、それを実現するための体制を組み、やるということまではいっていないというふうに考えています。ただ今後ご質問のあったとおり、そういった視点でのものは本当に重要ですので、それに関わる取り組みについては継続して取り組んでいきたいと思っておりますし、またそういったことに対して向かっていかれる農業者、商業者の方については引き続き町で推奨している「田からもの」逸品開発事業等も含めて応援してまいりたいというふうに考えています。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ぜひ継続して検討いただきまして、農業の活性化のみならず地域の活性化に結び付くような、にぎわいのあるまちづくりというような取り組みに結び付けていただければと思います。

次にですが、先程の防災関連の避難所についてに戻りたいと思っております。町内会の公民館についてであります。先程答弁にありましてとおり自主防災訓練においては避難訓練の避難先として多くの町内会で想定しているものと思っております。先日の同僚議員の一般質問におきましても、自主防災訓練の計画段階から職員がついて、その計画の策定に取り組むといった場合があります。そんな折に防災ハザードマップ、配布されたものを見ますと、公民館が浸水想定の中にあるということで、やはり住民の方々には一番の避難先であった町内会の公民

館が避難できないものと認識されているものでありまして、どのように避難していいか混乱している方も多く見られるわけでありまして。

町としまして、避難準備また避難勧告等を出すタイミングにも影響するかと思いますけれども、各町内会の機能また設備については把握しているのかどうか、調査等行っているのかどうかお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 町内会公民館の施設の把握ということをございましたけれども、基本的にはその内容についてそれぞれがどのような形で整備をされているかというような調査はしておりません。

ただこれまでも自主防災訓練の際に年1回に限り5万円上限でございましてけれども、その中で防災機器を購入したり、あるいは過去にも防災テントあるいはトランシーバー、そういったものを導入した町の助成事業がございましたので、そういったものについては把握をしているところでございます。

さらに町内会のそれぞれの公民館の例えばレイアウトだとかそういったものについては教育委員会の社会教育の方で町内会公民館の実態調査というものを行っておりますので、冊子に取りまとめて持っておりますので、それを見ることである程度の機能は把握できるのかなと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） ただいまありました災害訓練の実践町内会への助成金、また町内会の公民館等整備費補助金といったものの、公民館の整備を進めるんだというようなお話がありました。この災害訓練の実践町内会への助成金であります、なかなか使用には制限があるということで、使いづらいといった町内会長の声もございました。様々な設備を整えようとする町内会の声に対しまして、もう少し自由な使い方ができるような補助金であるべきかなと思うわけでありまして、避難所、一時避難場所、一時集合場所、様々なわけでありましてけれども、機能を有するには様々な設備は当然必要になってくると思います。そうした中で実践町内会への助成金についてももう少し柔軟な姿勢がとれないかと思うわけでありましてけれども、この辺について考えをお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 自主防災会が行います訓練に対する助成金の柔軟な対応ということでございましたが、これまでの例を見ますと申請があった段階で基本的に汎用性があるものについてはいかなものかという視点は持っております。例えば扇風機を購入したいと、そうしたときに災害時までではそれを保管しておくのかとなりますと、そうではなく普段使いということになりますので、それはやはり災害備品ではないだろうと。あるいは参加者に対して帰りにお土産として持たせたいと、飲み物・食べ物そういったものを申請された例もございましてけれども、基本的に炊き出し訓練ということで炊き出したものをその場で食べるのであればそういったものは対象になるでしょう。ただそれを参加者のお土産として渡すのはやはりふさわしくないのではないかと、そういった視点での判断をしているところで

ございます。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 町内会でも様々な申請の仕方があるようでございます。申請してもなかなか該当しないということで、避難訓練をしても町への報告またこういった助成金への申請もしないで避難訓練を行っているというような町内会もあるようでした。ぜひ、せめて防災器具の設置等には該当するような助成事業であるべきと思いますので検討いただければと思います。

一時避難場所とされております、イオンの屋上の件であります。周辺の住民には大変心強い避難場所と認識されているわけでありますが、やはり 2 階の屋上と限られていると私は認識しております。2 階の屋上は、平日は閉鎖されておりますし夜間、災害はいつあるかわからないわけでありますので、夜間等の災害にも対応していただけるのか。また週末は屋上が駐車場として活用されているわけでありますけれども、一般のお客さんと区別して三川住民として何か特別な対応をしていただけるようになってきているのか、その辺の取り決め等あるのか確認できればと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） イオンリテール株式会社とは避難場所の提供という形で、協定を結んでいるところでございます。この協定においてはイオンが所有する駐車場を避難場所として提供するというような文言になっています。言えば屋上に限っていないわけです。例えば地震の場合については平面駐車場に全国各地の例を見てもそこに車で乗り込んできて避難所には入らずに車で生活をするというパターンがございました。そういった点を踏まえての駐車場を避難場所というふうに考えているのだと思います。一方、水害、増水時の水害につきましてはやはり平面駐車場の方は無理だと思いますので、屋上だけになると思います。そうしたときに屋上駐車場を開放してもらう方法ということでは、イオンとの連絡方法をお互いに持っておりますので、その中で開放していただく。

さらにはそこに三川町民への何らかの特別な手立てという話でございますけれども、基本的に赤川が増水した場合、あるいは大山川が増水した場合を考えたときには、赤川左岸の人たちが避難する形になるかと思えます。そうした場合には、例えばおぼこ大橋を越えた広野の方から来るとは考えられませんし、さらには上流部である鶴岡の方から来るとも考えられないので、基本的にはその屋上駐車場については空いている場合については町民が使わせていただけるのかなと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 周辺の住民の方にとっては心強い施設となっておりますので、イオン、民間企業であります、転勤等もあるということで、転勤してすぐの頃はそういったこともなかなか引き継ぎ等もないのか、分からないでいる従業員の方もおられましたので、そういったところもぜひ伝えていただきまして、本町の一時避難所として有効に活用できるような取り決めをお願いしたいと思います。

最後に子育て交流施設の避難所としての機能であります。内部防災倉庫を備えております

し、最新の公共施設としてこれもやはり周辺の住民をはじめ多くの方々が避難所としての機能も頼っているというような声が聞こえてまいりました。最新の施設ということで、現在建設中ということもありますが、ライフラインの断絶といったものも想定されます。避難所として断水時でも使えるようなトイレの整備、また発電施設等の設置が重要とされるかと思えますけれども、災害に備えた整備は設計されているのかどうかお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 災害に備えた設計になっているかということでありました。

まずライフラインの関係であります。停電等起きた際の場合を想定してこの子育て交流施設、発電機能等を備えているかということになりますと、現在は備えていないと。非常用発電装置等はないということになります。また、トイレ等についても一般公共施設と同じような機能のトイレでありますので、そういった防災を考慮した設備等については今後防災担当の総務課の方との協議をしながら考えていくものというふうに考えております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 最新の建物ということで、防災対策等整われているのかなと思っておりましたが、現在のところはそういった計画はないというようなことでありました。建設が進む中でそういった防災対策の用品に変更ができるのかどうかということは私も分からないわけですが、防災倉庫も備えているということでありました。そういった備蓄に関してはどのような計画があるのか、また総体的にどのような災害に備えた避難所とするのかお聞きできればと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 防災倉庫につきましては基本的にその中にどのようなものを納めるのかということについては、今後その内容を突き詰めていく必要がございます。ただ町の考えとしてはこれまで災害備蓄品、そういった物資については水防倉庫に置いて集中管理をしようというふうに行ってきましてけれども、昨年の避難勧告等を踏まえまして、やはり避難所にある程度のもを置いておかないと立ち行かないというのが現実として捉えております。そういった意味では今各小学校を中心とした避難所において災害対策品を置こうと。毛布だったり発電機だったり明かりを灯すもの、そういったものを置くことで進めております。そういった中で新たにできる子育て交流施設の避難所機能をどのようにしていくのかという面を踏まえた上での備蓄品が必要なのかなと考えております。

さらにはその災害防災倉庫もございまして、避難所となるわけでございまして、基本的には発電機等については水防倉庫にもありますのでそれを持ち運ぶことも可能です。あるいはこれから災害協定を行うのでございまして、三菱自動車と電気自動車の貸し出しということで、何かあった場合についてはそういった電気自動車が乗り付けて、そこで電源を供給する、そういった協定も結ぶことにしております。そういった様々な広域的な連携も踏まえた上での子育て交流施設の避難所機能を考えていきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 避難所施設としては今後また検討していくというようなお話であり

ました。本町にとりましては空調設備の整った大きな施設として住民からも避難所施設として期待されておるわけでありますが、一つ提案させていただきたいと思います。

子育てエリアがありますけれども、そこは例えば災害弱者とされる妊娠中の方、または乳幼児を連れた家族に特化した避難エリアというような整備をするべきではないかと思ひます。災害事例でみますと救援物資の中には粉ミルクや哺乳瓶、オムツといったものはなかなか届かなかったというような報告がありました。やはり災害時に備えた液体ミルク、哺乳瓶、オムツ等を備えまして有事の際は子育てエリアに行けば子育て世代の方たちが安心して避難できるような環境整備、また保健師等すぐに駆け付けて乳幼児の対応にあたるようなそういった計画ができないかと思ひます。この件に関して見解を求めまして質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 子育て交流施設におきましては先程多目的ホールについての平面床としたという町長答弁もございましたけれども、子育て交流施設の中には床暖房のある学童保育エリアもございますし、さらには子育て支援エリアの中ではそういった使い方も考えられるのかなと思ひます。ただ備蓄品、特に食料を含めた備蓄品につきましてはこれまでも申し上げておりますけれども、やはりその備蓄品のどの程度備蓄するのか、適切な量というのはなかなか難しいものがございますので、本町においては基本的には流通備蓄を基本としておりますので、昨今ではそういった液体ミルクが開発されて非常に使いやすくなっているという例はございましたので、そういった面での特化した考え方はあろうかと思ひますが、繰り返しになりますが本町においては流通備蓄で今後とも考えていきたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時49分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

○議 長（小林茂吉議員） 次に、6番 芳賀修一議員、登壇願ひます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- | | |
|-------------------------------|--|
| 1. 今後心配される記録的豪雨に備えた河川治水対策について | 1. 10月12、13日における、台風19号による本町被害の状況と対応について伺ひます。
2. 洪水ハザードマップに示された被害想定と発生確率について伺ひます。
3. 赤川氾濫被害想定 of 根拠について伺ひます。
4. 各関係河川の治水対策と課題について伺ひます。 |
| 2. 農産物や商工品の販売促進策について | 1. がんばる農家支援事業の利用状況と課題について伺ひます。 |

2. 町外における出張販売の現状と課題について伺います。

3. 特産品開発の振興と商工業も含めた商品の販売支援のために、現在の制度改善ないし、新しい支援制度の創設について見解を伺います。

令和元年第6回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

第1点目、今後心配される記録的豪雨に備えた河川治水対策についてであります。

内容として、10月12、13日における、台風19号による本町被害の状況と対応について伺います。

また、洪水ハザードマップに示された被害想定と発生確率について伺います。

次に、赤川氾濫被害想定の根拠について伺います。

また、各関係河川の治水対策と課題について伺います。

2点目、農産物や商工品の販売促進策についてであります。

がんばる農家支援事業の利用状況と課題について伺います。

町内外における出張販売の現状と課題について伺います。

特産品開発の振興と商工業も含めた商品の販売支援のために、現在の制度改善ないし、新しい支援制度の創設について見解を伺います。

以上一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の河川治水対策について、1点目の台風19号に関するご質問であります。この台風では宮城県や県内の内陸部においても、多数の被害が発生しているところではあります。本町においては農地の一部が冠水したとの報告はあったものの、藤島川において国土交通省の排水ポンプ車や、水防団のポンプによる排水作業により、人家等への大きな被害はなかったものと認識しております。

次に、2点目と3点目のご質問は関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。

近年の全国的な雨の降り方が局地的、集中化、激甚化してきていることから、平成27年に水防法が改正され、最大規模の降雨量想定も「百年に一度の大雨」から「千年に一度の大雨」に見直され、国直轄管理の赤川・大山川、県管理河川の藤島川・京田川において、最大規模の降雨があった場合の洪水浸水想定区域が公表されております。

本町の洪水ハザードマップは、国、県による浸水想定の水深を重ね合わせて作成したものであり、赤川流域については12時間の最大降雨量を303mmとして想定し、堤防決壊により家屋の倒壊・流失をもたらす激しい氾濫流が発生することが想定される区域を「家屋倒壊等氾濫想定区域」として、ハザードマップにも明示しているところであります。

次に、4点目の河川に係る治水対策に関するご質問であります。町の中央を流れる一級河川赤川については、河川管理者である国土交通省において、平成24年に策定された赤川

水系河川整備計画に基づいた計画的な河川整備、治水対策事業が推進されており、本町の区域における河道掘削の整備については、完了いたしているところであります。

今後は、本町より上流部における河道掘削とともに、洪水に強い堤防整備等が推進されると伺っているところであります。

また、県管理河川である藤島川、大山川についても河川整備計画に基づいた河川整備、治水対策事業が推進されているところであります。

この河川に係る治水対策については、一自治体にとどまらない広域的な事業となることから、今後とも、国・県等関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の農産物や商工品の販売促進策について、1点目のがんばる農家支援事業の利用状況と課題に関するご質問であります。このがんばる農家支援事業につきましては、農業者の創意工夫を活かした取り組みを支援する事業として実施しておりますが、ここ数年、新規利用者の減少が見られる状況にあります。農業を取り巻く状況の変化が反映されているものと考えているところであり、改めて、農業者等のニーズの把握に努め、事業の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

2点目の町外における出張販売の現状と課題に関するご質問であります。町内の農業者・商業者の方々が町外に出向いて販売する機会としては、神奈川区民まつりや浦島小学校との交流を通じた物産販売とともに、産直出前便への参加による物産販売などが行われております。これらについては、それぞれの実施者の思いと工夫により取り組まれているものであることから、今後ともその活動の主体性を尊重しながら支援してまいりたいと考えております。

3点目の特産品開発と販売の支援についてのご質問であります。町の特産品開発につきましては、これまでも農業者と商業者、または実需者が個別に連携し、農産物をはじめ地元素材を活かし、多くの特産品を開発してきたところであり、さらにその販売等についても自分たちに合った方法により実施されてきたものと承知しているところであり、今後とも引き続き「田からもの」逸品開発支援事業などを通し支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） それでは、今後の豪雨対策について再質問をさせていただきます。

台風19号による被害について全国では100人近くの死亡者と決壊71河川、140カ所の決壊箇所というふうなことで8万戸くらいの住宅被害があったということでして、本町についてはそのような大きな被害がなかったということは大変幸いであったと思います。

ただ先程町長が言われましたような中で、少し対応についての回答がなかったような気がしますので、それについて若干申し上げますが、実は台風19号の被害について、事前に鶴岡市では12日の午後4時半で長沼地区（上新田、温泉、西小路、宮東、下通地区）に、避難準備高齢者避難開始の警報が出ました。八栄島地区地域活動センターにというふうな警報が出ておりますけれども、同じ藤島川河川で、対岸には私どもの集落がありますが、鶴岡市

の警報と、三川町では警報が出なかったわけですので、その辺の違いというのはどういう経過の中でそういうふうな形になったのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ただいま質問にありましたとおり、鶴岡市においては避難準備情報を出したということをおどもも把握しておりました。鶴岡市は鶴岡市でこれまでのデータを蓄積した中で早め早めの対応ということで、基本的にはおどもも基本は同じなのですが、夕刻前にそういった情報を出すと、17時前に出すというような考え方をしているところでございます。

本町においてもその後の降雨の状況、あるいは河川の水位の状況を見ながら自主避難に対する支援が必要であろうと判断したのが10月12日の午後でございます。お昼の段階でその後の状況を考えながら17時から自主避難場所を開設しようということで担当の方では動いたところでございます。それについては町のホームページの方にも掲載させていただきましたが、内容が内容であるがゆえにエリアメールだとか防災行政無線広報を使ったそういった広報はしていなかったところでございますが、危機管理担当の方についてはそれぞれ対応を行っていたところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 鶴岡市の考え方、三川町の考え方はあると思いますが、同じ河川でするので、はっきり言って私たち地元の町民にとっては非常に逆に心配したと。片方で避難準備情報が出ているのに、うちの方は大丈夫なのかなという心配がありまして、一つは勘ぐりになりましたけれども、堤防の高さが違うのかというようなそういう予想といいましょうか、そういう想定をしたこともあるんですけども、藤島地区と三川町土口地区との堤防の高さの違いというのはあるのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 河川の堤防の造り方、また堤防の高さですが、基本的には河川管理者である県が設計をなさり、その計画に基づいた計画整備をなさっているものと思われれます。その段階においては本町の方にこちらが低いとかこちらが高いとかそういったものはございません。河川の方の流量を安全に流せるという計画になっています。また堤防については計画高水位といわれる、また河川整備をするにあたっての流量、これを流せるもののプラスアルファ余裕の高さというものを築いて設計なさっていると思っております、以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 具体的にその例えば上新田地区、土口上の方にありますけれども、若干堤防の後ろの方が道路ですので高い感じがするんですけども、その辺は把握しておられますか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま芳賀議員の申された堤防の高さについてでございますが、その高さについての把握ということでございました。

堤防につきましては道路として活用することがございます。土口地内につきましては堤防の部分を道路として活用しておるところでございます。この部分、堤防には本堤体という、傷つけてはならない身の安全を守るための形があります。この形を阻害してはならないということから道路を造るうえではその堤防の上に道路部となるもの、砂利・アスファルト等を盛り上げて施工します。その観点から申しますと、堤防の高さにその部分は差が出るという状況になっているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今回警報を出す、出さないについては直接その判断はなかったような話ではありますが、それにしても今の説明ですと道路面の分は少し高いというふうな解釈でよろしいでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま申し上げましたとおり、堤防の上を道路として利用するものですから、現在の計画されている堤防に、堤防計画高の方に上乘せをしているということですので、高くなっているかと思えます。

ただ、各河川におきましては警戒水位、洪水注意の関連の各水位が規定されてございます。その水位によってある程度の判断の統一性等が出るものと思われまいます。そういったことを踏まえながらの状況判断になってくるかと思われるところです。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 何と言いましょうか、それぞれ市町村の判断で警報が出されるというのは説明としては分かりますが、隣接の地区にとってみれば非常に妙な気がする、逆に不安を煽るといふこともありますので、その辺片方鶴岡市で出した場合三川町はどうなのかという情報を、今検討中だとかも含めまして、町内に直接全戸には無理だと思いますけれども、例えば町内会長等に連絡をすとか、その辺の親切な対応が必要ではないかなと私は思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今般の警戒レベルの改定の中で、警戒レベル4まで出されたわけでございます。これに基づいて气象台とかが出した情報をもって市町村が避難準備情報あるいは勧告についてはそれを行うこととしております。

今回の台風19号につきましては鶴岡市が空振りを恐れず対応をされたということで理解しておりますけれども、エリアメールの中にもきちんと対象地域が明記されているわけでございますので、私どもはそのエリアメールの中で鶴岡市が出されたことを把握しております。今言われたとおり、そういった意味で対岸の地区の皆さんがそういった不安を持たれている向きがあるとすれば、そういったことを踏まえて今後はどういった対応ができるのかは考えていく必要があるかと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） たぶんこれ周辺の境界の各河川について同じような課題がある。要するに片方が警報出て、片方が同じ川なのに出不ないということがありうる。大山川でも藤島

川でもあり得ることだと思いますが、その辺はできましたら、その辺の理解といいたいしょうか、それを町民に若干でも伝えるような努力をしていただきたいというふうに思いたいます。

次に今の三川町の被害状況について、農地の一部冠水というような報告がありましたけれども、この辺の冠水の状況という話になります、実は冠水だけではなくて、藁の被害が発生してあります。その点については把握しておられますか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 土口地区内において、一部圃場について冠水、および今ご質問にありましたとおり藁が寄せられたというようなことで確認をしております。なお、その藁についての被害という部分についても後日確認しまして、一定額の被害があると、ただし共済にかかるほどの被害ではないというところまで確認をしております。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 被害と言いたいしょうか、結果的な状況については把握しておられるということですが、浮き藁が生じた原因について町の方ではどのように把握しておられますか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 圃場に藁が寄せられたことに対する原因ということでありたいますか。いたゆるその発生が時期が収穫後であったこと、それから圃場にある藁が増水のために冠水して風によって寄せられたと。結果としてそういった状況があったかと思いたいます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今言われた増水の原因はどのように把握しておられますか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 増水の原因というお話でございます。議員ご存知のとおり、施設につきましては、圃場地域内の施設、圃場の整備、耕地であります。耕地内の排水路の計画といたしましては、計画する水量がございます。10年に一度、もしくは30年に一度、その地域・地域によって計画する雨水量の確認がございます。これを踏まえまして経済的な断面を計算し、なおかつそれが有効に流れるような整備になります。

それで農林水産省サイドの方の整備となりますと、圃場につきましてはある一定の耐水できる時間というものがございます。各作物において耐水可能な時間が計算されるということてです。これを踏まえまして一定値、圃場の方に水を溜めると、圃場の方がダム機能を果たすような形で作られているところてです。こういった状況もあり、今回については10月ということで耕作が終わり、なお地面の高さが表れているところに藁が載ったという状況てです。こういったことを踏まえまして、やはり若干田んぼの方のダム機能が発揮され、逆に底に敷いてあった藁が浮いたものと思われるといことてです。なお、詳細につきましては耕作地域の設計でございますので、土地改良区等から状況についてはお聞きする形になろうかと思いたいます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 今の水田の増水についての原因について、町当局の把握が非常に不

十分だということをご指摘させていただきます。冠水の原因はいわゆる内水の増水ではありません。明らかにこれは藤島川より逆水による冠水の被害だということをお分かりいただきたいと思います。意味分かりますか。

水門から逆流して二丁排水に入って、それが出目に上がって藁が浮いて寄せられたというのが、それが事実でありますので、その辺が全く把握しておられないようなので申し上げますけれども、地元地権者の方が午前3時に排水門のところに行って、排水状況を見たら、ものすごい勢いで藤島川から水が逆に二丁排水に入っていたと、そういう状況を把握しまして、すぐに役場に電話をしたということがあります。役場の方ですぐに担当者が出たということで、対策をしろということと言ったんだけど、実際に対策がされたのは水門の管理の問題もありますので、水門を閉じたか少し下げたかというのはたぶん午前4時過ぎかなと思うんですが、実際役場の方で消防の出動があったのは午前6時頃だと聞いております。

藤島川の水位の増水の状況を見ますと、午前2時ぐらいから増水をし始めていると。ですからその間、結局内水はそんなに高くなかったわけです。ですから逆流をしたというのは明らかかなわけですね。それはある意味、人工的な被害とは申しませんが、そのような傾向が非常にあると。要するに樋門の管理と言いましょうか、その辺の問題が大きかったのでは。それをきちんと管理する側、これの責任は県にあるとお伺いしておりますけれども、その辺の対応が非常に不十分だったのではないかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今議員がおっしゃられた内容について、土口の町内会の方から電話がありましたのが、午前4時38分で、二丁排水が逆流しているのではないかとというような電話をいただきました。午前4時38分です。これを受けまして私どもの方はすでに排水ポンプを手配しておりましたので、その旨をその方にお伝えしたところでございます。

さらに増水に伴う対応ということでございましたけれども、逆流が原因だという話はございましたが、内水も雨も降っていたわけですので、その原因がどちらにあるのかということについては、議員がおっしゃられた内容については、私どもはそうとってはいないところでございます。ただ、そういうふうな面は必ずあるかと思えます。

さらには排水機場の設置のために工事を行うため、一部土留め等を行いまして、水を防いでいるところもございます。工事の関係でございますけれども、それも判断した上で、その河川国道工事事務所の方に排水ポンプの要請もいたしましたし、建設業協会の方にも要請をし、さらに消防団のポンプで排水を行ったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 責任の押し問答をするつもりはありませんが、私の聞いた時間、私自身も見ていなかったものですからはっきり申し上げられなくてすみませんが、午前4時半だということが事実だとして、逆水には間違いはないわけですので、それ以前のやはり水門の管理については、逆水するような水門の管理の普通はやってはいけないと言いましょうか、管理的には問題があるというふうに言わざるを得ないわけですが、その辺については深く追及しても仕方がないので、一つ申し上げます。

今後は樋門管理が例えば常時夜中に誰かが見るわけにはいきませんので、これから二丁排水に関してはゲートポンプも付くということもありますので、逆水が遅れて川から水がたくさん入ってくるといったことが逆に被害にならないように水門を管理するような仕組みを、例えば監視カメラを付けるとか、そういうような、真夜中でも対応できる常設で人がいなくても済むようなそういう対応が必要かと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま申されました水門の管理の関係でございます。水門につきましては先の一般質問の中にもございましたが、河川管理者がまず基本行うという形でございます。この部分も踏まえまして、こういった水門の警備に関しましては、県へ要望していきなり状況確認をしながら対応をしてみたいと思っておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 次に、赤川の氾濫被害想定根拠ということでハザードマップについてお伺いしたわけですが、三川町のハザードマップに赤川のこれは左岸になるわけですが、赤い印で家屋倒壊氾濫指定区域という赤い印がありまして、これ少し大きい図面がまたあるんですけども、左岸の堤防に助川と土橋と対馬から押切上地区に赤いマークが付いております。これは要するに何と言いましょうか、先程堤防決壊と言いましたけれども、これは決壊を想定して、ここが被害に遭うというような想定なのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 左岸、流れに沿ってですので右岸になります。この点につきましては国においても直轄河川でございますので、重要水防箇所ということで指定をしております。その指定の根拠となるのが、堤防決壊により激しい氾濫流が発生することが想定されるということでの重要水防箇所となっております。その国が想定した内容をこのハザードマップの方に落とし込んだところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） この決壊ということになりますと、その上を越すということになりますが、これは河川の形状と言いましょうか、曲がり曲がって流れが真っ直ぐ当たる場所なのかなというような感じがありますので、その辺については注意をしなければいけないという箇所だということが分かります。体調不良

その中で一つ、押切上町付近の決壊箇所について少しお伺いしたいのですが、現在県道になっているわけですが、道路なのか堤防なのかというところは少し意見が分かれると言いましょうか、考え方がいろいろあるでしょうけれども、要するに堤防の裏のりと言いましょうか内水側が崩れてきていると。それは地元町内会の方から何度も何とかしてくれということで、一応ネットの土留めをしてはいるけれども、それ自体でもまだ崩れるし、そのネットを張った内側の方も上から侵食されて凹んでいるとか、何か非常に周りから見れば危険な状態だという指摘がありまして、これは至急対策をするべきであるというふうなそういう地元の声もあるわけですが、まして氾濫被害想定区域の中にまさしく入っている場所になり

ますので、その辺については今後の対策についていかがお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ハザードマップ関連の部分でございます。氾濫想定区域、また、ただいま申されました旧国道、現在県道になっているわけですが、鶴岡広野線、庄内空港立川線との交差する部分から南側、庄内総合支庁側における歩道の部分の擁壁の部分について欠損が見られるということでございました。これにつきましては、平成21年度に1回地元の方からこのような状況になっていると報告を受け、現在その施設管理者でございます県の道路部局、庄内道路計画課になりますが、こちらの方に状況の確認は依頼しているところでございます。また、状況確認をいたしたところ今のところ影響はないというご回答をいただいております。その後、さらに平成24年度にも同じ状況で少し酷くなったのではないかと地元の通報を受け、これについても道路管理者である庄内総合支庁へご連絡しています。

この施設というのが河川堤防と一体に見える形にはなっておりますが、県道の道路の幅員を取るため、また、歩道の幅員を取るために堤防と一体となった構造ではありますが、堤防とは別の施設という位置付けで、道路施設の位置付けになっているところでございます。この道路施設、平成24年度にも大丈夫かということで再調査の依頼をしたところでございます。この結果、この擁壁自体の形状がネットみたいな形になっていますが、石を敷き詰めて、石の重量でもたせるような、なお、自然との調和を兼ねて植栽が生えるような形の擁壁になってございます。この擁壁自体、専門的な調査をしたところ異常がないという報告を受けているところです。

なお、状況変化があったらご連絡をいただきたいということで、町の方でも見ておりますし、県の方でも見ていただいております。また、土砂の流出については随時県の方に報告いたしまして、その土砂あげ等ご協力をいただいているところとなっております。何かと見た目が少し、形状的に怖いという部分、これはよく分かりますが、一応見ているということでご理解いただければと思います。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 堤防としての機能は大丈夫だというふうな回答でありました。あそここの場所が堤防としての問題ではなくて、道路の法面という感じの話もありましたが、いずれにしろその水路自体は生活用水の排水路になっている、もう一つは道路の側溝みたいな機能も果たしているわけですが、実際土砂あげをしているのは地元の生産組合の人がやっているということで、人数も少なくなっているし大変容易でない仕事をしているということで、もう賄いきれないというふうな話を伺っておりますが、これは県の方でどうのこうのという、その土砂あげについての管理責任といたしまして、それはどのように考えたらいいのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまのご質問、水路もしくは道路側溝の管理に関する関でございます。基本的には地域住民の方々のご協力を得ながら水路の維持管理に努めてお

るところでございます。今現在も各町内会等からご協力いただいているわけですが、どうしても人力的に難しいというような場合がございます。こういった場合についてはご相談をいただきながら土砂あげについては町としても協力をしながらやっているところです。

また、その関連で県の方に原因があるという部分につきましては、県の方へ確認をしていただきながら、その土砂の搬出等ご協力いただきながら管理に努めているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 実際地元の方で今までやってきたけれども、もうお手上げだというふうなことで県の方にお願いすることができれば、ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

次に、各関係河川の今後の治水対策ということでお伺いしますが、特に赤川についてですが、国の方が平成24年に整備計画を出したというふうな、それに沿って河道掘削等は完了したけれどもというふうな話がありましたけれども、今の上町のその辺の堤防の関係も若干絡むわけですけれども、実は平成30年に国土交通省東北地方整備局の赤川水系河川整備計画というふうな資料がホームページにあったんですけれども、先程平成24年とおっしゃいましたけれども、この平成30年の計画は把握しておられますか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ホームページ上に載っております整備計画につきましては、実は平成30年度、令和元年度も状況報告のために資料として載せておるところでございます。まずは最新版について整備の進捗状況等となっているはずですが、この部分の中において今現在やられている部分、こういった箇所も詳しく載っております。基本として平成24年度に策定をし、その後状況確認をしながら、その進捗状況を把握するうえで、また皆さんにお知らせをするうえでホームページに載せていると伺っておるところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 赤川の三川地域に関して、一応河道掘削は終わっているということですが、この中に今言いましたような対馬地区というふうな表現の仕方になっていますが、ちょうど対馬、実際は豊秋地区、上町と重なっている部分、まさしく今崩れている部分にぴったり合うわけですけれども、そこに質的整備という計画がありまして、堤防の質的整備というのは何かというふうに言いますと、遮水・矢板工法、ドレーン工法ということで、堤防を補強するという計画が国の方では現に持っているということでもあります。ただ、この計画の目標年次が、これから30年というふうな長大な計画の中の1カ所になっているわけです。先程県の方では堤防自体は問題ないというふうに言っておりますけれども、国の方ではたぶんこの箇所を指摘し、先程の工法で改良しようというふうな計画を持っているということは、多少やはり危険性を感じて国の方は対策をしようとしているというふうな受けとめました。

これ先程洪水の対応については問題がないと言いましたが、過去にたぶん昭和、赤川が増水してもうすぐ堤防を越えそうになったというのが昭和62年かと思いますが、そのときに

消防団として警戒にあたった方がおりまして、最初に東郷地区の方に配備されて、堤防から水が浸透してくるという現象があったと。それ同じように今言った上町のところも水が下から浸透してくると、法尻と言いますか、そこから浸透してくるという現象があって、これは大変だという話を聞いておりました。

ということで、実際はそういう意味の、国が把握しておられる堤防についての問題といいましょうか、改良しなければいけない箇所になっておりますので、そういう意味では、国の優先順位もあるでしょうけれども、県の方では大丈夫だというふうに言っていますが、国の方では危険を確認しているという意味で、町としても河道掘削が完了したという安心感ではなくて、なおこれからもっと大豪雨が来る可能性というのは十分にありますので、そういう意味では嚴重な堤防を構築するような、いろんな対策を国の方に要求していく必要があると思いますし、なお、今危険箇所として指定されている、その地区に関しては早急に、町としても要望としてあげていくべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいま赤川の増水時、昭和62年の状況についてお話を伺ったところですが、その当時私役場の方に入って、たまたまなんですけど漏水現場の方の確認を取り、国土交通省とのやり取りをちょうどしていたところでございました。漏水した箇所と申しますのは、こちらの方から行きますと主要地方道庄内空港立川線を過ぎ、なお南へ下り、なお佐竹建設がございまして、そこから先の部分、庄内総合支庁の裏の付近ですが、その柿畑から、専門用語で言いますとバイピングという堤防の下を通ってくるという水の流れだろうということで、そこから湧き水が出たという状況を把握しております。その後、国土交通省においても危険地域だということでの認識で警戒はなさっているようです。その点で質的整備をしていかなければならないと。この部分についてはいろんな手法がありますので、これは河川管理者の方の確認なのかと思えます。そういった部分での危険な箇所ということでの認識はしているところでございます。

ただ、おっしゃるようにやはり川自体は生命、財産を守る大切な資源でございますので、この部分については鋭意国土交通省の方へ働きかけながら状況把握に努めていただきたいと思いますと考えているところでございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 河川について国に対する要望等する機会があると思えますので、町長とか議長もそうでしょうけれども、年何回かは国との交渉とか国土交通省との話し合いがかなりあると思えますので、その段階でも今言った危険箇所等のことを十分伝えて、早急に対応できるような、そういう要望を挙げていくべきだと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町においては先程答弁でも申し上げましたが、中流域の河道掘削等の推進をしていただいたというようなことで、水道安全度が非常に高まっているというような状況であります。しかも、月山ダムの完成によりまして、昭和62年の洪水時の増水の際においては、当時国道7号の現場から大体1mぐらいまで水位が上がったというような経

緯がございました。現状からいたしますと、月山ダム効果ということで、あれから河道掘削等が推進されたことによって同等の災害においては水位を2 m下げるような効果が出ているというようなことであります。

しかしながら、芳賀議員が言われましたように本町においては堤防の強化をすべき箇所というのは存在するわけでありまして、とりわけ今言われている箇所においては、当時は河川敷というものがあつた状況の中で、あの部分だけが河川敷という部分がもうすべて消滅というか、なくなっているというようなことから、やはり堤防の強化策というのは当然酒田河川国道事務所においても、その部分においては把握をしていただいております。近年のこの大雨の堤防の機能からいたしますと、越水、氾濫、そして決壊というような、この段階的な被害という状況の中においては、堤防の外側の強化という部分と内側からの強化もしていただかないとならないというようなことで、堤防の法面の勾配をもっと緩やかにするような対策が講じられているというようなことであります。

私も実は赤川の流域の推進懇談会の委員という立場になっている関係で、この赤川の河川整備計画がどのように今後進められるかということに対してのいろいろな意見を言う立場にもございます。そういった面でただいま芳賀議員から言われました、そういう危険と思われるような箇所については十分な対策を求めていきたいと、このように考えているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 前向きな回答をいただきました。

それでは、次の二つ目の質問を再質問させていただきますが、農産物や商工品の販売促進策ということですが、具体的にはがんばる農家支援事業についてとなりますが、この質問をさせていただききっかけとなりましたのが、先月ですか、議会と農業団体との懇談会がありまして、その中で農業団体の方の関係の方から、販売促進という、テーマとしては米以外の作物の奨励といいたいまいしょうか、米だけではやはりこれから三川町農業を支えることができないし、米以外の品目も選択的に奨励して進めるべきだというふうな、そういう話し合いのテーマの中での話でありまして、もちろん実際に農協系統を使って販売している方もおられますし、それ以外で自分で農産物を売っている方がおられるわけですが、その中で先程言われました産直出前便とかそういうところに農産物を出してきたけれども、前はがんばる農家支援事業の制度を使って運賃等の補助をもらったけれども、今はないので参加しづらいという話がありました。

がんばる農家支援事業というのは、創意工夫だというふうな話がありますが、問題は3年間縛りといいたいまいしょうか、事業支援ですので、永続的に支援するということはそれは問題があると思うんですけれども、その3年間を経過しますとやはり別のやり方をしてその申請をすることも含めまして、生産者が同じ目的を持ってその申請をするのはいかがなものかというふうにチェックされるということで、結果的には自前で参加しなければいけない格好になって参加できなくなるとか、ちょっと戸惑ってしまうというふうな状況があるということ、それを何とかできないかというふうな話もいただきましたので質問をさせていただきます

が。

その制度的に事業支援というふうに考えれば永続的に事業支援するというのは問題があると思うんですが、町外における出張販売といいますのは、単なる自分の個人の事業の支援にとどまらず、町の宣伝やそれから消費者との交流というふうな側面がかなりあるわけですので、そういう意味での支援制度というのは、単なる3年縛りで打ち切るというやり方ではどんどん参加する人が少なくなっていく。せっかく販売をする仕事を続けてきたのだけれども、だんだん行くのが厳しくなっていくというふうなことがあって、結局その産直事業も減っていくといいましょか、そういう傾向にあるのではないかと思うんですよね。ですから、そういう意味では何とか別の形でもいいですが、がんばる農家支援事業の制度の中でもいいですので、交流事業も含めた県外に対する支援についてはもう一度再検討するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ただいまあった交流事業ということに対しては、がんばる農家支援事業でこれまで、いわゆる活動費の補助という形で応援をしてきた経過がございます。がんばる農家では農家の創意工夫を生かした取り組みについて応援するというところでいろんなメニューがございました。新規作物であったりパプリカの苗を導入したり、それからシャインマスカットであったり、それから自主研修であったり、それから新しい加工品、特産品の開発であったりと、本当に数多くの取り組みがなされてきたところであります。

その中で交流事業ということで行われているのが、例として神奈川区民まつりへの参加と、それから浦島小学校への参加がございました。事業を支援する事業側からすれば交流事業の趣旨は十分理解できますし共有できるところであります。大事なものと捉えております。しかし、一方で今申し上げたとおり様々な事業も含めて、やはり事業の公平性という部分についてはやはり加味していく必要があるかと思っています。

交流事業3年という縛りではなくて、これまで9年連続で旅費等の支援をしてきたと確認しております。メニュー上限額の満額15万円ということをして9年続けてきたという状況がある中で、交流というのが基本的に人ですので、3年や4年や括りを付けるものではないということを経験しながら、そのことを踏まえて当事者に対して次のステップアップをしませんかと。今まで9年間なり長く付き合うことによって出てきたことに対して新たな取り組み、交流をしませんかということで投げかけて一昨年、いわゆる3年縛りではなく4年目ということに対して応援した経過もございます。

一方、交流事業というのが単なる年1回、お久しぶりですねといったような交流にとどまっておらず、今内容を確認しましたところ、それぞれの農業者が、特に新規就農者が自分の生産したものを、本当に機会を持って地元の消費者と顔を合わせながら販売する機会になっていたり、それから浦島小学校でのお付き合い、交流の中で培われた繋がりが、神奈川区民まつりに子どもたちが出向いてくれて一緒に販売してくれる。いわゆる交流がかなりの広がりを持ち、なお、農産の視点からしても物産販売の一つの新しい窓口になっているということを確認しております。したがって、交流という部分から広がった部分については

改めてそういった人たちの自主的な活動を応援できるか、それを考えていく必要があるかと思っています。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 神奈川区民まつりに特化したその話をしてもいいか私疑問に思いながら、ただ、先進的な交流事業として継続してきた成果というのが当然あるわけなので、何とかそれをしぼませないで、できれば拡大したいというふうな思いがあります。それに対して何とか行政ができる範囲内で支援するというのが当然のことではないかというふうに私も思います。

結果的には、今年は雨で中止になりましたが、去年の状況ですと自前で行きまして、私はメンバーですけれどもも行っていませんが、そういう意味では自己利益優先のつもりはないのですが、自前で結局手数料から経費を出すということで、車を借りるということ、それから軽油代とかもありますし、もちろん食べるとか泊まるのは全部自前で、それは最初から分かっていますけれども、交通費等それから当然参加する費用を含めまして費用が発生するわけですので、それを捻出するために農産物から手数料を上げたということで、25%まで上げて一応ギリギリ捻出したと、足りない分は自前という話になりましたけれども、そういう格好で、やっと思ったという感じがありますが。

ただ、現実的に行き方としても、これも私は前話をしたと思いますが、マイクロバスに荷物と人間と一緒に夜中に走るという非常に危険なことをやらざるを得なくてやっているわけです。ですから、これは本当に若い後継者もたくさん行っておりますし、ある意味非常に危険な綱渡りみたいなことを毎年繰り返してきたというようなこともありますし、その辺の実態も考慮して、これからそれだけにとどまらず交流事業、その交流事業も結局物を売ること以上に生産者自身の意識を育てるといいでしょうか、三川町の若い後継者がかなりメンバーになって参加しておりますので、そういう意味での新しい消費者の感覚といいでしょうか、生産の感覚も変わっていくと思いますし大きな意味があるというふうに思いますので、そういう意味では今言われましたように、制度的にがんばる農家そのものでいくのか。私はできれば別の制度を作るべきではないかというふうに思っております。

今、観光協会というのがありますけれども、これも同じような話を前にしたことがあります。観光協会は前はふるさと振興協会という名前で出張販売に支援をしておりました。それはお分かりになると思いますが、それが観光協会という名前に変わった途端に性格が変わりまして、お客さんを誘致して人を集めることに特化した事業になってしまったというふうに私は思っております。今さら振興協会に戻せとは言いませんが、振興協会的なまちづくりや事業や交流事業を始めるそういうきっかけになるような、そういう新しい仕組み、制度を作ったらどうかというふうに私は思うんです。今は新しい総合計画にも着手しておりますので、そこも含めまして新しいそういうまちづくりといいでしょうか、事業おこしの制度を作ったらどうかというふうな提案はさせていただきますが、その辺の町長のお伺いはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程はこれからの高齢化社会というようなことで、まさしくこの地域住民がどのような連帯感を図れるかといった場合においては、そこにはリーダーが必要だというようなことを申し述べさせていただきましたが、やはり交流あるいは販路の拡大といったときにおいては、それなりの同じ目的を持っている方々が参加するという意識から、やはり自らその交流をするという意識をそれぞれが持っていかないと、この事業というのは継続は不可能なのかなと、このように思うところであります。今までのも産直出前便等においては非常に苦労がありながら、しっかりとしたリーダーがこの消費者とのいろいろな繋がりを持って、会員が自らこの産直出前便を契機に個人的な繋がりに変わったというような、どんどん発展的にその事業が拡大をしているということからすると、やはりそこにはリーダーという存在感があるのかなと、このように思うところであります。

本町においても各種農業振興においては、商工会でも農業部会という部会がありながら、なかなか農家の方々から参加していただけないというような現状もあるということからすると、ぜひ芳賀議員からもそういうリーダーを育成するために町と一緒に進んでいただければと、このように思うところあります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 逆に振られましたけれども、私には予算ありませんし、職員もないのでなかなか厳しい思いがありますが、そういう意味ではやる気のある町民がいるということは事実ですので、私もその中では当然自分にできることはしていきたいと思っておりますので、引き続き役場と協調しながらまちづくりを進めていきたいと思っておりますので、一つよろしくお願いいたします。終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 2時01分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

○議 長（小林茂吉議員） 次に、7番 鈴木淳士議員、登壇願います。7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員）

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 桜木地区住環境整備事業
について | 1. 平成28～29年度にかけて約3千7百万円を投じて基本設計まで完了したものの、今年度になって排水対策に関する調査を実施することに至った経緯と原因及び損失に係る分析とその対応状況について伺います。 |
| | 2. 今年3月議会定例会の一般質問において提案しました「地域優良賃貸住宅整備事業」を、来年完成予定の子育て交流施設に隣接する区画に展開すべきと考えていますが、この提案についての所見を伺います。 |
| 2. 空き家対策の対応方針等 | 1. 空き家等適正管理に関する条例の一部改正により寄附受入 |

について

が制度化されましたが、その後の対応状況を伺います。

2. この条例改正前においても有害鳥獣駆除並びに樹木伐採など環境保全対策に係る「応急措置」または「行政代執行」が実行できたにもかかわらず、これまでは周辺住民が望む応急措置等の事例は見られなかったと認識していますが、今後の対応方針や体制等について伺います。

3. 子育て交流施設整備事業
と学童保育について

1. 子ども子育て支援法第59条第1項の「市町村は子ども子育て支援事業計画に従って、放課後児童健全育成事業を行うこと」という主旨と新たな子育て交流施設の完成により、今後の学童保育は「公設民営方式」になるものと推察していましたが、「民設民営方式」で実施すると決定された経緯と考え方を伺います。

2. 学童保育の公設民営方式と民設民営方式に係る行政の負担や役割などの相違点並びにそれぞれのメリット、デメリット等について伺います。

令和元年第6回三川町議会定例会におきまして、通告に従い一般質問いたします。

まず初めに、桜木地区住環境整備事業について。

平成28年から29年度にかけて約3,700万円を投じて基本設計まで完了したものの、今年度になって排水対策に関する調査を実施することに至った経緯と原因及び損失に係る分析とその対応状況について伺います。

今年3月議会定例会の一般質問において提案いたしました「地域優良賃貸住宅整備事業」を、来年完成予定の子育て交流施設に隣接する区画に展開すべきと考えておりますが、この提案についての所見を伺います。

次に、空き家対策の対応方針等について伺います。

いわゆる空き家等適正管理に関する条例の一部改正により寄附受入が制度化されましたが、その後の対応状況を伺います。

また、この条例改正前においても有害鳥獣駆除並びに樹木伐採など環境保全対策に係る「応急措置」もしくは「行政代執行」が実行できたにも関わらず、これまで周辺住民が望む応急措置等の事例は見られなかったと認識していますが、今後の対応方針や体制等について伺います。

三つ目として、子育て交流施設整備事業と学童保育についてであります。

子ども子育て支援法第59条第1項の「市町村は子ども子育て支援事業計画に従って、放課

後児童健全育成事業を行うこと」という主旨と新たな子育て交流施設の完成により、今後の学童保育は「公設民営方式」になるものと推察していましたが、「民設民営方式」で実施すると決定された経緯と考え方を伺います。

また、学童保育の公設民営方式と民設民営方式に係る行政の負担や役割などの相違点並びにそれぞれのメリット、デメリット等について伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

初めに桜木地区住環境整備事業について、1点目の排水対策調査とその対応状況に関するご質問ですが、この調査を実施することに至った経緯につきましては、本議場においても開発区域における雨水排水対策の課題が提起され、開発区域の下流域を含んだ排水路改修の整備を進めるべきとの提案もあり、その後検討を重ね本調査を実施することとしたものであります。

安全で安心できる住環境を確保するためには、大雨時等の浸水被害対策を図る必要があります。本調査の結果を踏まえ、より有効な手法を検討してまいりたいと考えているところであります。また、すでに実施しました基本計画や基本設計等に関しましては、このような大規模開発事業を実施する場合に伴う、経済性や開発行為上の課題などを明らかにするために実施したものであり、今後の事業実施の際には十分活用できるものと捉えているところであります。

次に、2点目の地域優良賃貸住宅整備事業に関するご質問ですが、本町における高齢者、障害者世帯及び子育て世帯において、特に配慮を必要とする世帯の住居の確保については、住まいづくり支援事業等、町の事業により支援を行っているところであり、現時点においては、地域優良賃貸住宅整備事業による新たな町営の賃貸住宅の整備は考えていないところであります。

また、民間事業者が本事業により特定優良賃貸住宅等の建設を行う場合につきましては、その制度に沿って支援してまいりたいと考えているところであり、今後とも住環境に係る整備につきましては、三川町住生活基本計画に基づき対応してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2の空き家対策の対応策について、1点目の条例改正後の対応に関するご質問ですが、現在、町のホームページへの記事掲載と建設環境課の窓口への資料の備え付けにより、その周知に努めるとともに、以前実施いたしました空き家の実態調査による老朽度の分類結果について確認、整理いたしているところであります。また、寄附申し込みの相談はいただいているところでありますが、現時点において正式な申し込みには至っていないところであります。

次に、2点目の応急措置等に関するご質問ですが、この空き家等の応急措置につきましては、人の生命、身体、財産等に重大な損害を及ぼす危険な事態が発生し、危害が切迫した場合には、その危害の予防や被害の拡大を防ぐために実施するものであり、その措置の内容については、必要最小限にとどめることと空家等対策計画において定めております。また、その措置に要した費用については、所有者等から徴収するものであり、その執行

に関しては、極めて慎重な判断が必要であるものと考えているところであります。

質問事項3の子育て交流施設整備事業と学童保育について、1点目の学童保育所の運営等に関するご質問であります。本町における学童保育については、保護者と地域の方々が組織する「みかわ学童保育所運営協議会」が民間事業者として自主運営しているものであり、これに対し、町は国・県の補助制度による運営経費の助成を行うとともに、児童交流センターの一部を学童保育所として無償貸与しているところであります。本町の行政運営にあたりましては、自助・共助・公助による「協働のまちづくり」を基本としているところであります。この学童保育については、関係者や地域の方々が共に助け合う共助により行われているものであります。

こうした中、運営協議会からは、現在の運営協議会方式では役員となる保護者の負担が大きく、また、組織体制の維持も困難であるということから、令和2年度以降の対応について町に相談があり、運営協議会及び保護者会とともに今後の放課後児童健全育成事業の実施方法等の検討を行ったところであります。その結果、運営協議会の総意として、令和2年3月をもって協議会を解散し、他の民間事業者による運営に移行する選択がなされたところであります。町といたしましては、運営協議会の判断を尊重するとともに、町の行財政改革推進プランの方針に沿い、民間活力の導入等による行財政の効率的、効果的な実施を図るべきであるという考えのもと、引き続き民間事業者による民営方式を選択したところであります。

次に、2点目の行政負担等に関するご質問であります。公設民営方式の一つとして、町からの業務委託が挙げられますが、この場合は受託した民間事業者が契約で定める範囲内で学童保育業務を実施することになり、事業実施者はあくまでも町であることから、その事業に係る管理運営責任は町が負うものであります。また、事業に係る予算につきましても、町の一般会計に計上したうえで、歳入として保育料を徴収し、歳出として委託料等を支払う形で運営することになります。

一方、民設民営方式では、民間事業者が町から施設を借り、町等からの補助金と、自ら徴収する保育料により事業予算を計上して運営することになり、学童保育事業に係る管理運営責任を負うものであります。この場合においても、町は民間事業者に対して事業実施に係る指導・監督を行うものであります。

また、メリット・デメリットにつきましても、いずれの場合においても両方を有するものであります。民設民営方式については民間のノウハウを最大限に活用することができるうえ、行財政改革推進プランに基づいた行財政の効率的、効果的な運営が図られるものと判断をいたしましたところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 2回目以降の再質問をさせていただきますが、まず最初の1点目の質問事項であります桜木地区住環境整備事業につきましては、この開発事業を推進する、早期に対応を進めたいという立場で質問させていただくものであります。これまでのような手戻りのない同じ轍を踏まない慎重な対応を求めるということで質問させていただくもので

あります。

今年度になって先程答弁にありましたとおり、排水対策について広く押切地区全体の排水対策も含めた形での雨水排水計画策定業務委託を実施中ということでありまして、来年になりましてからの、年度末になってからの報告ということで、今は中間段階というところかと思いますが、聞くところによりますとこの質問に出ささせていただきました桜木地区の排水については、先程同僚議員からも質問ありました二丁排水路に接続なる6号、それから4号の排水路というものが複数接続されているということでありまして、分散した形での排水が可能ということをお聞きしておるところであります、その辺について実際に可能かどうか確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまご質問にございました排水関係押切地区全体のものについてでございます。今回行っております事業といたしましては、現在度重なる豪雨により道路冠水及び宅地浸水などの被害が多く発生しております押切地域、約220haほどございますが、このエリアについてどのような対策により災害の軽減が図れるかという観点から実施しているものでございます。ただいまご質問にございました桜木地区の排水関係でございますが、今現在におきましてはいろんな手法がまだあるのだらうなという調査段階でございます。ただ、この調査をするにあたって、大きな原因となっているものが一つございます。これにつきましては、圃場整備による東3号用水路、こちらの方が築堤されたことにより、赤川とこの用水路との間の部分、ちょうど皿状になってございますが、この部分について現在耐水の考え方を統一しなければならないという認識に至っているところです。

この部分についてですが、当時国営東3号の用水路、こちらの方で藤島川、二丁排水、こちらの方と分断されている部分、二丁排水へ繋がる箇所といたしましては、当時13カ所ほど、国営用水路の下をヒューム管とサイホンにより繋がっておりました。こういった部分も踏まえながら検討する必要があると。現在のところ排水につきましては、当時はまだ下水道等整備がなっておらず用排兼用の圃場もございましたので、その部分への水質保全、これを図るために、昭和53年当時になります農村総合整備、モデル事業により用排が分離され、良質な水を圃場に届ける。排水については一旦横断している箇所について、流す箇所を決めて排出するというところで、当時5カ所ほど活用するというところで、当時の番号で申しますと6号、圃場整備の番号で申しますと0号、9号、19号、23号、31号、これを使って二丁排水に流すという計画が計画され整備されたところです。その土地の利用状況、そういったものの変化により、また下水道等が整備されたことにより、また新たな形での排水対策が可能であろうという観点から現在整備しておるところです。これによっては、状況によってどれが一番良い施設利用なのか現在検討しているところでございますので、この結果についてはある程度まとまってからのご報告になろうかと思われま。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 詳しい内容まで説明いただきましてありがとうございます。いずれにしても分散しての排水が可能であろうというようなことで受けとめさせていただ

たところでありまして、今回、平成29年度に提出なされました桜木地区住環境整備事業の調整池ありきの基本計画をいくらかでも改善できるような方向で再整備の検討がなされればというふうに考えているところでもあります。

これからのいろいろな手法での検討になるということでありましたが、例えばの話ですけれども、素人ながらの提案ということになるかと思いますが、アクロスプラザやル・パークで適用しているような透過式、浸透できる舗装での宅地造成、また計画図でもありましたが、東西南北にクロスする、いわゆる町道になるかと思いますが、その道路のカーブを貯水槽に活用するというような方法もあろうかと思いますが、また、さらには緑地公園もこの桜木地区を宅地開発するとなれば設けなければならないというスペースがあるわけですが、鶴岡市の例を引き合いに出させていただくと美咲町の新たな新興住宅には両翼90mから100mほどあるソフトボールグラウンドがあったようですが、これもバックネット裏にかなり大きな排水溝が設置されているというような、調整池兼用のグラウンド整備というような状況もありましたので、設置しなければならない緑地公園もある意味調整池の機能を兼用させることができるのではなかろうかということで、こういった諸々の排水対策というようなことで考えられるのではなかろうかというふうに思っているところですが、見通しとしてはいかがなものでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまいろんなご提案をいただきありがとうございます。一応今回の排水の検討につきましては、やはり雨量、どのくらいの雨量を処理しなければならないかと、これが大きな問題になってまいります。この雨量で既存施設どのくらい流せるのか、また、改修をどのようにすれば流せるのか、こういった部分の算定を今急いでいるところでございます。やはり整備に対しましては効果という部分、コストに対する効果、こういったことも踏まえながらより良い方法を検討し実施していかなければならないものと考えてございます。今ご提言いただきましたように緑地を一部遊水地にするだとか、もしくはいろんな方法、手工があるかと思われまます。こういった部分についても考慮しながら今回の方針決定について検討課題とさせていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） ぜひありとあらゆる情報収集、分析を行って、より充実した桜木地区住環境整備事業を展開していただきたいということを申し上げたいと思いますが、返す返すも残念なことは、こういった調査を平成28年度の段階から手がけておれば、手戻りにならずに済んだものをというところが非常に残念な思いをしております。私ども以上に地元の地権者の各位にも多大なご迷惑をおかけすることになった。

さらには詳細については避けませんが、質問書にも書いてありますとおり約三千数百万円の財源を執行した上での基本計画が報告なったというところでございます、同じ轍を踏むことがないようにということで、改めて申し上げさせていただきますが、この平成28年度から29年度にかけて、町からの調査業務委託を請け負った業者の動きが若干疑念を招くような行動がありましたものですから、改めて確認をしたいと思うのですが、基本計画を策定す

る、この発注が平成28年6月に着手、翌2月に報告ということになっておりますが、この請負業者が庄内赤川土地改良区に調査に出向いたのが2月の1ヵ月前、1月であったというようなことから、相当な8ヵ月間という調査期間もあったにも関わらず、排水対策で一番肝心な庄内赤川土地改良区への調査訪問が前月であったというような状況がございました。こういった請負業者の調査状況については当局の方で把握しておったか、最初に確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 平成28年度に行った基本計画策定、それから測量業務を行ったところでございますけれども、特に前半、この計画期間内の前半部分においては特に用地調査、それから測量業務、そういったものが中心で行われたかと思っております。そういった現況調査を経まして、後半の部分においてそういった具体的な施設の配置でありますとか道路、公園、緑地等のそういった計画の方に移っていったというふうな形で業務が進められたものと思っております。先程の打ち合わせの中で、土地改良区への協議が1月に行われたということのうちの方の協議記録の方にも残っておりますし、そういった中で現在の湛水状況、特に押切地区の湛水の中では、現況の排水路に排水することは難しいという判断がありましたので、そういった調整池方式、一般的に先程言われたように調整池方式というのは町内の方でもみかわ産業団地をはじめアクロスプラザ等でも行われておりますので、そういった方式で採用したところでありますし、それから経済比較した場合においてもやはり調整池方式が有利だということで、その後の計画の中でもこの調整池方式を採用したところであります。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私が言わんとしたいことは、つまりは当然桜木地区開発事業について再度検討はなされると思っておりますけれども、前回の一般的な視点から見ると非常に疑問のあるような計画になってしまったということのないよう、慎重な対応をお願いしたいということでございまして、来年度以降の事業展開になろうかと思っておりますが、何分よろしくお願ひ申し上げたいと感じるところであります。

次の問題としては、桜木地区開発に関しての国庫補助は受けられるものかどうかということを確認したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 国庫補助という部分でございますが、今現時点において内容等を見ますと該当する物件はないという状況になっております。ただ、状況はまた変わってまいりますので、そういった部分については鋭意注意しながら見ていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） であるとすれば、先程町長からの答弁では、私が再三提案させていただいている優良賃貸住宅整備事業については考えがないというお話でありましたが、この事業につきましては約1/2の国庫補助が頂戴できるというものでありまして、今町で抱えております町営住宅北田団地の老朽化に伴っての対策、今の長寿命計画の中では引き続き北

田団地を活用するというような方向性にはあるものの、せっきくの条件整備というようなことでは代替施設として適切ではなかろうかと、非常にタイムリーな話ではないかなというふうに感じておるところです。さらには、今後宅地造成されることよっての新たな住宅団地の形成もなされますし、かねてから要望されています桜木町内会の集会施設、こういった集会施設についても1/2の補助が受けられるという内容でありました。非常に効果的な事業ではなかろうということを含めて、これから検討されます桜木地区住環境整備事業の中にぜひとも盛り込んでいただければなというふうに思っておるところです。

この根拠につきましては、いわゆるMターン戦略、地方創生総合戦略の20ページにきちんと明確に記載されておりまして、この子育て交流施設と合わせて子育てに優しい住宅団地整備を進めるということが計画化しておりますので、単なる宅地造成にとどまらず子育て世帯を招き入れることのできるような町営住宅の整備というような観点で、ぜひとも引き続き検討をお願いしたいというふうに感じております。

続いて、空き家対策について質問させていただきますが、改めて空き家対策としての寄附受入については、いろいろと意見を賜っている状況でございます。町民各位からいろんな声をいただいているというところでございます。再確認の意味で確認したいところですが、三川町空き家等対策計画、平成29年度に策定した計画でありますけれども、この中に無償譲渡を、つまりは寄附受入を実施するという事は確かに明文化しております。なんですが、この文言については山形県でモデル計画を作成したものをそのまま引用しているというところはありますけれども、そもそも地方自治体はいろんな意味での寄附を受け入れることができるという制度になっておりまして、その中で単に負担付きの寄附については地方自治法第96条第1項第9号の規定により議決が必要だという制度になっているわけですが、こういった市町村で空き家であっても条例を設定することなく寄附受入することはできるということについては、所管の方で認識なされていたのか確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまの寄附の関係でございますが、前回の定例議会の中でも少し申し上げましたが、一般的に寄附というのはあり得る行為だということで申し上げたところです。ですので、通常的にもらうということについては双方の合意があれば可能ということで考えてございます。ただ、先程の中にもありましたが、負担付き寄附という意味合いがございます。これについては何々をするためにであれば寄附をするというようなものでございます。こういった部分について内容と相違があれば議会にかけると。ただ、今回の空き家については物がどういった利用になるのか、そういった部分、細かな部分でございます。条例にいたして規則で謳って、なおかつ明文化してこういったものでなければという逆に丁寧なやり方になっているのかなと思われるところです。

また、モデルケースとなった県の状況も聞いておりますが、他自治体においても有効的に活用するという事で、空き家の寄附の受け入れについて明文化されている自治体もございますので、こういった部分についてやっていきたいということでご提案申し上げたところでございます。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） その負担付き寄附ということについては建設環境課長が申されるとおり、用途指定された場合の負担ということが、それを防ぐという意味での議決ということでありまして、さらに付け加えれば寄附をもらった後の維持管理経費が発生するというものを負担とは見なさないという凡例事例も出されているということは理解している中で、丁寧な意思表示という意味での空き家条例に寄附受入の条文を盛り込んだということかと思いますが、鶴岡市では空き家管理条例には寄附の記載がないまま、一般に無料空き家の寄附を受け付けしますということで広くチラシが配られているというところでありまして、これはなぜかと言いますと、先程話をしました空家等対策計画の中に鶴岡市も寄附受入を明記しているということで、これはモデル計画の発信元であります山形県住宅建設課から確認したのですけれども、メールでのやり取りで回答いただいたのですが、このモデル計画に謳った無償譲渡、いわゆる寄附の受け入れというのは、まちづくり施策と連携した事業への空き家の寄附を想定してモデル計画に無償譲渡という文言を盛り込んだ。鶴岡市はまさに都市計画開発のための寄附受入ということでございますので、その辺を十分認識しながら町の対応をお願いしたいというものであります。

加えて、空き家寄附受入の条例については、時間も経過した中から、先程も紹介させていただきましたが、町民各位からは慎重に対応すべき必要があるのではなかろうかという声が多く寄せられているところでありまして、非常に注目度の高い条例改正の内容になっておりますので、ぜひ十分ご留意のうえ慎重な対応をお願いしたいと思います。

そして、一番町民の皆さんが望んでいますのが、環境悪化を招いている空き家の解体ではなくて応急措置等による環境改善策というところでございます。先程条例に規定されている文言そのままの緊急性の高い物件、事案に対して必要最小限の対応ということは十分理解しているのでありますが、実際の話、鶴岡市の当局ではいろいろと空き家に対しての苦情が来た段階で現場を確認し、管理責任者、所有者もしくは相続人等に交渉したうえで、必要な応急措置を取っているという状況もございます。こういった町民の皆さんからの要望については当局の方ではどのように把握されていますか、一度確認したいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 空き家の環境問題、地域での状況というご質問でございます。町としましても平成29年度より窓口が一本化、当課の方がその窓口となって確認行為しております。この中において各町内会からも今の現況を見てくれという部分でのお話はございます。その都度当課の職員が一応現況確認をしながら見て、空き家所有者に対する啓発、また地域の方々への状況の説明ということに努めておるところでございます。やはり生活するうえで空き家については非常に困難な物件ということで認識しております。

また、この応急措置につきましては、法律上は規定されてなく、町の条例の中で謳っておるところになっております。ここの部分、やはり町長の説明にもございましたが、慎重に取り扱わなければならない、このことは非常によく認識しているところです。勝手に人のところに入れられないということもございます。こういった部分については個人の保護部分、非常に厳

しいものがあります。こういった部分を考えながらどうやったらいいのかということについては日々考え、対応してまいりたいと思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） その被害の状況、周囲に与えている環境悪化の原因となっている状況等については、それぞれケースバイケースで異なると思えますけれども、まずは早め早めの、いわゆる介護予防と同じでこの空き家対策の予防策がいかにか効果的かというようなことは同じかなと理解するところでありまして、早め早めの対応を行うことによって、周囲への環境悪化をいくらかでも防げるのではなからうかというふうに感じておりますので、ぜひとも前向きな対応をお願いしたいと思えます。

その中である町内会からは、町内会として解体に取り組みたいのだけれども、その所有者の特定方法とか登記関係の確認、法的な手続き等、事務処理について不慣れな部分があってなかなか前向きに進められないという声もいただいております。ぜひとも行政の支援がほしいというような声もあったのですが、このような場合の支援策としてはどのようなことが可能なか確認したいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 空き家関連に対する地域での協力、もしくは地域での活用という観点かと思われます。この部分につきましては、先程申し上げましたとおり個人の情報の保護という部分、大きな部分がございますが、本課において空き家の所有者へ適切な維持管理を行ってくださいというご案内の文書を差し上げているところです。この差し上げるにあたって、また地域住民から苦情が来た場合において適正な管理をお願いしたいという部分の発送もしております。

この時点において事例としてなんです、今まで2町内会から同じような申し込みがあり、その場合の対応といたしまして参考で申し上げますが、発送する文書の中に当該町内会のお名前と連絡先、あと地域の実情、困っているということに記載しました文書も一緒に同封させていただいて、預かったという旨を入れて発送しております。こういった事例によって、一部分道路にはみ出た植栽について伐採をしていただいた事例もございますし、また、現地に来ていただいてこのような状況だなと確認されていった方もございます。今後ともそういった部分についてはお互い協力し合いながら、その環境保全に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは最後、三つ目の子育て交流施設整備事業と学童保育についての関係を確認したいと思います。

一つ目の民設民営方式に継続したいというのは議会全員協議会においても縷々説明いただいたところではございますが、なかなかこの民設民営という部分については、公設民営を期待するという声が非常に多いように感じております。その中で非常に教育課の動き、それから目指す方向という部分についてますます混乱を招いている部分があるのではなからうかという一つは、11月の新聞報道、また先日と同じ山形新聞で子育て交流施設についての報

道があったわけですが、民設民営ということを目指しながら子育て支援センターと同様に公募すると、町の方で学童保育の事業者を公募するということになっておりまして、本来であれば児童福祉法の規定からすると、学童保育を行いたいという業者から届出を受け、その内容を審査して一定の基準を満たしていれば町で許可をするということかと思うのですが、なぜ新聞にも載ったような公募を行うということなのか、考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） ただいまご質問ありました件につきましてですが、ご質問がありましたように子ども・子育て支援法及び児童福祉法によりまして、町ではいわゆる放課後児童健全育成事業、学童保育を実施するというふうに定められておりますが、この法律の中で市町村以外の者が実施することも可能、届出をすることによって可能であるというふうに定められております。そういった部分では、民間事業者としてのみかわ学童保育所が他の民間事業者に事業を引き継ぐという形になったことに対しては、法律上特に問題はないものであります。

町が公募するという事で議会全員協議会でもお話していたのは、新たに建設しております子育て交流施設、こちらの公共施設としての一部を貸すことについて公募するというような意味合いでのご説明をしてきたわけでありまして、先日載りました新聞報道では、そこも民間委託というような形で記載されて、誤って記載されていたというふうに私も新聞を読んで思ったところでありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 非常にどういうふうに理解したらいいのか分からない。ましてさらには新聞報道のミスメイクも重なって、なおさら複雑になったということかもしれないのですが、その解釈の仕方、考え方の仕方によって何ともでもなるものかなというところを置いておいて、いろいろとこれからの学童保育をお願いしたいという方々の意見を聞きますと、また、今現在の取り組み状況について紹介させていただくと、10月23日にみかわ学童保育所保護者会及び臨時総会というものが開かれて、この中において「庄内アソビプロジェクト」に事業承継を行うということが組織決定なされたということでございました。この背景には教育課が深く関わっていて、庄内アソビプロジェクトという3社合同企業になるかと思えますけれども、紹介されたうえで関係者、保護者会の皆さんが総会の中でいろいろと不安な部分を確認しながらも致し方ないというような感じで議決されたというふうに認識しております。その新たな業者に任せるということについての不安と期待が多岐にわたった他、公募については町がするのかという質問に対して運営協議会がすることになるという答弁がなされておりましたが、これと反する形で町が今回公募を行うというようなことで、非常に外から見ると紆余曲折した形でこの学童保育の展開について、不可解な部分で進んでいると言わざるを得ない感じがします。

さらに、特に気になりますのは、私ども全員協議会の際に説明ありましたが、スクールバスの運行についてです。スクールバスの運行については民設民営方式の学童保育であるにも関わらず、今建設中の子育て交流施設にスクールバスでの送迎を行うという説明がありまし

た。これについては町が関与しない学童保育所と位置付けしながらも、町有バスを運営させるということについては、これは行政財産の貸し付け、これまでの運営協議会であれば公的団体ということで、学童保育運営協議会であれば公的団体ということである程度認められていたんですが、全くの民間団体ということになりますと便宜供与に抵触するのではなかろうかというふうに心配しているところですが、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 2点質問がありましたが、まず1点目、公募に関しての運営協議会の保護者会及び総会での内容という部分がありました。手元に会議録は持ち合わせていないのですが、そのときの公募という意味につきましては、学童保育という事業を運営協議会が民間事業者に事業を継承するうえで保護者、そこに参加した人からアソビプロジェクト以外の他に業者がないのかと、そういった話が出たかと思えます。そういった部分で最終的に事業者を選定なり公募するなり、そういった手続きを取るのはあくまでも運営協議会であるというような話だったかと思えます。確かそのような会議録になっていたのかなと思えます。

それから2点目、スクールバス運行送迎という部分であります。確かに学童保育所の運営については民間事業者、来年度以降は民間の企業というような形になると思われませんが、そういった部分が運営するうえで、ただこの子どもたちの送迎という部分については、現在も学童保育の事業の一貫としては見られていないといえますか、保護者なり自分でその場所に通って来ているというような状況であります。町としてはこの部分で国に定められたこの学童保育所の事業を運営するうえで、議員は今この民間事業者に対する便宜供与というような言葉を使用していたと思えますが、町としては学童保育所に通う児童の保護者の子育て支援策の一つという意味合いから、スクールバスの送迎をこれまでも実施してきているところであり、引き続き同様の対応を取りたいというふうに考えているところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） いろいろ意見交換、また意向確認ということで質問させていただいていますが、こういったことについては、新たにできます子育て交流施設への貸し出しについても当初は貸し出しという条例改正で話を出されましたが、それは違法であろうということから使用許可に変わったという経緯がございます。今のスクールバスの運行についてもいささか疑念を招くような部分もある。こういった問題については町が学童保育の実施主体になって、その運営を民間業者に委託するという方式であれば何ら問題なく自由に展開できるという話になっていきますが、そういった点でも民間委託、町が学童保育の実施主体となって業務については民間委託するという方向での考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） この学童保育所につきましてはいろいろな運営形態が全国各地で行われております。自治体が直接実施します、いわゆる直営、それから地方公共団体から民間の方に業務委託される、いわゆる公設民営というような形、さらには民

間事業者が自主的に行う民設民営という表現を使わせてもらいますが、こういった様々な方式があります。町長答弁の中にもありましたように、町としましてはこれまでの経緯及び町の行政運営に関する考え方、それから行財政改革推進プランなど、諸々の点を考慮したうえで民設というようなことで考えてきたところであり、確かに民間委託というようなことも町の検討段階では考慮はいたしたところでもあります、最終的に民間事業者が自主的に行う民設民営というような選択に至ったところでもあります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 本来先程も町長答弁にもありましたが、学童保育について協働のまちづくりの考え方から共助による運営を求めるものであるということがあったわけですが、協働のまちづくりを尊重するという観点からすれば、ぜひ保護者の皆さま方の期待を裏切らない対応という部分で、せめて保護者からの学童保育に関する、これから開設される学童保育に関する不安や不満の相談窓口をきちんと教育課の方に設けていただいて、その事業主体になるであろう庄内アソビプロジェクトとの調整役、いわゆるアジャスターとしての役割をぜひとも果たしていただきたいなというふうに思うところでもあります。

参考までにこの子ども・子育て支援法第59条第1項の規定は、学童保育に関する規定ではありますけれども、古い経過をたどりますと保育事業がこの学童保育と同じ経過であったということを先日ある方から聞かされたところでもあります。保育事業については昔お寺等で始まった保育事業、いわゆる託児所として始まったものがどんどん拡大していきまして、民設民営活動から公設の保育園に発展、確立していった。まさに三川町はこの保育園を未だに、他の市町村と比べて自前で運営する町立ということで、すべて丸抱えで保育園を運営している。そういった子育て支援を頑張っている三川町として、この学童保育ももはや保育事業と同列に並んでいるのではなかろうかというふうに認識されるところが、いわゆる子ども・子育て支援法の中での市町村の役割ということで位置付けされていることでもありますので、今後の前向きな対応をお願いしたいというふうに思っております。

最後に通告外と言われますと致し方ないような話になりますけれども、先程の空き家対策の話、それから今の学童保育に関する話につきましても、遡るところ空き家対策の管理条例については6月議会で一旦提案なったものが、内容が不十分であるということで否決されて9月にされて、学童保育についても11月5日の議会全員協議会に対しては、行政財産の貸し付けという不適切な説明があったがゆえに、私が指摘させていただいたのですが、同月25日には使用許可へ変更した形での条例案を提案するというようなことで、つまりこれは役場、三川町としての庁議、庁舎内の議決という、いわゆる課長会議での審議を経たうえで議会への条例案なり、あるいは全員協議会へ提案してくるものと認識しておりますが、今年1年は春先から複数の混乱を招くような経緯があったということから、今後は事前に慎重な検討を行ったうえで提案をいただきたいなと思っておりますのでございます。もしコメントがあればいただければと思います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 時間の範囲内で答弁をいたしますが、鈴木議員は役場の職員、また

管理職として十分内部でのそれぞれの担当課の計画等を尊重しながら課長会議等の庁議で決定をしてきたという、今までの町の様々な政策、あるいは事業展開を行ってきたところがあります。こうした中において、今のようなもっとももっとと言われますとやはりそれは議会に事前に説明したり、あるいは町民に対してのアンケート、パブリックコメント等も含めていろんな段階を踏んでこれらの理解を求めてきたというようなことでありますので、議員が言われますようにその分については十分今後とも対応してまいりたいと、このように考えているところであります。

- 議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。
- 7 番（鈴木淳士議員） ぜひとも今後よろしく対応方お願い申し上げまして質問を終わります。
- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、7番 鈴木淳士議員の質問を終わります。
- 議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)
- 議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時40分)
- 議 長（小林茂吉議員） 次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。
- 2 番（志田徳久議員）

1. 総合計画について	<ul style="list-style-type: none"> 1. 「第3次三川町総合計画」の実施計画の実効性の確保は。 2. 次期「総合計画」の策定スケジュールは。また、重点施策は。
2. 災害時の対応について	<ul style="list-style-type: none"> 1. 地震・水害、台風など、それぞれの災害への対応や対策が必要と思われるが、その対策は。 2. 水害などで出る「災害ごみ」の置き場、仮置き場の確保は。
3. 環境対策について	<ul style="list-style-type: none"> 1. プラスチックごみが風化して粉々になって、分解されずに環境の中にいつまでも残ってしまうマイクロプラスチックの環境へ及ぼす悪影響が問題になっている。プラスチックは肥料にも使用されており周知・啓発が必要では。
4. 健康福祉について	<ul style="list-style-type: none"> 1. 今年のインフルエンザは、例年より1ヶ月早く流行している。今年の3月議会で提言したように、ワクチンの不足も予想されるので、「高齢者インフルエンザ予防接種」の接種期間の終わりを来年の1月31日ではなく、今年の12月とするべきだったのでは。また、来年度以降に接種期間の終わりを早める考えは。

令和元年第6回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに、総合計画についてであります。

「第3次三川町総合計画」の実施計画の実効性の確保は。そして、次期「総合計画」の策定スケジュールは。また、重点施策は。

次に、災害時の対応についてであります。

地震・水害、台風など、それぞれの災害への対応や対策が必要と思われるが、その対策は。水害などで出る「災害ごみ」の置き場、仮置き場の確保は。

続いて、環境対策についてであります。

プラスチックごみが風化して粉々になって、分解されずに環境の中にいつまでも残ってしまうマイクロプラスチックの環境へ及ぼす悪影響が問題となっております。プラスチックは肥料にも使用されており周知・啓発が必要では。

最後に、健康福祉についてであります。

今年のインフルエンザは、例年より1ヵ月早く流行している。今年の3月議会で提言したように、ワクチンの不足も予想されるので「高齢者インフルエンザ予防接種」の接種期間の終わりを来年の1月31日ではなく、今年の12月とするべきだったのでは。また、来年度以降に接種期間の終わりを早める考えは。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、総合計画について、1点目の「第3次三川町総合計画」実施計画の実効性の確保に関するご質問であります。第3次三川町総合計画は平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間とし、施策の大綱を定めた「基本構想」、基本的な施策を示した「基本計画」、さらに毎年度調整する「実施計画」により構成され、それぞれの基本目標実現のため、各種施策を積極的に展開しているところであります。特に毎年度策定する「実施計画」につきましては、「基本計画」で定めた施策を各年度の行財政のなかで効率的に実施するため、個別事業を明らかにするとともに、3ヵ年のローリング方式で毎年度調整を行うことにより実効性の確保に努めているところであります。

2点目の次期総合計画に関するご質問であります。現在の計画が令和2年度をもって終了することから、本年度から本格的に令和3年度を開始時期とする次期総合計画「第4次三川町総合計画」の策定に向け取り組んでいるところであり、令和2年度の上半期にはその計画案をまとめたいたいと考えているところであります。また、その計画の策定にあたりましては、「まちづくり住民アンケート」や各種団体等代表などで組織する「三川町総合計画策定推進委員会」等での幅広い意見の集約を図りながら進めていくものであります。特に進行する少子高齢・人口減少社会に対応していくためには、さらなる子育て環境・福祉サービスの充実、産業の振興、生活環境基盤の整備など多くの課題解決に向けた施策を展開しながら、町民誰もが暮らしやすく、住みやすい地域社会の実現に向けて、取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項2の災害時の対応について、1点目の災害対応に関するご質問であります。昭和30年度に策定した地域防災計画について、災害ごとのきめ細かな対応を図るため、平成22年度に実施した計画の改定において、計画書を震災編と風水害等対策編に分冊しており、平成30年度の改定においてもその考え方を踏襲しながら、さらに掲載方法を見直すことにより合冊製本したうえで、それぞれの災害に迅速に対応できるように計画を策定し、災害対応にあたっているところであります。

2点目の災害ごみに関するご質問であります。地域防災計画の資料編に掲示している「三川町防災拠点施設」の地図上においては、町民グラウンドを災害廃棄物の集積地として指定するとともに、予備の集積地には袖東公園を指定しております。このことは地域防災計画の見直しのために開催した三川町防災会議の席上においても議論しているものであり、近年の被災地の状況を見た場合でも、災害の規模やその種類によっても異なるものではありませんが、災害ごみの集積とその処理は本町にとっても大きな課題として捉えているところであります。

次に、質問事項3の環境対策について、マイクロプラスチックに関するご質問であります。このマイクロプラスチックは、生物や生態系への影響が懸念されており、世界的にも問題視されているものと認識いたしているところであります。

我が国においても、水田で使用されたポリエチレン製の堆肥カプセルが大量に海に流出している状況が報道され、さらに芳香剤や洗剤などの家庭用品へのマイクロカプセルの使用禁止を求める提言が国に対して行われていると伺っているところであります。

本町におきましては、これらのカプセルが海や土壌の汚染、さらに健康被害が心配されるものであることについて、様々な機会をとらえて周知してまいりたいと考えているところであります。

次に、質問事項4の健康福祉について、高齢者インフルエンザ予防接種期間に関するご質問であります。本町の場合、予防接種の助成対象期間について、10月15日から令和2年1月31日までとしており、これは鶴岡地区医師会の協力のもとに行っているものであることから、鶴岡市と同様の予防接種期間を設定しているものであります。また、この予防接種期間中に誕生日を迎え、65歳になられる方については、誕生日の前日から対象としていることから、より多くの方々より予防接種を受けていただくことができるよう配慮しているものであります。

さらに、近年の傾向を見た場合、インフルエンザの流行が長引くことも十分に考えられることから、町が設定している実施期間については、適切なものと判断しているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 総合計画は3年ごとの実施をローリング方式でやっておりますが、よく言われる振興審議会でやっていると記憶しておりますが、この振興審議会自体がいろいろな組織の充て職的なメンバーが選ばれることが多いわけです。その間、10年計画ですので

3年ローリングしている中でも充て職の人が変わっていた場合、新たな意見、発想、初めて出た人は頭の柔らかい部分があるかと思われま。そういうときに出た意見等をどのように取り上げているのか。私自身も何度か若者代表で振興審議会等に出た経緯がありますけれども、どうしても事務局案でそのまま取ってしまうという、周りの人からも良い意見だと言われても、どうしても事務局から示された案があると最終的に可決されるという印象がありました。このように新しい委員が出た場合、どのように取り上げていっているのか伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 振興審議会委員の新しい委員に対して、そういった意見の反映の仕方といった部分でございますけれども、本町のまず実施計画については3カ年のローリング方式で毎年度見直すということにしております。したがって、毎年度見直しの中でそういった意見を反映させるものは反映させて、毎年度そういったものを調整を図っているところでございます。また、振興審議会は年2回開催しております。本年も11月に開催しまして、予算要求前に開催して、その新しい委員の方からも意見を頂戴しながら、その意見を踏まえたうえで予算要求にあたって、実際の2月に開催される振興審議会において予算等に反映させていくといったような形で振興審議会の意見を取りまとめしているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） その11月、予算要求の前の振興審議会、いろんな件が出され、次年度の予算編成に反映させるということでもあります。やはり各団体の代表ですので、自分の組織のこと、あるいはその活動において経験したことを述べて要求すると思われま。でも、町ではその中で、政策として今までは協働のまちづくりで、「一人ひとりが輝き、やさしさあふれるまち」、「快適で美しく、やすらぎに満ちたまち」、「人と産業が躍動し、豊かさで潤うまち」という大きな目標を抱えていまして、それを総合的に実施するには、偏ったとは言いませんが、予算面でのバランス等もあろうかと思いますが、そういう場合、優先的に総合的にはどのように対応しているのか伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 全体予算の限られている中で、そういった優先順位等につきましては、今質問者がおっしゃられましたような総合的な観点からということに尽きるかと思われまけれども、特にそういった委員等の意見ももちろんですけれども、実際に事業を実施している担当課なりそういったところで事業実績、あるいは毎年度行っている8月に行政評価等も行ってそういった方々からそういった事業に対する評価等もいただいたうえで判断して、最終的にそういった毎年度の予算等に反映しているといったような状況でございます。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 次期総合計画、第4次総合計画を令和3年度から10年間ということで予定しておりますけれども、平成26年5月には地方自治体に41の事業が移譲されま

した。今まではできなかった高齢者の送り迎え等も、自動車による送迎サービスの登録事務を国土交通省から希望する市町村に移すことなどが盛り込まれました。それらを受けまして、町ではどういう移譲権限のものを取り入れていくのか。今言った一つの例の高齢者の送り迎えのサービスの登録事務等は計画しているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 高齢者の移送については、先の質問でも少し触れたところでございますけれども、今現在これからの高齢化社会の中で、どうしてもそういった高齢者、または障害者の方々など、普段の生活での支援が必要な方々に対しての移送というものは、この地域の中でも大きな問題になってくるというふうに思っているところです。ただ、この道路運送法上の問題等もございますので、そういったものを踏まえまして、本町においてどのような移送がよろしいのかというものを検討していかなければならないというふうに現在の段階では考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程の町長の答弁でもありましたけれども、これからは人口減少対策が一番大きいのではないかと。いろいろ最近の首長選挙でもみんな公約に掲げているのが人口減少対策ということであります。幸い三川町では27人でしたか、統計調査では3人の減と、前回から比べて。県内でも横ばいで良い方向であります。これも子育て支援や企業誘致等あったからかと思えますが、これからも踏まえてどういう事業、政策で人口減少対策に臨む計画なのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 総合計画の実施事業という部分もあるわけでございますけれども、全国的なそういった人口減少等の抑制を図るための措置としまして、国の方では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」というものを全国の自治体に策定を求めて、本町の方でもその戦略を策定して、特にその人口減少抑制対策に特化した重点施策を展開しているところでございます。それについても第4次においてもこの総合戦略の部分を多くは継続的な展開を図る考えでありますけれども、この現在行っております中でも四つの基本戦略を設けて行っているところでございます。特に雇用環境の充実、それから交流人口の拡大と定住化の促進、それから子育て環境の充実、それから安全で快適な生活環境の確保と、こういった大きな四つの観点で総合戦略、現在も展開しておりますので、こういった部分をさらに発展させながら今後のまちづくりに活用していきたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 三川町では先程の国勢調査の人口の推移も伸びましたけれども、企業誘致も進んで、どこでも企業誘致と言って、今までは厳しい面で、企業誘致は宝くじに当たるよりも難しいと。それが幸い三川町ではこの10年間のうち、交通の要衝という環境もあったと思えますけれども、いろいろな輸送関係等、この庄内の真ん中で便利なところということで、企業誘致が進んだということでもあります。でも、それにあぐらをかくことなく、先程同僚議員からありましたけれども、これから基幹産業は農業でありますけれども、やはりそ

ういう面も推し進めて雇用の拡大、人口拡大に進んでいくと私は思っています。

それで、この第4次総合計画を、私の記憶で間違いなければ、地方自治法で平成22年にこの総合計画を議会に諮らなくてもよいということになったと記憶しております。今回の第4次総合計画は議会に議決として提案するのか、考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 地方自治法の改正によってそういった義務はなくなりましたが、本町におきましては条例においてこの総合計画については議決を得るものということで規定されておりますので、本町の方ではそういった案がまとまったものについては、振興審議会の答申を経まして議会の方に提案を行う予定でおります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 議会と町は両輪で情報共有も必要と思われまますので、良い答弁をいただいたなと私は思っています。

次に、災害時の対応であります。先程答弁あったとおり平成30年で新たな対応ということになりましたけれども、今まで各町内会の自主防災会で防災訓練をするとき、どうしても地震対応が多かったわけです。各一時避難所にしろ公民館に避難する、公園に避難するというので、それに慣れてきました。その他の練習として、今年起こった台風15号、19号、あるいは前年で起きた関西の豪雨等で水害等の対応が必要と思われてきたわけがあります。その場合、先程同僚議員にも答弁ありましたとおり、この水害、台風等を想定した防災訓練等、私はまだ実行が少ないと思いますが、それを推進する方策を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 議員が申されたように、これまでの自主防災会の訓練を見ましても消火器の使用訓練、そういったものが非常に多く、それがなぜなのかなと考えたときには指導してもらえ、町内会の役員、自主防災会の役員の方の負担が少ない、そういったところが多かったのだと思います。そういった意味では今年度に入りましてから防災計画の見直し、あるいはハザードマップの配布を行ったところがございますので、そのハザードマップの配布を基にそれぞれ自主防災会の災害訓練について、計画段階から参画をさせていただいて、これまでの先程申し上げたような毎年の繰り返しのよう内容ではなく、実際に想定した訓練を進めていただいているところでございます。

この自主防災会の訓練の際には、また防災講話という形で、先の質問にもお答えしたところでございますが、その際回数等をお答えできなかったところでございますが、その後、今年度に入りましてから21回防災講話を行っております。これは自主防災訓練だけではなく、組織の要請に応じてお話しに行くというような状況もございます。そういった中で、やはりまだまだその町民にとって水害、あるいは台風時にどう対応すればいいのかという話がございいますので、来年度においてリーフレット等の作成により、防災訓練の際、あるいは防災講話において説明をしていく。あるいは、町内会のそういった説明会の際に疑問とされたことについてどのように対応していけばいいのか、改善策を探っていくということで考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 21回も講話等で行ったということですが、消防団は水防団とも兼ねているわけですが、昨年は水防で、福島県の全国の練習というか防災の事業に三川町が代表して参加したということもありますけれども、どうしても今までは火災、予防火災等を行ってきたわけですが、やはり仕事を持ちながらですが、災害の現場で第一線で動く、この水防団の団員の教育というより情報提供、講習等が必要と思われませんが、その方向はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 水防団への情報提供、あるいは訓練という話でございました。今年度は水防団として県の代表として出場したわけですが、初めて行く団員も多く、それぞれ水防活動においては様々な工法があるわけですが、その工法の中で二つほど今回やったわけですが、そういったものを実際に幹部会においても映像として撮ってまいりまして、幹部と一緒に見るというような機会を作っております。さらには今後の中では水防活動における工法について、これまでは土のう積みだけでございましたけれども、それ以外の工法もございますので、そういった情報提供については心がけてまいりたいと考えておりますけれども、基本的に消防団そのもの水防団そのものがやはり日常はお勤めをされている中で行っておりますので、なかなかそういった訓練機会が多くなると負担が大きいという話もございます。そういった兼ね合いも見ながら進めていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 次に、災害ごみでありますけれども、私も災害ごみについて実際にしたのは、我々大分県に行政視察に行ったときに、数日前大分県日田市、湯布院町の手前ですが、そこでトラックに家具を積んで一定の場所に運んでいたと。そういうのが初めて災害ごみの対応を見たわけです。我々からすると大雪降ったとき、雪の排雪場所にトラックで運んだりするわけですが、それと同じように各家の家具等を運んでいたということは初めて目にいたしました。そのときは変な言い方ですが、それぐらいという意識で帰ってきたのですが、この間の台風15号、19号から見ますと、この災害ごみの問題が復興には欠かせないという、弊害になっているということが改めて感じました。

初めに町では町民グラウンドと袖東公園の2カ所、考えていますけれども、最初にここまで運ぶ前に、この間の状況を見ますと、まず我が家から近くへ道路へ出す、それが現状でした。それらへの対応、そこから仮置き場に運ぶ対応。住民が逆に自由に袖東公園や町民グラウンドへ、我先に持って行ってよいものか。その辺の計画、実施、対応等がありましたらお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 災害ごみの処理につきましては、最近では丸森町等の水害で多くの災害ごみが発生し、未だにその処理ができていないという状況も見ているところでございます。先の町長答弁の中にもありまして、おり防災会議の中でも今後の大きな課題は、そ

の復旧、復興を阻む災害ごみの処理が一番大きな課題だと言われておりました。そういったこともありまして、これまで防災計画においてはその災害ごみの扱いを論じてこなかった、そういった指定をしてこなかったわけでございます。今回、資料編ではございますが三川町防災拠点施設のマップの中にその2カ所、まずは町民グラウンドを第一に考えると、その予備として袖東公園を指定したわけでございますが、実際の災害になった場合については、先程話がありましたとおり、もっと身近なところに、一輪車だったり軽トラックだったり、そのところに運べるものが本当は必要なんだと思います。

ただ、このマップにおとす際については、その災害ごみの置き場となる場所の合意も必要でございますので、そういった細かい点での合意はなかなか難しいというような状況にあると思います。実際に災害が起きた場合について、まずは発災から2日から3日については身を守ることが先になります。その後に復旧という話になりますので、その段階で土地の権利者等との合意を得ながら数多くの場所を確保しなければならない。ただし、それがずっと置かれてしまえば保安上やはり問題になる。それをまた1カ所に集めて処理をする。そういった手続は想定しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） それで三川町の町内会の多くには遊び場と言われるような場所が各集落にあります。それを第一置き場として、それ以降仮設の置き場に移すというような方法が一番手っ取り早いのではないかと。まず自分で各集落の遊び場や公園に運ぶ。でないと置き場所もない、道路も全部塞いでしまうということもあります。それで行政の手で仮設置場に運ぶという方法もあろうかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） こういった災害ごみの置き場という指定を考えたときには、実際に災害が起きた場合については本当に必要だということで皆が共有すると思いますが、まだその災害が起きていない段階で指定すること、言えば迷惑施設というような捉え方をされてしまいます。うちのところにはいない、ただし捨場はほしいと。そうしたときにこの計画に今ご意見あったような内容を盛り込めるかとなるとやはり難しいんだろうなと思います。本当に切迫した状況の中でお互いが必要するものを、例えば町内会のそういった遊び場、あるいは公民館の敷地、広場、そういったところをまずは指定をするというのは一つの方法だと考えます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 東日本大震災のときもそうですけれども、この間の台風で長野県の場合、仮設置場にゴミを集めたけれども、請け負う業者が県外等に委託しているようだけれども、なかなか対応しきれないということで積みっぱなしになっているという問題もありました。そこで仮設置場から火災が発生すると、出したものによるものもありますけれども、災害対策ネットワークによりますと、この仮設置場で高く積んで置くと、最初にそのものが酸素を吸って微生物が活発化する。それを積み上げていくとごみの重さや重機の重さでゴミが圧縮され熱がこもる。高さが高くなると発熱の速度が表面からの放熱の速度を上

回り蓄熱が促進される。つまり蓄熱火災です。蓄熱して80度から90度を超えると草木に含まれる脂分が酸化して発熱、温度が上がるほど酸化して発熱速度が早くなり、最終的に自然発火してしまうということで、今までも何箇所からか火が出て火災になっているということもあります。それらの計画をすべてしておかないと、引き取る業者がないからということで、例えば2ヵ所に高く積み上げるとそういう現象も起こるということですので、もう少し広い場所を、あるいは東郷地区等にも設けるところがあれば、低く仮設置場に積み置いて、業者が処分するのを待つという方法も考えられますので、この仮設置場を増やす考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 理論上、ご指摘の懸念はもっともだというふうに考えます。そういった意味でも袖東公園を予備にはしておりますが、第一は周りに人家のない町民グラウンドを考えたわけでございます。当然臭い、そういった火災の際の煙、そういったものもあるかと思しますので、繰り返しになりますが、先程申し上げたとおりまだ災害が発生していない中ではなかなか合意が得られない部分もございますし、それを東郷地区、赤川左岸にもという話でございましたが、まずは防災会議において町民グラウンドを考えていこうということでもまとめているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 次に、環境対策であります。プラスチックのごみがマイクロプラスチックになって環境に悪影響を与えるということでもあります。そのマイクロプラスチックを動植物が食べて環境が変わるということでもあります。例えばタニシなどもマイクロプラスチックが地中に、あるいは泥に入ったものを一緒に食べて、そして、ホルモンが変わって男性ホルモンが影響を受けて生殖器の発育が不十分で、生殖能力が低くなっているという現状もあります。ここで、今タピオカ、今年ブームになりましたけれども、ストローを使って飲んでいるわけで、このストローが、インスタ映えするというので歩きながら飲んだり、あるいはそのストローの紙袋が飛んでいってマイクロプラスチックになったりということもあります。こういう普通のプラスチックごみは三川町では水曜日に出すわけですが、プラスチックのストローは細くて先が尖っているものですから、ごみ袋から出たり、運んでいるときに出たりということで、そのまま路上に落ちたりするということもありますので、こういうストローにいろいろ啓発活動も必要と思われませんが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 議員おっしゃいますマイクロプラスチック大変大きな問題になりつつあります。報道等でも空中にも浮いているのではないかという報道も昨日されたところでございます。今おっしゃいましたストローの関係でございますが、このマイクロプラスチックの問題は行政のみならず、企業、また消費者、こういった方々すべての問題でございます。企業におきましては現在プラスチックではなく紙のストローを使い始めたところもあります。こういった活動をしておりますので、そういった部分について町としてもだい

に啓発していかなければならないと考えてございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今答弁にあったように民間企業もこのストローの環境への悪影響を懸念しております、全国に展開しておりますスターバックスジャパンは来年1月から使うプラスチックを紙製ストローに変えて、3月までに全店1,500店に導入すると。5月からは太いストローも紙製に順次切り替えて、年間約2億本のプラスチック製ストローの削減に努めるということで、やはり社会の動きはそうなっているということで、やはりそういうこと啓発も住民が知らない、そんな認識していないということもあります。我々も今はコンビニで約100円で挽いたコーヒーが簡単に飲めるわけですがけれども、アイスコーヒーなんかはストローを使って飲むというような現状、あるいは紙コップのフタはプラスチックですので、そういうことも意識して飲んだ後の処理場所をきちんと考えておくような啓発も必要かと思われまます。

そこで、私も農業家ですがけれども、初めて知ったんですがけれども、今年から初めて一発の肥料を使いました。この肥料はプラスチックでコーティングされているということです。この一発肥料は温度が上がるごとにだんだん溶けて効果を発揮するため、今農業従事者が高齢化・減少化の中でこの一発肥料が重宝されているわけですがけれども、代掻きすると端の方にプラスチックが寄せられていた。そして、それが日本海側のある県の海岸にその粒がすごく打ち上げられているということ、環境を主に扱っている業者の人が言っていた。

でも、その業者も言っていましたけれども、私も思いますけれども、基幹産業が農業で、その中で稲作が中心の三川町においても、やはり地域事情というものがあるかと思えます。でも、その中で知識として生産者の責任でどれを選ぶか。何も知らなかったと私みたいに、今年初めて覚えたという方もおります。こういう肥料にはこういうものが含まれていますよという、決して先程地域事情を言ったとおりの悪いということではなく、知識として知らしめる方法もあろうかと思えますが、その方策を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまご質問者の方からもございましたが、やはり知らないという部分については使っているところ、意識的な問題が働こうかと思えます。私どももこういった質問があり内容等を詳しく調べておったところ、農薬のみに限らず、現在では芳香剤、要は衣服に香りを付ける、こういったものにももっと微細なプラスチックが使われている。また、農業においてもこの肥料のみならず発芽をする段階においてもビニール系のポリマーを使って、内部の吸水性を高めると、そういった様々なものに使われているというところでございます。こういった部分やはり周知することは大事だと思っておりますので、今後その方法については内部で考慮しながら、確認しながら取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私も先程言ったとおり初めて知った段階ですので、取り扱っている業界に、我々は座談会等も機会がありますので、地中に溶ける物質でコーティングしたもの

を肥料メーカーに要請すべきではないかという提言を続けていきたいと思えます。おそらく業者が分かっているのか、ただ便利な肥料ということで普及しているのか。その辺も出てこようかと思えます。あと、厄介なのはこのプラスチックというものは先程言ったとおり害虫の消毒とか、こういう消毒剤と一緒に密着してしまっていて細かくなっていく。それを泥の生き物が食べてしまって、先程言ったとおり女性ホルモン化して生殖機能がだめになって、新たな貝ができないとか、いろんな自然破壊が起こっているわけでありませう。

その辺、私この場で言うのもなんですけれども、初めて議員になったときから私は環境等のごみ議員と言われて、ごみ、ダイオキシンをはじめいろいろ勉強させていただきましたけれども、この面でもまだ知らない、新たな環境破壊が起こっているということでもありますので、私もそうですけれども、行政側も新たな情報を手にして啓発活動、例えばこのニュース等が広まれば、消費者からそういうものを使ったものは買いませんよということになったら大変なことになりますので、今からその対応をしていく必要があるかと思えます。最初は、先程言ったダイオキシンが出てほうれん草問題と言ったときに、私も買っていたいる消費団体に行っているいろいろダイオキシンのこと等を説明した経緯があります。常に800度以上で燃焼していれば発生しないとか、マスコミも先程も出たとおり一辺の記事で、偏った情報を消費者は受けてしまうのです。その辺の説明も大変苦労した経緯があります。

今でもダイオキシン対策、行政をはじめいろんなことをやっておりますけれども、これからはこういうプラスチック等の問題、マイクロプラスチックだけではなく、この前の情報ニュースでは海の底の深海でそのまま残っている。そして、その物が食べられた形跡があるということでした。有名な話では亀が海藻と間違えて食べて胃の中からたくさん出たということもあります。やはり今台風等、気象災害等も温暖化の影響とよく言われておりますが、やはりこういう環境が出している。私自身もその一人ではありますけれども、やはりその辺を勉強して対応するべきではないかと思っております。

そして、最後にインフルエンザであります。先程も述べたとおり3月議会でもこれ提案しました。そのときは期間を検討するような答弁だったと記憶あるのですが、検討してこういう結果だったと思われませう。知っているとおりにインフルエンザ接種は発病の予防だけではなく重症の予防で接種することで脳炎の予防にもなると言われております。ワクチンの効果は接種後2週間から5ヵ月程度効き目があると言われております。どこも初めは10月15日ということであろうかと思われませう。先程鶴岡医師会との協議ということがありましたけれども、庄内町ではすでに昨年もそうですけれども、今年も1月いっぱいではなく12月いっぱいだと表示してこういう事業を行っております。

今年1ヵ月早くなりましたけれども、今の現状を申し上げますと、各医療機関で不足して、自分の行っているところがないから初めて違う医者でワクチンを打っていると。知っているところでは二千何百本分用意したけれども今は百本くらいしかなくなった。そこにまだあるからということで集中してきている。それが現状なんです。これが一定1月で接種しようとしてもないということになりますので、薬の卸屋も用意しているのは限度がありますので、やはり注意喚起のうえで5ヵ月間効きますので早めに対応。早めに対応するということは同

じ補助金でやっていますので、早めの対応でインフルエンザにかからないとなれば国民健康保険の方もそんなに費用は使わなくて済むということになりますので、やはり早めの対応が必要であろうと思われます。鶴岡医師会の医療施設でもそういう状況になっていますので、これからの対応、今の現状を知ってこういう答弁等を行っているのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ただいまご質問ございましたワクチンの状況等も踏まえて、インフルエンザの接種の期間を早めに締め切った方がいいという趣旨だと思いますが、先程の町長の答弁にもございましたけれども、基本的に鶴岡地区医師会の方での混乱を招かないようにと申しますか、鶴岡市の医療機関等を利用する患者さんが多い関係もありますし、本町を含めて鶴岡市とも協議をしながら、こちらの鶴岡地区の関係に関しましては10月15日から1月31日というふうなことで統一をしているところでございます。

庄内町は確かに12月ということで、酒田地区の医師会の関係は、遊佐町もそうですけれども12月いっぱいというような対応をしているということでございます。県内の各自治体を見ましても、その地域地域の中で、医師会の管轄の中での対応で10月15日から12月もありますし、1月末までというような設定をしているところもございます。本町につきましては繰り返しになりますけれども、基本的には鶴岡市の医師会等の協議を経たうえでの期間ということで設定をさせていただいているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） いつまでもこういう状況を続けていけば同じ状況になりますので、この医師会の話し合いに誰が出てどういう姿勢で臨んでいるのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 鶴岡市の医師会との協議等につきましては、基本的には三川町の健康福祉課の方でいろいろと対応しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 酒田市の例を挙げながらこれから鶴岡医師会に臨む、今年の現状、実は今年の現状も私は訴えたのですが、これが医師会の話し合いでこうなったと思いますが、やはりいろんな面で医師会の問題あると思いますけれども、例えば今出た酒田市の医療機関では東北で先駆けて、前2回も質問しましたけれども、ピロリ菌の予防に着手しておりました。私は三川町もそういう方向にするような、この場で答弁いただいた気がします。それが医師会との関係でだめになったのか、町の事情でピロリ菌の無償化がだめになっているのか。そういう根本的な問題があると思いますので、伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） ピロリ菌は通告外です。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今医師会のことが出ましたので、この医師会が同じ庄内の医師会でもいろんな先進的な対応をしていると、あるいは住民のことを考えて対応しているということもあるわけですので、町の姿勢としてそういう例を出して鶴岡医師会との話し合いにも臨んでほしいという趣旨であります。その鶴岡医師会でも先程言ったとおりワクチンがなくなってきて、例えば三川町からいつも来るお客さんがいても接種できないで他の医療機関を

勧めるという現象が起きているということを踏まえて、実際この医師会の医師たちは実際の現状を知っているわけですので、この次臨むときはそういう話し合いで、住民の健康のためにそういうことを進めてほしいと思います。これも提言になろうかと思いますが、やはりこういう体制を作っていくって、住民の健康福祉に尽くすのが行政の役割だと思っておりますので、提言して私の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第2号「次期食料・農業・農村基本計画に関する請願」の審査結果について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

令和元年12月5日

三川町議会議長 小林 茂吉 殿

三川町議会産業建設厚生常任委員会
委員長 芳賀修一 ㊟

請 願 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理 番号	付 託 年 月 日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措置
2	令和元年 12月3日	次期食料・農業・農村基本計画に関する請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の経過を若干報告いたします。

12月4日午前9時30分より、紹介議員志田徳久議員、説明員庄内たがわ農協営農企画課課長齋藤渉氏より同席いただき審査を行いました。

初めに、説明員より請願の趣旨と内容の説明をいただき、各委員より説明員と紹介議員への質疑を行い、意見陳述後に採決し、全会一致で採択されました。

審査の内容を申し上げますと、現在政府は 2015 年に制定された食料・農業・農村基本計画の見直し作業に入っており、政策審議会委員による検討が行われています。この計画は今後の農業政策を決定する重要な方針決定となり、農業団体、農業者、地方現場からの意見提出が必要となっています。

請願内容は山間地対策など三川町には合わない内容も含まれますが、全国の統一した運動であることを考慮し、原文どおりの内容で採択されました。

なお、意見書提出先に両院議長と経済産業大臣にも送付すべきとの意見もあり検討していきたいと思えます。

議員諸兄には趣旨を理解いただき、賛同いただきますようお願いいたします。

- 議 長（小林茂吉議員） これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、質疑を終了します。

- 議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（成田光雄議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（小林茂吉議員） これから請願第 2 号「次期食料・農業・農村基本計画に関する請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

- 議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

- 議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。

（午後 4 時 41 分）

令和元年6回三川町議会定例会会議録

1. 令和元年12月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
7番 鈴木淳士議員	8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員
10番 小林茂吉議員		

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	本間明総務課長
黒田浩企画調整課長	五十嵐礼子町民課長兼 会計管理者兼会計課長
中條一之健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	齋藤仁志産業振興課長併 農業委員会事務局長
加藤直吉建設環境課長	佐藤亮教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹
和田勉監査委員	庄司正廣農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

- 第 4 日 12月6日(金) 午前9時30分開議
- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議第 77号 | 三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議第 78号 | 三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定について |
| 日程第 3 | 議第 79号 | 三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議第 80号 | 三川町子育て交流施設の設置及び管理に関する条例の設定について |
| 日程第 5 | 議第 81号 | 三川町農村環境改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 6 | 議第 82号 | 三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議第 83号 | 三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員の選任について |
| 日程第 8 | 選挙第 1号 | 三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について |
| 日程第 9 | 意見書第2号 | 次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出について |
- 閉 会

○議長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配布のとおり、追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、議第77号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第77号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町の一般職の職員の給与について、山形県人事委員会の勧告等に準拠し改正いたしたく提案いたすものであります。

その改正の概要を申し上げますと、まず一般職の職員の給料月額について平均で0.07%、勤勉手当を年間0.05月分引き上げるものであります。なお、技能労務職の職員については、規則において一般職の職員に準じて改正いたすものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） それでは、細部につきまして私からご説明申し上げます。

初めに、本日配布いたしました人事院の給与勧告の骨子、及び山形県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要に基づき、この度の勧告の要点についてご説明申し上げます。

まず国及び県におきましては、民間給与との比較を行うため、企業規模50人以上の民間事業所の職種別民間給与実態調査を実施し、その結果として民間給与との格差を埋めるため、給料表の水準引き上げと勤勉手当の引き上げを勧告したところであり、本町におきましては、4ページに掲示しました山形県人事委員会の勧告による給与改定の内容に準じ、平成31年4月1日に遡及して、給与の平均改定率を0.07%、勤勉手当を0.05月引き上げることについて所要の改正をいたしたく、本議会定例会に上程したところであります。

それでは、上程しております議案について、別にお配りしている新旧対照表によりご説明申し上げます。

初めに、議案の第1条関係については、再任用職員以外の一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給月数を5/100引き上げるものであります。さらに、一般職の職員の給料表の改定については、議案書の給料表により1級から6級のすべての級において引き上げ改定するものであり、その平均改定率は0.07%であります。

次に裏面ですが、議案の第2条関係については、令和2年度以降の6月期及び12月期の

期末勤勉手当の支給月数の平準化に関する勧告があったことから、期末手当と勤勉手当について所要の改正をいたすものであります。

なお、新旧対照表、附則の2、附則の3につきましては、この改定に伴いまして所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） ただいま説明がありました議第77号に関して、近年数年続けて国の人事院勧告、あるいは県の人事委員会の勧告に関しては、給与の上昇という改善ということで、職員にとっては給与の改善という方向に向かっているわけですが、町として若干別の意味でも捉える必要があるかと思えます。

まずお聞きしますが、今回の給与の改定にあたって、年間でどれくらいの増額が見込まれるのか。それ1点伺います。

また、一方この給与の増額というものが経常的経費の増というものに繋がるわけですが、財政運営上、自主財源というものの伸び、これを見逃すわけにはいかないと、見比べる必要があると思えます。順調にこの自主財源、主に町税ということになると思いますが、それが伸びていけば何も心配ないわけですが、その伸びとこの人件費、経常経費の伸び、その辺をどう比較、見込みをされているのか。それを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） まずはその給与総額に対する影響ということでございました。先程申し上げましたとおり0.07%の増になりますので、人件費の方を予算書の方に、すみません予算書が手元にないのですが、その予算書に乗じていただければ出てくるかと思えます。

その伸びそのものの、今回職員にとっては勧告がございましたので、基本的には県も人事院勧告に従うと、本町においてもそれに従うところでございますが、今申されたように財政的な面では当然のように負担が出てまいります。それに対する経常的な経費、町税の伸びがあるのかということもございしますが、職員の手当てを上げるためにその町税の見直しというものはございませんので、他の部分で吸収していくしかないのかなというふうに考えます。基本的には経常的な経費が増えることは間違いないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 今の答弁で他の部分で吸収していくというふうな話がありましたが、今後の具体的な部分に関しては、あらゆる場面で検討はする必要があるのですが、一つお聞きしたいのは町税の改定とかというのではなくて町税の純増、毎年少しずつ町税は伸びているというふうには私は認識していますが、今言った人件費の例えば0.07%ですか、その伸びに対して町税がそれを上回るペース伸びていけばある意味何も心配ないと私は思いますけれども、現状の分析の中でそういう状態になっているのか、あるいはなっていないのか、その辺はどう認識されているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ご質問にありました町税の純増という意味では、大変申し訳あ

りませんが担当としてその伸びと人件費を結びつけて考えていない面がございますので、そういった面での繋がりというのはなかなか分かりにくい部分ではあります。ただ、近年の町税の伸びということで議員からもお話ありましたとおり、歳入においては伸びている形で行っております。さらにはこの人件費、全国的にすべて人事院勧告に基づきまして国も改定いたしましたし、都道府県、自治体も同じように行っているわけでございます。そういった意味では地方交付税の中で一定の手当てはされるものと考えます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第77号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第77号「三川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第2、議第78号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第78号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、新たに条例の設定をいたしたく提案いたすものであります。

その内容を申し上げますと、地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が創設されたことから、給与及び費用弁償の支給について条例を設定いたしたく、法律や省令に基づき、山形県が定めた条例に倣い、本町においても同様に定めるものであります。

また、この条例設定に併せて「三川町一般職の職員の給与に関する条例」、及び「三川町一般職の職員等の旅費に関する条例」の条文について所要の整備をいたすとともに、「三川町語学指導等に従事する外国青年の給料及び旅費の支給に関する条例」を廃止するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますと、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 今週の月曜日だったかと思いますが、各都道府県で非正規社員に対する賞与を来年度から正社員並の月数を支給するというような報道がありました。山形県に

においても来年度から 2.55 ヶ月分の期末手当を支給するというような報道があったわけですが、本町におけます会計年度任用職員に対する期末手当の支給に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 国が示しましたその期末手当の考え方ということで、これまで本町においては臨時職員に対しましては割増賃金という形で支給をしておりましたが、新たに期末手当という形で出せるようにするというのが今回の地方公務員法の改正の趣旨でもあります。

そのガイドラインにおいては年間2回、1.6月ということでのお話がございました。これを受けて山形県は今回1.55月、現行の期末手当の率で一般職と同じように支給をしたいということでの考えのようでございます。一方、本町におきましては、先の全員協議会でもご説明申し上げましたが、これまで賃金という物件費であったものを報酬、給料という人件費に充てることもございまして、その基本的な財政面を考慮いたしまして、今検討しておりますのは、再任用職員と同等の1.45月、0.725月を6月、12月の2回ということでの考え方を持っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 自治体間で様々な処遇の仕方が違ってまいりますと、全員協議会の中でも話になりました働き手が不足している、有効求人倍率が高いまま推移しております庄内地方においても人手不足が顕著に表れているというような個人の事業主の方もおられました。そうした中で、売り手市場とならないような対策も必要かと思っておりますけれども、人材不足、町の業務を担う非正規の職員の方々の不足というものは非常に懸念されるところでありますけれども、そういった対応の仕方、また自治体ごとの対応の仕方について、その人手不足にならないための考え、対策についてお考えがあれば。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） そういった懸念は十分あるわけでございまして、昨年、庄内町村会で構成しております三川町、庄内町、遊佐町の総務課長が総務課長会議という形で会議を開きまして、何かすり合わせができることがないかということでの話し合いをしております。まずはこの条例設定に向けての話し合いを行いましたし、さらには給与の面になりますとやはりその地域、地域の実情が違うものですから統一は無理であろうということが分かっております。これは他地区、置賜の方も総務課長会議で集まったそうですが、結局まとまらなかったと。自治体間で違いがあって仕様がないうような結論がそちらでも出されたようでございます。

今回12月15日の広報において、まずは今回会計年度任用職員の募集を行いますというようなお知らせをさせていただきます。その広報が出る前にこの条例が通りましたら、現在いる非常勤職員に対しまして説明会を開かしていただこうと思っております。その中で申し上げたいと思っているのは、まずはその期末手当の率とか自治体で違うことはあっても、現給を保障するような形で、これを超える形、あるいは上回る形での提案をさせていただく予定

だというような話はしたいと思っています。と申しますのも、現在非常勤職員、特に保育士が多いわけですが、そういった職員の確保ができない場合、待機児童の発生、あるいは庁舎内の正職員へのさらなるしわ寄せ、そういったものが考えられますので、これを防ぐ手立てとしてまず考えております。

さらに、先程申し上げた期末手当につきましても、実は庄内町も遊佐町もまだ出しておりません。唯一鶴岡市が12月3日の議会において再任用職員並の1.45月を基本として考えるということで議会で答弁しております。そういった面では鶴岡市と本町は同じなのかなと思っています。ただ、月額が特に給料表において1級1号給から始めるのか1級3号給から始めるのか、それによっても違いがありますので、私たちもやはりその周辺の市町との綱引きになるのは間違いございません。ただ、一番の心配は庄内総合支庁の職員募集でございます。こちらの方はこれまでも給与が高い状態でありましたので、その辺も見ながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 私から1点確認したいと思いますが、費用弁償としまして第6条、第7条に一般職の職員に準じた形で通勤手当等を支給すると。この支給方法については権衡を考慮し、町長が別に定めるというふうにあります。この権衡、要はバランスを図るといふ考え方についてなんですけれども、今現在正職員といわゆる臨時の方々の通勤手当については大きな格差があるわけですが、基本的には費用弁償という以上は実費的な費用に関わる支弁という考え方から考慮して、今後の見通しとしてどういうふうな取り組みを考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 費用弁償としての通勤手当の考え方といたしましては、平成27年度までは臨時職員に対しまして、一律120円ということを出しておりました。ただ、これが町外からの通勤者が非常に多くなってきたものですから、その処遇についての問題点が発生いたしました。そういったこともありまして、平成28年度にまずは算定根拠を求めようということで、当時でございますけれども自動車の燃費、ガソリン代ということで、それを「km：13円」で想定いたしまして、その13円掛ける、2km以上については現行の120円、5km以上については平均の片道距離を採用いたしまして、それを乗じて求めております。先般規則の中でもその一覧表として出させていただきましたが、平成28年度にそういった根拠で費用弁償を支払うことといたしましたので、今回の会計年度任用職員についても同様の考え方を持って向かったところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 先程1番議員からもありましたけれども、今回の制度の創設にあたっては、本町の行財政運営に与える影響というものは非常に大きいものがあるのかなと危惧しているところであります。人材の募集に関しても先程答弁がありました。どうしても各自治体も含めて民間企業も含めて人の奪い合いという事態がこれから出てくるのかなと思いますけれども、そういった中で人材の募集だけでなく行政運営に与える影響というものも一

つ大きいのかなと、あるいは財政運営もそうであります。

先程の前段の議第77号の議論からの続きにもなりますけれども、地方交付税での手当てというものを当てにしているような話がありました。ただ、残念ながら国の財政も非常に逼迫してしまっていて、近年地方交付税は伸びておりません。逆に減っております。まして本町においては、自主財源が増えているという意味合いの中で地方交付税が減らされている現状にあると私は思っています。

この条例を通すにあたって、当然人件費が増えていく経常経費が増えていく、では何を抑えていくのかと。先程の答弁では他の部分で吸収するという話がありました。はっきり言って事業の見直し全般的な見直し、あるいはコストの削減等を含めて大なたを振るう必要があると私は思います。そういった対応策も含めて考えたうえでこの条例を上程していると思いますし、その方向性を伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 今回の給与改定に伴う今後の財政運営に関するご質問でございますが、令和2年度当初予算については現在編成中でございます。この中で様々な課題が出てくるものと考えております。そこで今質問にありましたとおりスクラップ、大なたを振るう、そういった場面も当然出てくるものと考えているところでございます。ただ、本町におきましては行財政改革推進プラン、また定員適正化計画、こういった計画のもとに随時行政のスリム化、コストを削減、そういったことに取り組んできているところでございますので、これを引き続き行うとともに、特に先程も申し上げましたとおり、令和2年度当初予算の編成にあたっては将来の財政運営を見据えた編成、こういうものに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 一部納得しながら一部納得できない部分もありまして、令和2年度予算編成時期でありますので、次年度のお話が出ましたけれども、これは私は今回の国の方向転換と申しますか、新しい制度の創設に関してはまず第一歩目なのではないかと思っております。背景には同一労働、同一賃金というものから働き方改革という大きな部分も含めまして、民間からの派生ではありましたがけれども、公務員の働き方を抜本的に変えていくといった考え方があろうかと思っております。

将来ともこの人件費というものが上がっていく、その第一歩目に過ぎないのかなと私は思っております。そういったことからすれば、次年度の予算編成のみならず、10年後といったものも含めて頭の中に置きながら、あるいは次期の総合計画も含めて、この町のあり方、今までどんどんスクラップアンドビルドとは言いながら、実際はビルドアンドビルドというようなやり方で、どんどん仕事を増やしてきたこの町の実態があるわけだと私は思っております。そういったものを抜本的に考え直す小さな行政といいますか、そういったものを築いていく、方向転換の来年は最初の年であるのかなと。10年間の行く先を見たときには、そういった今とは全く別の町の姿、行政の姿というものを思い浮かべながら私は進むべきところに、分岐点に来ているのかなと私は思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 今回の人件費という部分に関して、ただいま梅津議員から将来的な展望を持ったこれからの行政運営が必要なのではないかという、この点については私も全く同感であります。本町においてはやはり総合計画、さらには中期財政計画を持って、将来的な財政負担をいかに健全財政に維持継続をしていくかということは、これは行政運営の基本となるわけでありまして。こうした中において、国と地方のこの将来的な財政運営の中においては、国が地財計画を持って、これからの市町村の財政という部分については、都道府県も一緒になった対象になるわけでありまして、とりわけ国の現状からすると、やはり国全体でのプライマリーバランスをどう取るかということによって、地方にもこの影響は少なからず出るのかなと、このように思うところであります。

そうした中において本町においては、おかげさまで将来的な投資的な事業、これも取り組むことができまいりましたし、その部分において今後経常経費がやはり予算に占める割合が非常に大きくなるというこの懸念は当然あるわけでありまして。こうした中、全国的なこの市町村の状況をよく数値化されるという部分については、財政力指数、また経常経費等におけるこの自主財源がどのように、このそれぞれの自治体における歳入に確保できるかといった部分もあるわけでありまして、とりわけ県内においては、先程梅津議員が言われたような自主財源であるという認識というのは、これはやはり歳入の中においては、国からすると基準財政収入額という一つにしか過ぎないというようになるわけでありまして。そういった部分については県内の他の市町村においては、町税の収入で人件費を賄えないという自治体がほとんどなわけでありまして。そういった部分からいたしますと、やはり本町においては非常に企業からの経済行為による税収、あるいは個人の税収というものに支えられてきたというようなことはございますが、将来的にはやはり固定経費となる経常経費の部分については、やはり十分その予算の中に占める割合というものについてはしっかりとその対応をしていかなければならないというようなことになるのかなと思います。

今回の会計年度任用職員という部分に対するいろいろな保障、あるいは福利厚生の部分の待遇、処遇をしながら進むということについては、やはり将来的にも財政という部分のしっかりした中長期的な基盤を構築するということが一番重要ではないかと、このように考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第78号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第78号「三川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第3、議第79号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第79号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、事務事業の見直しにより、現在本町において実施していない仮ナンバーの交付、及び土地の境界等の職員による立会について、手数料の適正化を図るため、所要の改正をいたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第79号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第79号「三川町手数料条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第4、議第80号「三川町子育て交流施設の設置及び管理に関する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第80号「三川町子育て交流施設の設置及び管理に関する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、町民の子育てしやすい環境の充実と、地域活動の振興及び文化の向上に寄与するため、三川町子育て交流施設を設置することに伴い、その設置及び管理について条例を整備いたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） それでは、疑問を感じた点、複数確認したいと思います。

まず1点目です。第3条に使用許可についての規定が謳われております。第2項にその大もととなる、いわゆる上位法、一般法というような位置付けで地方自治法、並びに三川町公

有財産の取得管理及び処分に関する規則を引用するという事で明記されております。この中で上位法に位置付けます、略して申し上げますが、公有財産の管理規則の中にはすでに使用許可についての手続、敢えて申しますと、公有財産の管理規則の第7条に使用許可に関します使用申請書の提出、それから第9条には5年を超えて許可することができないという、いわゆる使用期限の規定が明記されているわけですが、この条例の中に同じような趣旨で長期使用に関する必要な事項は町長が別に規定で定めると第4項に明文化されているわけですので、この敢えて長期使用というものを条例に定める趣旨。ここの第4項に町長が別に規則で定めるという文言を入れますと、この条例の中で第11条、一番最後の条文になりますが委任という項目で、必要な事項は規則で定めるとということと、二本立ての規則が定められるということになるわけですので、こういった部分についての法体系の関係上の不都合はないものかどうか。いわゆる通常であれば、上位となる条例の施行に関する規則ということで、その使用の許可、それから長期使用貸し出す場合の条件というものについては別の規則、二本立て、三本立ての規則で定めることなく、一元化を図った形で規則を定めるというものが一般的な中で、第3条第4項、それから第11条で敢えて分けて規則を定めるということについての考え方をお伺いしたいと思います。

この規定に基づいての考えだとは思いますが、先日の11月25日の全員協議会で提示いただきました子育て交流施設の一部の長期使用に関する規則ということで、これがまさに先程紹介しました公有財産管理規則と重複する部分が相当あるという中で、特に重複して定めるとということについて否定はしませんけれども、今回の議案には付随なっておりませんが、第4条に長期使用の選定にあたって公募により使用者を選定するという文言が入っておりますが、基本的には使用許可を行うという場合については、その使用したい者からの申請に基づいてその申請内容を審査したうえで使用させていいものかどうかという判断で振り分けすることができる、可否を判断することができる。そういう流れで基本的な考え方になっているものを敢えて公募をするということについては、いささか出過ぎた話かもしれませんが、穿った見方をしますと、先日の一般質問でも触れました、特にこの子育て交流施設の中の学童保育の業者選定を意識するあまりにこういった規則を、不要な規則まで言及するのではないかというような疑問も発生しましたので、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

それからもう1点、今度は議案書の条例の方に戻ってですけれども、第5条と第6条に開館時間、休館日というものを条例化するという事について、私の調査不足、勉強不足かもしれませんが、一般的に施設の日常的な管理運営に関しては条例で定めると、条件の変化が生じた場合、1回ずつ議会に提案しないとこの条文の改正がならないということで、通常であればこういったものについては執行側の状況、都合に合わせた形で運用できるように規則でとどめておくというのが一般的な施設管理ではなかろうかということで、この考え方についてもお伺いしたいと思います。

それからもう1点、第7条使用料等についてであります。特に気になりますのは第7条第2項の全部または一部を免除するという事での1号、2号は最もな話なんです、その他

の町長が特に必要と認めた場合という3号の規定が載っているわけですが、使用料の全部または一部を免除するという考え方からすれば、いささかこれこそが条例等で明確に規定をしないと不均衡を生じるであろうと。さらには、この使用料の減免規定に関する基本的な考え方ですけれども、これについては今度は町の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例が影響してくるわけですし、この財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第4条に規定されておりますけれども、普通財産であっても無償もしくは時価よりも低い価格で貸し付けすることができるものについては、国、それから地方公共団体、公共的団体において公用、公共用の事業に供する場合ということで条例に明記されているわけです。

補足しますと、もう一つとしては地震、火災、水害等によって普通財産の貸し付けを受けた者がその使用目的どおりに使えないという場合、減免、それぞれの対応があるということなんですが、この中で規定されています公共的団体というものについては、行政の指揮監督を受ける団体ということで、産業、経済、文化、福祉の各活動において、公共的団体という位置付けで公的な活動を含むものが含まれると、法人か否かは関係しないということなんですが、いわゆる民間団体でこれまでの旧押切保育園、児童交流センターの設置条例で使用料は無料とするという条例になっていまして、その貸付先が学童保育運営協議会、この学童保育運営協議会は公共的団体に該当しますので何ら問題ないものというふうに解釈できるわけですが、今般進めようとしている学童保育の事業形態については、民間企業的な組織が運営するという考え方で進んでいる状況の中で、特にこの使用料の全部または一部を免除することについての3号の町長が特に必要と認めた場合という考え方についても伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 数点ご質問がありました。

まず第1点目、使用許可に関する件であります。今回この新たに建設します子育て交流施設に係る、施設管理等に係る条例設定をしているわけですが、確かにご質問があったようにこの条例設定をするには上位法等々絡んでの規定を作っております。その中で、今回特に注意した点につきましては、あくまでもこの施設、一般の町民への貸し出しは当然想定しているわけですが、その他、ご質問にもありましたように、学童エリア部分について、学童保育をするにあたって長期使用というのを考えているところでもあります。そういった部分で、一般の使用と長期使用、これを区別する意味で条文に明記したところでもありますし、さらにその長期使用するにあたりましては、上位法であります三川町公有財産の取得、管理及び処分に関する規則等ではある程度の規定はされているものの、詳細部分まで記載されていないことから、今後の事務の適正な執行をするうえで敢えて第3条の中においてその長期使用に係る部分を別に規則で定めるというふうにしたところでもあります。

それから、町長が別に定める規則の中のご質問もありました。先日の議会全員協議会にご説明した際には、案という段階でお示しさせていただいておりました。今回本条例が承認された後、法令審査等を受けながら最終的な規則の設定を行いたいというふうに考えておりますが、ご指摘あった第4条、長期使用の選定の部分に公募という言葉が表現されており、そ

れが適切かというようなことでありました。この部分につきましては、若干議員と私どもの方でこの言葉の定義の部分で捉え方が違う部分があるかと思えます。そういった部分で確かに誤解を招くような表現であるというふうにも感じる部分がありますので、今後の法令審査等の中で適切な、誤解を招かないような表現に直していきたいというふうに考えております。

それから、条例の第5条、第6条に係る施設の開館時間、休館日等に係る規定、条例で設定する必要があるのかというようなことでありました。今回この条例設定をするにあたりましては、現在三川町で所有している公共施設、特に参考にしたものが農村環境改善センター等の条例を参考に作っているわけではありますが、その農村環境改善センターの方においてもこの開館時間及び休館日等について条例設定をしているところであり、そういった点から条例でも明記したところでもあります。

それから、第7条の使用料に係ります減免の規定であります。この使用料等の中の第2項の第3号、その他、町長が特に必要と認めた場合というような部分に関してではありますが、この部分につきましては、一般町民等の使用等に係る部分が主でありまして、例えば現在の三川町公民館、農村環境改善センターの使用にあたりまして山形県の会議など、そういった公共団体の使用にあたりましては、町長の特認で減免なりをしている状況であり、そういったことを想定しての表現であります。

これに関連して、議員の質問の中で財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例との関係性というようなことがありました。確かにこちらの条例においては普通財産の無償貸付及び減額貸付等については、その該当が限られているわけであります。ただ、この部分につきましてはあくまでも貸し付けということで、長期の貸し付けを想定しての条文設定というふうになっているところでもあります。今回の子育て交流施設におきましては、当初貸し付けというようなことでも考えていたわけではあります。議会全員協議会の中でもいろいろご質問があったことを反映させながら、長期使用というようなことで今回提案しているものであり、こちらの財産の交換、譲与、無償貸付等に係る条例の規定は及ばないものというふうに捉えているところでもあります。

また、民間事業者に対しての長期使用ということをまず今回行おうわけではありますが、長期使用を許可するにあたりましては、使用料を徴収する予定であります。そういったことから、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定に反するものではないというふうに捉えているところでもあります。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7 番（鈴木淳士議員） 細かいところまで説明ありがとうございました。第3条の部分でございますが、第4項にまた別途規則で定める、第11条にも必要な事項を規則で定めるという部分については、先程の説明にもありました法令審査の所管の方からこの考え方、要は議案として提案されたという形について、すでに法令審査が完了済みという認識の基でこの考え方についてお伺いしたいと思います。

もう一つ、第5条、第6条の開館時間、休館日、農村環境改善センターの条例に基づいて

同じようにということでありましたが、実は私も手元に農村環境改善センターの設置管理条例を持っておりまして、これは1条から10条建てになっているのですが、開館時間、休館日という規定はございません。ひょっとしたら三川町公民館の設置管理条例にこれがあつたやもしれませんので、これ以上の言及は避けたいと思いますが、なお確認をお願いしたいと思います。

併せて第7条の使用料等の第2項第3号の町長が特に必要と認めた場合ということについては、確かに他の管理条例にもあるわけですが、言わんとすることは先程規定が違うというお話がありましたが、基本的な考え方として財産の貸し付け等に関する条例、普通財産が第4条に規定されておりまして、行政財産が第4条の2に規定されておりまして、いわゆる貸し付けについて無償貸付ができる場合ということで書いてあるわけですが、この貸し付けということは、いわゆる使用許可についても類推できる規定というふうに考えられますので、乱用にならないようにという意味でよろしく対応をお願いしたいと思います。

では、1点目の方の第3条第4項の規定と第11条の規定の関係性について、法令審査の所管からよろしくお願いたします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 法令審査の観点でということでもございました。基本的にはその規則が、先程担当課長も申していたように法令審査の方に回っておりませんので、詳細は把握していないところでございますが、一般的な形では第11条の規則の定めについては、条例施行規則という形で定めるのが一般的でございます。この施行規則の中で定めない、それ以外のものを特定のものを定める場合、特に今回の場合は第3条の第4項において長期使用に関する必要な部分、これを特定のものとして一つの規則として上げたいというのが担当課の気持ちでもございました。そうだとすれば、基本的には条例規則の中ではこういった方法があり得るものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 7番 鈴木淳士議員。

○7番（鈴木淳士議員） 先程1回目の質問の際にも話をしたように、条例、規則というものについては、いわゆる一般的には規制をかける、いろんな意味で混乱を避けるべく規制をかけるというような考え方で制定なるものだというふうに考えております。複数すでにもう規則、条例についてはかなり多くのボリュームで存在するわけですので、できる限り設定本数については必要最小限にとどめるべきという観点からしますと、今の答弁にあつたとおり第11条で施行規則、この条例の施行規則ということは、つまりこの条例全般に関わるものを定めるのが第11条で定めている施行規則に繋がるわけですので、第3条第4項も網羅した形での規則ということで設定をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 言われるように本数を必要最小限に抑えるべきだということは理解できるところでございますが、今回の条例に関しましては、その全体を補足する条例、施行規則とは別に、特定の目的を持って規則を定めるわけでもございますので、混ぜてしまいますとなかなか分かりにくい規則になるという場合については、私は分ける必要があると考

えております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 長期貸付の場合の使用料についてお伺いしますが、規則の案の中に別表に挙げる基本使用料を上限として定めるものとするというふうにありますので、今議案にあります第7条関係の別表を見ますと、多目的ホール、会議室、付属設備とありますけれども、この学童保育施設の長期使用をする場合には、1部屋ではなくてかなり広い面積になるわけですが、この別表の使用料金をどのように該当させるのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 長期貸付に係る使用料ということで、今後設定業者が、使用者が決まりましたら使用許可を与える段階で料金を設定することになりますが、その算定根拠といたしましては、今回条例で規定しております1室料金、これをベースに考えていくということでもあります。学童保育エリア、こちらには保育室二つと学習室という部分があり、その他事務室もあるわけですが、この三つ、もしくは四つの部屋について今回の条例で設定しました料金をベースに月額料金を算出していくということを考えております。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） そういう意味ではまだ試算といいましょうか、前の説明の中で運営方針というふうな資料をもらった中で、事業主体からの貸付料というふうな説明資料がありましたけれども、その金額との関係といいましょうか、一応試算されているとお伺いしたのですが、部屋数と、細かい点はいいんですけれども、果たしてこの該当のさせ方でいいのかということ、上限ですので可能かと思えますけれども、具体的に決めるのはどういう手続で決めるかということをお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤子育て支援施設整備主幹。

○説明員（佐藤 亮子育て支援施設整備主幹） 今回の条例の第3条第4項に基づいた規則の中で、使用料金の設定の項目、申し訳ございません、条例の中で別表に定める料金を上限としてというようなことで記載されており、現在の案としては、この料金設定をベースとして月額10万円程度になるものというふうに試算をしているところであり、最終的に決定するのは長期使用の申請が出てきて、その内容等を審査し、実際に使用する部屋数等を確認しながら最終的には決定したいというふうに考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第80号「三川町子育て交流施設の設置及び管理に関する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長 (小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第 80 号「三川町子育て交流施設の設置及び管理に関する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (小林茂吉議員) 日程第 5、議第 81 号「三川町農村環境改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の設定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員 (阿部 誠町長) ただいま上程されました議第 81 号「三川町農村環境改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の設定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「三川町農村環境改善センター設置及び管理条例」と「三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例」、「三川町公立学校体育施設使用料条例」及び「三川町文化交流館の設置及び管理に関する条例」の四つの条例に係る農村環境改善センター等、公の施設の使用料について、受益と負担の公平性を確保する観点から見直しが必要であるという考えから、条例の一部を改正いたしたく提案するものであります。

その改正内容といたしましては、農村環境改善センター、町民体育館、アスレなの花、テニスコート、町民運動場、公立学校体育施設、及び文化交流館の施設使用料、照明使用料、冷暖房使用料について見直しするものであります。なお、施設使用料等につきましては、現行の減免措置を継続していく考えであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長 (小林茂吉議員) これから質疑を行います。

4 番 佐久間千佳議員。

○4 番 (佐久間千佳議員) それでは、こちらの条例改定によります使用料及び照明使用料の変更ということでもありますけれども、こちら歳入に関わる影響というのがどの程度出てくるものか、そういったところ。件数であったり延べ人数等、もし検証されているのであれば説明いただきたいと思っておりますし、照明使用料ということで、昨今 LED 化ということで様々話題に上がってきておりますけれども、こちらの施設の LED 化の進捗状況はどの程度なっているのか説明願います。

○議 長 (小林茂吉議員) 佐藤教育課長。

○説明員 (佐藤 亮教育課長) まず 1 点目、今回の料金改定による歳入の見込みをどのくらい見ているかというご質問でありました。トータルの部分の資料しか持ち合わせておりませんが、今年度分、令和元年度分についてはまだ年度の途中ということですので、平成 30 年度の使用人数等をベースに見込んだ金額については、公民館をはじめ体育施設等を含め 60 万弱の金額が増額見込みとして見込んでいるところであります。

それから、各施設の LED 化の状況というようなことであります。現在料金改定をいたす予定の施設の中で、LED 化が済んでいるのは、小学校体育館の中で横山小学校と押切小学校が LED 化に整備済みになっております。それから、町民体育館の中の体育館アリーナについては通常のハロゲンランプであるのですが、武道場の部分が LED 化になっている状

況です。以上です。

○議 長（小林茂吉議員） 4 番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 増額見込みだと、平成30年度対比で60万円ほどの増額見込みだということの説明でしたけれども、単純に金額ベースで算出した見込みなのか、いわゆる増額による使用件数等、使用の延べ人数の影響等も加味されて60万円増と見込んでいるのかどうか。この辺の確認を1点したいと思います。

あと、LED化が横山小学校、押切小学校、あとは中学校の武道場ということで、武道場に関しましても照明使用料を軒並み増額ということで、今後のこういった施設のLED化の方向性、どの程度LED化を進めていくのかということと、武道場に関して一律に電気料が上がっているからこの金額を算出されているのかどうか。今後の見込み等の説明をお願いしたいと思います。

先日の全員協議会の場合でも他市町村と足並みを揃えるというような説明がありました。しかしながら、交流人口等の観点から申し上げるとそういったことを加味せず、本町独自の料金体系というものも考えられると思いますけれども、こちらの施設の町外利用といいますか、そういった人数等のデータがあれば説明いただきたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） まず第1点目、見込みの算出根拠についてのご質問でありました。消費税等の部分で2%増額になるという部分と、それから今回の施設の使用にあたりましては、減免されている団体等がありますのでそこは考慮しております。また、一番電気使用料等が発生しておりますアスレなの花、こういった部分については町外利用が多いというようなことも想定しながらの見込みを立てたところで、先程申したような60万弱の金額が増額見込みと立てたところでは、

それから、今後の公共施設におけるLED化の考え方というようなご質問でありました。やはりハロゲンランプとLEDの電球におきましては、電気料の消費の部分で大きな差があるというようなことで、そういったことから小学校の体育館、横山小学校及び押切小学校の体育館については、天井落下防止対策の工事を行わなければならないことと併せてLED化を図ったわけでありまして、他の体育施設、特に町民体育館、アスレなの花につきましては、単独で行おうとしますとそれなりに相当の金額が発生する見込みでありますので、アスレなの花については今後床面等の陥没が発生しているということから、その改修を予定しておりますので、そういった中でLED化の方向性も検討したいと思っておりますし、一方、町民体育館につきましては、現在町民体育館の長寿命化対策等による具体的な改修計画等がない状況でありますので、そういった計画と併せてのLED化の改修が一番いいのではないかというふうに考えているところであります。

それから、使用料に係る町外利用者の割合ということでありましたが、現在資料を持ち合わせておりませんが、特にアスレなの花が町外からの利用が非常に多くあるわけでありまして、こちらについても具体的な割合、いくらかというのを現在手元に資料がありませんので、ご答弁は控えさせていただきます。

武道場の電気料については、今回の使用料改定におきましては、特に体育施設の部分であります。町民体育館と小学校の体育館、同じ体育施設で同じ利用目的だということで、そちらの料金体系を統一するという事で説明させていただいているわけですが、武道場については特に類似施設がないので独自の、今回の消費税等の改定及び電気基本料金等の増加傾向のそういった要因を反映しての今回の料金設定で提案させていただいているわけです。確かにLEDだからというような、この武道場につきましてはLED化されてから数年経っておりますが、今回の使用料金設定をしたわけでありまして、実際この武道場につきましては、町内の団体または中学校の部活動使用のみというふうに、ほとんどがそういった利用で、料金の発生するような団体使用が現在これまでなかったような状況であります。そういったことも考慮しながら、住民及び団体等が使用する部分については大きな影響はないということで、今回このような設定をさせていただいているところであります。以上です。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第81号「三川町農村環境改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の設定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第81号「三川町農村環境改善センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の設定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時47分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前11時10分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第6、議第82号「三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第82号「三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、一般廃棄物収集運搬業、及び浄化槽清掃業に係る許可申請手数料の額の適正化を図る観点からの見直しとともに、所要の条文整備をいたしたく提案するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第82号「三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第82号「三川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第7、議第83号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員の選任」の件を議題とします。

職員に議案を配布させます。

（書記配布）

○議 長（小林茂吉議員） 職員に議案を朗読させます。

（書記朗読）

○議 長（小林茂吉議員） 本案について、提出理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました議第83号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員の選任」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

この審査会は、行政不服審査法の規定によりその権限に属する事項を処理するための機関であり、併せて三川町情報公開条例、及び三川町個人情報保護条例の規定による諮問に応じ、て審査するために設置されているものであります。

この審査会の委員の任期が、来たる12月31日をもって満了となることから、三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会条例第4条の規定により、識見を有する委員5名を次のように選任いたしたく、議会の同意を求めらるものであります。

まず、五十嵐慶一氏につきましては、ご承知のとおり、長年、三川町議会議員並びに議会議長などを歴任され、その間、町行政の推進と地域の振興発展にご尽力いただいた方であり、ます。また、現在は三川町振興審議会会長、第4次三川町総合計画推進委員会委員長などの要職に就かれてご活躍いただいているところであり、特に行政・法令等に精通されている方であることから、再度選任をお願いするものであります。

続きまして、上野千晶氏でございますが、三川町民生委員・児童委員、さらに同協議会会長として地域福祉の推進にご尽力いただくとともに、社会福祉協議会副会長並びに町営住宅入居者審査委員会委員など、各分野においてご活躍いただいております、福祉分野をはじめとする行政全般に精通されている方であることから、再任をお願いするものであります。

続きまして、恩田千恵氏でございますが、これまで交通安全母の会並びに婦人防火クラブの会長として、子どもや高齢者などに対する交通安全等の指導、啓発活動に取り組みされてお

り、現在は、交通安全母の会の役員として、安全で住み良いまちづくりにご尽力いただいております。また、子育て環境の充実や地域福祉活動にも高い関心をお持ちの方であり、行政に関する意見や知識も豊富な方であることから、再任をお願いするものであります。

続きまして、齋藤 清氏につきましては、三川町統計調査員として、国及び地域の行政活動の指針を定める重要な国勢調査、工業統計調査、及び商業統計調査などに従事され、統計調査業務に高い情熱を傾注していただいております。現在は三川町統計調査員協議会会長として、精度の高い統計調査活動や統計調査の重要性に関する啓発活動などにご尽力いただいております。統計分野をはじめとする行政全般にわたり識見豊富な方であることから、再任をお願いするものであります。

続きまして、庄司睦子氏につきましては、昭和49年3月に鶴岡商業高等学校を卒業後、42年間の会社勤務をなされ、その間、医療・介護の業務にも携わるとともに、地域福祉活動にも高い関心をお持ちの方であり、行政に関する意見や知識も豊富な方であることから、新たに選任をお願いするものであります。

以上の5名につきましては、いずれの方々も人格及び識見において、情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員として最適任者でありますので、選任についてご同意を賜りますよう、よろしく願い申し上げます、提案理由といたします。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

本件は人事案件でありますので、地方自治法第132条の規定によって禁止されている、他人、すなわち委員の私生活にわたる言論にならないようにご留意願います。

質疑を許します。6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 委員の選任に関しては同意いたしますが、参考のためにお伺いしますけれども、条例等を理解していないものですから大変申し訳ございませんが、この委員の仕事の内容といたしましょうか、会議とか。そういう状況とそれから報酬等はどうかお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 仕事の内容につきましては、先程町長の提案理由の中にもありましたが、基本的には行政不服審査法の規定によりまして、その権限に属された事項を処理するための機関として設置されております。

本町においてはこれに合わせまして、情報公開並びに個人情報保護の観点から同時に併せ持って委員をお願いしているところでございます。

その審査会につきましては、委員5人をもって組織し、任期が4年でございます。審査会につきましては情報公開が認められた場合について、その審査を行う必要があった場合については開催するものでございます。

報酬につきましては、申し訳ございません、手元でございますが、条例で定められております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、議第83号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服

審査会委員の選任」の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議 長 (小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、議第 8 3 号「三川町情報公開・個人情報保護・行政不服審査会委員の選任」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長 (小林茂吉議員) 日程第 8、選挙第 1 号「三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙」の件を議題とします。

地方自治法第 182 条の規定により、選挙管理委員会の委員及び補充員については、議会で選挙することになっております。

三川町選挙管理委員会から同委員会の委員及び補充員が、令和元年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了という通知がありましたので、今定例会において選挙するものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。指名推選の方法は、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、指名推選の方法は議長において指名することに決定しました。

職員に議案を配付させます。

(書記配布)

○議 長 (小林茂吉議員) それでは指名いたします。

三川町選挙管理委員会の委員に、三浦正明氏、近藤正記氏、若生定雄氏、荒田賢二氏を、補充員には、第 1 順位、山口喜一氏、第 2 順位、石川昭廣氏、第 3 順位、大井 力氏、第 4 順位、五十嵐教夫氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました 8 名を三川町選挙管理委員会の委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 (小林茂吉議員) 異議なしと認めます。したがって、ただいま議長において指名しました 8 名の方々が、三川町選挙管理委員会の委員及び順序のとおり三川町選挙管理委員会の補充員に当選されました。

○議 長 (小林茂吉議員) 日程第 9、意見書第 2 号「次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書の提出」の件を議題とします。

なお、議案の朗読についてであります。意見書の内容は先に配布のとおりでありますので、日程等の都合上、この際省略し、意見書の件名及び提出先のみとします。

職員に議案を朗読させます。

(書記朗読)

○議長(小林茂吉議員) 本件について、提出理由の説明を求めます。6番 芳賀修一議員。

○6番(芳賀修一議員) 提案理由の説明を申し上げます。

現在、今後の農業政策の基本となる方針を決定する食料・農業・農村基本計画の見直し作業が行われており、食料の安全保障、消費者理解、生産基盤の安定化などを農業者・農業団体の生産現場の意見として政策に反映させるため、意見書の提出を求めるものであります。

内容として、全国統一した運動のため、当町には該当しない項目もありますが、主眼とするところは食料の安全保障の確立であります。現在の農業政策は食料生産を鉱工業生産と同一にし、国際競争力を強いる、現場を軽視した政策に傾きつつあります。命の基本である食料を海外に依存せず自給率を高めることを基本とする政策を国に求めるものであります。

議員各位には趣旨をご理解の上、意見書にご賛同いただきますようお願いし、意見書提出の理由説明といたします。

○議長(小林茂吉議員) これから質疑を行います。提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(小林茂吉議員) 討論なしと認めます。以上で討論を終了します。

○議長(小林茂吉議員) これから、意見書第2号「次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書提出」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長(小林茂吉議員) 起立全員であります。したがって、意見書第2号「次期食料・農業・農村基本計画に関する意見書提出」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長(小林茂吉議員) 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和元年第6回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午前11時30分)

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和元年12月6日

三川町議会議長

三川町議会議員 7番

三川町議会議員 8番